

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

**都道府県社会的養育推進計画の
好事例集作成と自治体向けシンポジウム
(都道府県社会的養育推進計画の
実践に向けた調査研究)**

報告書

令和4（2022）年3月



早稲田大学

目次

要旨.....	1
第 I 章 調査研究の実施概要.....	2
1. 背景・目的	2
2. 実施内容	3
3. 実施体制	4
4. 結果の公表方法	4
第 II 章 有識者インタビュー調査	5
1. 概要	5
2. 有識者インタビュー調査結果	7
3. 小括	27
第 III 章 評価基準（案）の試行的作成と評価・検証	29
1. 概要	29
2. 現行の策定要領に基づく評価基準（案）	31
3. 各記載項目の試行的評価・検証結果（見える化）	43
4. 調査の小括	47
第 IV 章 事例インタビュー調査.....	48
1. 概要	48
2. 推進計画の取組に関する事例	49
3. 小括	58
第 V 章 都道府県等向けシンポジウム.....	59
1. 概要	59
2. 実施結果	61
3. 小括	72
第 VI 章 考察.....	73
1. 調査研究の総括	73
2. 今後の方向性.....	76
第 VII 章 資料編.....	78
1. 都道府県等インタビューメモ	78
2. 都道府県等向けシンポジウム パネル討論報告資料	112

要旨

児童相談所設置自治体（都道府県等）では、国が示した策定要領に沿って都道府県社会的養育推進計画を策定している。本調査研究は、推進計画の各記載項目の取組の評価・検証・フィードバックを行う際の効果的なPDCA（計画・実施・評価・反映）サイクルの運用手法を検討するとともに、推進計画の実践への機運を高めることを目的として、先行文献調査及び有識者インタビュー調査、評価基準（案）の試行的作成と推進計画の試行的評価・検証（見える化）、都道府県等への事例インタビューに基づく事例集の作成、都道府県等の推進計画担当者向けシンポジウムを実施した。

先行文献調査及び有識者インタビュー調査からは、記載項目は個別に検討するだけでなく相互作用も考慮する必要があり、施策の体系化が重要とされた。また、都道府県等が推進計画の自己点検等をした上で、子ども中心で取組を推進する「マネジメント機能」が期待されていた。加えて、都道府県等の推進計画を評価・検証する観点では、本来は推進計画への掲載内容や事業実施状況ではなく実際に実施された内容が重要であり、この考えを基礎とした評価方法を検討すべきとの指摘もあった。

評価基準（案）の試行的作成と推進計画の試行的評価・検証（見える化）は、国が示した策定要領の各記載項目に沿って推進計画の掲載内容をみため、「各都道府県等の推進計画の掲載内容の充実度見える化」と位置付けるべき内容である。作成した40項目の評価基準（案）に沿って推進計画の掲載内容を評価・検証したところ、自治体間の掲載の充実度には大きな差がみられた。中でも当事者参画、子どもの権利擁護、中核市・特別区の児童相談所設置、児童家庭支援センターの機能強化・設置促進といったテーマに関連する取組は具体的記載が乏しい都道府県等が多かった。

都道府県等への事例インタビューに基づく事例集の作成では、ある取組を推進した結果として他の取組も推進しやすくなるなど、複数の記載項目を一体的に推進することで施策間・取組間で相乗的な作用が生じることが示唆された。また、関係機関同士の連携促進の場づくり、地域としての方向性や重点施策の提示、理解醸成のための自治体内外（特に市内）への働きかけなど、市区町村や民間団体が動きやすいよう都道府県等が支援的役割を發揮している事例もみられた。なお、推進計画の進捗管理など継続的な検討体制を維持している都道府県等もあったが、少数にとどまった。

都道府県等の推進計画担当者向けシンポジウムについては、里親委託の推進は最も多くの参加者が期待を寄せていたテーマだったが、これに限らず担当者ならではの悩みが共有できたこと、他自治体の取組における具体的な推進方法を直接聞いたことなど、肯定的なコメントが多数寄せられ、このような機会をもっと設けてほしいとの意見もあった。PDCAのサイクルを円滑に回すマネジメント機能の必要性や参加自治体の理解も確認できたが、それを学ぶには他自治体の取組事例の経緯や内容を詳細に知ることが現時点では効果的な手段だと考えられた。

以上より、都道府県等ではPDCAサイクルを円滑に運用し、各取組の充実を図る動きとしてマネジメント機能が期待される一方、国でも都道府県等の自律的な取組の推進に資するよう、マネジメント機能の後押し（マネジメント支援）が望まれる。国によるマネジメント支援は複数の手法の組み合わせで構成されているが、それが実態にどのような影響を及ぼしているかを分析する、いわゆる「評価の評価」によりマネジメント支援のあり方を検討することが重要となる。地域の実情は踏まえつつも、記載項目の中には計画前期で当然に実施されているべき取組もあると考えられ、そのような項目では段階的に高い取組水準へと促すことも一案である。また、評価指標に関して、現行の策定要領で示されている「評価のための指標例」には体制整備に関連する評価指標が多く含まれているが、施策のプロセスや結果に焦点化した指標も併せて検討されることが望ましい。また、自治体間の学び合い（ピア評価）の促進がPDCAサイクルの円滑な運用に有効だと考えられ、国において具体的な検討が望まれる。さらに、都道府県等の発意に基づく独自施策へ国が補助する制度も、都道府県等による自律的なマネジメント機能に寄与すると考えられる。

第 I 章 調査研究の実施概要

1. 背景・目的

(1) 背景

平成 28 年の児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であると位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記され、平成 29 年 8 月には「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」で今後の社会的養育の在り方に言及した「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。児童相談所を設置している都道府県等の自治体（以下「都道府県等」という。）では、改正児童福祉法等の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」等で掲げられた取組を通じて子どもの最善の利益の実現が求められており、その具体的工程として都道府県社会的養育推進計画（以下「推進計画」という。）が位置づけられる。

推進計画について、国は「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」（以下「策定要領」という。）を発出し、令和元年度末までに各都道府県等の策定が終了している。策定要領では数値目標等とともに、各都道府県等に 10 項目の記載項目（以下「記載項目」という。）を示し、諸般の取組を具体的に求めている。

図表 I-1 策定要領における記載項目

- ・ 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- ・ 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
- ・ 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
- ・ 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- ・ 里親等への委託の推進に向けた取組
- ・ パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- ・ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- ・ 一時保護改革に向けた取組
- ・ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- ・ 児童相談所の強化等に向けた取組

(2) 目的

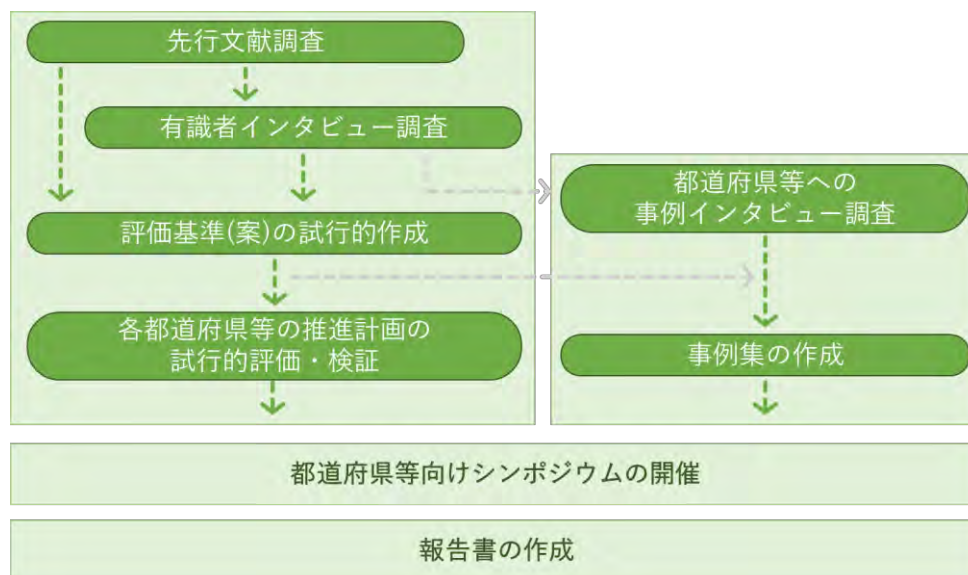
国は策定要領の中で「毎年、各都道府県における計画の取組及び「評価のための指標」等を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行い、公表するとともに、進捗の検証を行って取組の促進を図る」としている。しかしながら、令和 3（2021）年 8 月時点では記載項目の中で評価・検証が行われたのは、推進計画の「見える化」として実施された「里親等への委託の推進に向けた取組」のみとなっている。

そのため本調査研究では、推進計画の各記載項目の取組の評価・検証・フィードバックを行う際の効果的な PDCA サイクルの運用手法を検討するとともに、都道府県等における推進計画の実践への機運を高めることを目的として実施した。

2. 実施内容

本調査研究全体の実施を円滑かつ効果的に進行できるよう、各調査を以下の流れで実施した。

図表 I-2 本調査研究の実施フロー



(1) 推進計画の記載項目に関する評価・検証

① 先行文献調査

各都道府県等の推進計画を収集した。また、近年実施された国の調査研究等のうち、記載項目と深い関連があるものを収集し、これらの先行文献から各記載項目における現状や課題の認識、取組の推進におけるポイント等に関する示唆を得た。

② 有識者インタビュー調査

先行文献等をはじめとした各記載項目と特に関連の深い調査研究に携わった有識者を対象としたインタビュー調査を行い、それぞれの記載項目の現状・課題の認識、取組の推進におけるポイント、注目される取組等を具体的に聴取した。

③ 評価基準（案）の試行的作成

各記載項目について分析・考察することで、記載項目ごとに評価・検証を行う際の評価基準（案）を作成する。評価基準（案）の作成は、現時点では PDCA サイクルでの改善を促すツールとなるよう、3～10項目程度のチェックリスト形式の「問い」と、その到達度を段階的に捉える尺度を試行的に設計した。なお、この検討過程では、早稲田大学社会的養育研究所で設置している社会的養護を経験した当事者4名で構成される「ユース会議」の意見も参考にした。

④ 各都道府県等の推進計画の試行的な評価・検証

作成した評価基準（案）を用いて、各都道府県等の推進計画について、公表された内容の記載の範囲内で評価基準（案）に沿って評価・検証を行った。

(2) 事例集の作成

① 都道府県等への事例インタビュー調査

都道府県等の推進計画の中から、それぞれの記載項目に関して、国が策定要領の中で「計画策定に

当たっての留意点」として示しているポイントに対して高い効果が期待される取組や、全国の都道府県等を横並びで見た際に他には見られないユニークな取組についてインタビュー調査を実施し、その結果を整理する。

② 事例集の作成

インタビュー調査で収集した情報を基に、主に都道府県等に向けた事例集としてとりまとめる。

(3) 都道府県等向けシンポジウムの開催

各調査から得た推進計画の記載項目に関する知見を都道府県等の推進計画の企画・調整担当者へフィードバックするため、担当者を集めたイベントを開催した。

(4) 報告書の作成

上記の調査結果やシンポジウム開催報告を取りまとめるとともに、推進計画の各記載項目の取組の評価・検証・フィードバックを行う際の効果的なPDCAサイクルの運用手法を検討した。

3. 実施体制

本調査研究の実実施計画や各調査の実施は、早稲田大学社会的養育研究所が担当した。なお、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課の担当者には有識者インタビュー調査の一部とほぼすべての都道府県等インタビュー調査へオブザーバーとしてご同席いただいたほか、都道府県等インタビュー調査及び事例集作成にあたって株式会社 HITOTOWA にご協力いただいた。

【調査研究実施主体：早稲田大学社会的養育研究所】

上鹿渡 和宏	早稲田大学社会的養育研究所長
家子 直幸	早稲田大学社会的養育研究所 客員次席研究員
上村 宏樹	早稲田大学社会的養育研究所 客員次席研究員
八木 香穂里	早稲田大学社会的養育研究所 研究補助者
田中 穂乃香	早稲田大学社会的養育研究所 研究補助者
加藤 璃緒	早稲田大学社会的養育研究所 研究補助者

【オブザーバー：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課】

胡内 敦司	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 課長補佐
玉井 秀紀	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 課長補佐

【調査協力：株式会社 HITOTOWA】

佐藤 まどか	株式会社 HITOTOWA ディレクター
佐藤 祥子	株式会社 HITOTOWA シニアプランナー

4. 結果の公表方法

本調査研究の調査結果については、当研究所ウェブサイト (<https://waseda-ricsc.jp/>) において公表した。

第Ⅱ章 有識者インタビュー調査

1. 概要

(1) 先行文献調査

有識者インタビューの実施に先立ち、以下の2種類の公表資料を収集・整理し、各記載項目における現状や課題の認識、取組の推進におけるポイント等を検討した

① 各都道府県等の推進計画

各都道府県等が作成した計65件¹の推進計画を収集し、それぞれの記載内容を概観した。

② 国が実施した調査研究

近年実施された国による調査研究（委託調査及び子ども・子育て支援推進調査研究事業）のうち、記載項目と特に深い関連があるものを収集した。

図表 II-1 本調査研究で収集・整理した国の調査研究

記載項目	国の調査研究名 ※カッコ内は報告書公表年
① 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	—
② 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)	・三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(2021)「子どもの意見表明を中心とした子どもの権利擁護に関する調査研究」
③ 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組	・日本大学「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置に向けてスタートアップマニュアル」 ・日本大学(2020)「子ども家庭総合支援拠点の設置促進に関する調査研究」
④ 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	—
⑤ 里親等への委託の推進に向けた取組	・三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(2021)「乳幼児の里親委託推進等に関する調査研究」
⑥ パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組	・HITOTOWA(2021)「特別養子縁組制度の改正を踏まえた年齢要件緩和及び手続きの改正に係る事例に対する支援のあり方に関する調査研究」 ・HITOTOWA(2020)「養子縁組あっせんにおける民間あっせん機関と児童相談所との連携や情報共有のあり方に関する調査研究」
⑦ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	・みずほ情報総研(2021)「児童養護施設等の高機能化、小規模かつ地域分散化に伴う子どもの状態像に即した人材育成に関する調査研究」 ・みずほ情報総研(2020)「児童養護施設の小規模かつ地域分散化に関する調査研究」
⑧ 一時保護改革に向けた取組	・三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(2021)「一時保護所の実態と在り方及び一時保護等の手続きの在り方に関する調査研究」
⑨ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	・三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(2021)「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査」
⑩ 児童相談所の強化等に向けた取組	・三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(2021)「児童相談所の第三者評価に関する調査研究」

¹ 児童相談所設置4政令市と1中核市は県と一体的に推進計画を作成していたため、児童相談所設置自治体数とは一致しない。

(2) 有識者インタビュー調査

① 対象

各記載項目のこれまでの実態や課題を把握するとともに、今後の展望について示唆を得るため、先行文献等で各記載項目と特に関連の深い調査研究に携わった、社会的養育の制度や実態に詳しい有識者を意見聴取の対象者とした。

図表 II-2 有識者インタビューの対象者

記載項目	有識者インタビュー対象者名
都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	—
当事者である子どもの権利擁護の取組 (意見聴取・アドボカシー)	相澤仁氏（大分大学福祉健康科学部教授）
市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組	佐藤まゆみ氏（淑徳大学短期大学部教授）
各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	
里親等への委託の推進に向けた取組	林浩康氏（日本女子大学人間社会学部教授）
パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組	川松亮氏（明星大学人文学部教授）
施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	（国の調査研究等に携わったことのある有識者）
一時保護改革に向けた取組	安部計彦氏（西南大学人間科学部教授）
社会的養護自立支援の推進に向けた取組	松本伊智朗氏（北海道大学大学院教育学研究院教授）
児童相談所の強化等に向けた取組	藤林武史氏（西日本こども研修センターあかし企画官） 宮島清氏（日本社会事業大学専門職大学院教授）

② 聴取事項

- 当該記載項目に関する現状と課題
 - ・全国的にみた都道府県等の取組状況（取組の段階、地域差／等）
 - ・取組を推進する上での課題
- 記載項目に関する今後の展開
 - ・策定要領の記載内容で特に着目すべきポイント
 - ・今後の展開への期待

③ 実施方法

オンラインによる個別の半構造化インタビュー

④ 実施期間

令和3（2021）年11月2日～11月24日

2. 有識者インタビュー調査結果

(1) 相澤仁氏：当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)

① 当該記載項目に関する現状と課題

○全国的にみた都道府県等の取組状況

- ・制度化については「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」(WT)の報告書で法制化についてある程度言及があり、「社会的養育専門委員会」でもこの報告書に沿って了承が得られた。これに先駆けて取組み始めている幾つかの自治体もあるが、令和4年度以降の法改正で権利擁護に関連した規定ができることが自治体にも伝わっている状況だと思う。
- ・これにより、様々な自治体から先行する都道府県に問合せが来たり、自身にも問合せが来たりしており、具体的に取組みを進めなければいけない雰囲気は醸成されている。現在は次年度予算を確定させるタイミングで、事業化(モデル事業)に向けて進み始めている自治体もあるようだ。実態調査はしていないので全国的な状況は分からないが、現行では10/10補助率なので今のところ財政負担も必要ない。法制化に向けた流れの中で、自治体としてはやらなければいけないと感じているようだ。教育分野での実践がなされてくると、子どもの権利擁護の仕組みが一層推進される展開になるのではないかと。
- ・今後、子どもが特定の意見表明支援員(アドボケイト)との関係性を構築できるほうが意見表明支援しやすくなるか、子どもが話しやすくするにはどのような仕組みが良いか等、現在モデル事業を実施している自治体から実績や効果を検証した上で次の検討ができるとよい。特に、子どもと特定のアドボケイトだけの関係性では何かあったときの対応が難しくなるため、組織・システムとして考える際にどのような体制がよいかを検討すべきである。

○取組を推進する上での課題

- ・アドボケイトの人材確保や養成が課題となっている。各都道府県で社会的養護に関わるすべての子どもにアドボカシーを実施しようとするに相当数の人数が必要であり、養成研修により確保しなければ事業が始まらない。また、この仕組みは子どもに十分理解してもらわなければ利用してもらえない。アドボケイトの仕組みが準備されても、活用する子どもが理解していないと使ってもらえないので、環境整備の一環としての説明が重要となる。
- ・また、児童福祉審議会という存在は子どもにストンと入りづらいし、敷居が高い存在だと思われる。言葉自体が固く、使い勝手を良くするのも容易ではない。アドボケイト自体も身近な存在ではない中で、児福審はさらに遠い存在であるため、そこに活用の難しさを感じる。児福審の方たちが施設に訪問したり里親などの集まりに参加したりしてコミュニケーションをとり、相談しても良いなと思える関係性ができないと利用は難しいという印象。子どもに仕組みを説明して、頭でわかったとしても、実際に会って安心できる・信頼できると思えないと、不信感の強い子どもがアクセスするのはハードルが高い。
- ・関係者・機関が権利擁護の仕組みへの理解がないと、「粗探しに来たのでは」「子どもが意見を言っても叶えてもらえなければ不安定になるのでは」「子どもの意見を職員に秘密にされると問題が潜在化してしまうのでは」といった、仕組みに対する抵抗感や不安感があるので、時間をかけて説明し納得を得ることが必要。そうしなければ、施設職員がこの仕組みにマイナスな印象を持っているときは、子どもがそれを察して利用しなくなる。そのため、関係者・機関への理解を推進する必要があるが、それには時間が掛かるだろう。加えて、問題があった際の対応も実施者側で検討し、子

どもが不利益を被らない体制も必要である。

- ・アドボケイトの育成を専門的にすることも想定しうるが、今はどの自治体も養成を開始する段階であり、養成による専門性を身につけながら組織を作るというそのプロセスをどのように進められるかが課題の1つである。アドボケイトが1人で訪問して子どもと面談するというのは、アドボケイト自身も不安だと思う。弁護士は慣れているだろうが、そうでない人たちをアドボケイトとして養成する場合に、どのように養成するのが良いか。アドボケイトが不安であれば子どもも意見を言えなくなるので、専門性を備えるまでの養成については検討しなければいけない。

② 当該記載項目に関する今後の展開

○策定要領の記載内容で特に着目すべきポイント

- ・権利擁護は本来、制度の中心に持ってこなければならぬ考え方である。推進計画を立てる都道府県が、冒頭の「基本的な考え方」にそれぞれの考えを書いているとは思いますが、権利擁護がなぜ記載項目の2番目になっているかを理解したうえで計画を考えてもらいたい。平成28年法改正の第1条「権利条約の精神に則り」によって、2番目の項目となっていることを理解した上で計画を策定すべきである。
- ・推進計画の策定プロセスへの子どもの参画については、WTでも意見を聴いて報告書に反映する取組を行ったが、当然そのようにする仕組みが必要であり、徹底して子ども参画が図られるよう国は策定要領のレベルでも求めるべき。権利擁護の推進のためにも、子ども参画や意見聴取を充実強化することが必要である。推進計画には委員として社会的養護経験者が入っているのが良いし、参画のあり方についてもモデル的な好事例を国が紹介することも必要である。

○今後の展開への期待

- ・権利擁護の取組は、できるだけ早く各自治体で実施してほしい。ただ、スピード感を持ちながらもしっかりとした仕組みの構築が必要であり、義務的に実施する「やらされ感」があるようでは子どもが見透かしてしまうので、各地域の関係団体の理解を得つつ、この仕組みを着実に導入し、確立してほしい。形骸化しないシステム、つまり存在しても子どもが利用しないような制度にはしてほしい。仕組みを準備しつつ、じっくり取組んでいくべきである。
- ・WT取りまとめに入れ忘れた事項として、4つのアドボカシーがそれぞれアドボカシーであること、それぞれが相互補完的に連携しながらセルフアドボカシーを形成するシステムを作ること、が重要であることに改めて言及したい。そのような環境を用意した上で、子どもが話を聞いてもらう人を選択できるような環境を整えるべき。これを考え方の中心に置きながら、関係者みんなが子どものことを考えて仕組みを確立することを今後期待したい。

(2) 佐藤まゆみ氏：市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

① 当該記載項目に関する現状と課題

○全国的にみた都道府県等の取組状況

- ・平成16年児童福祉法改正で市区町村が第一義的相談窓口と位置付けられ、通告も受け付けることとなり、要対協の関係から基盤整備（人材確保と相談対応）が進むだろうと想定されていた。これを基盤整備期とした場合、平成28年改正でさらにこの役割が強化されることになり、国と都道府県の責務も書き込まれ、要対協でノウハウ蓄積や専門対応ができ始めた自治体もあった一方、小規模自治体では基盤的体制を持たず人員も（専従職員がおらず）兼務とされるなど、要対協の形骸化

が指摘されてきた。

- ・実務が各機関の個人的繋がりで対応され、要対協を介さず属人的に行うしかない地域もあるのが実情ではないか。市町村へ以前インタビューした際、「先駆的」とされる自治体でもそのような状況がみられた。基盤整備期を経て充実期に入ると期待していたが、現実には必ずしもそうではなく、担当職員の個人的負担が大きい。平成 17 年度から、都道府県は市町村の後方支援をするとされたが、役割分担の観点からどちらが主担当となるかに焦点が当たりやすい面がみられ、市町村と児童相談所の間でケースが宙に浮いてしまいかねない状況がある。
- ・さらに、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点がそれぞれ母子保健と児童福祉を成り立ちとして制度設計され、さらに新プランで一体的運用や設置も目指される中、ソーシャルワークという新たな機能を求められるようになり、市区町村の役割がより複雑になってしまった。市町村へ総合支援拠点の立ち上げ支援に行っても、どう拠点を作るかに留まらず、担う機能についての地域内の共通理解を持つことが難しく、社会福祉士等の専門職（ソーシャルワークができる職員）の確保にも苦慮している。
- ・都道府県から市区町村への支援が重要だとされつつ、在宅支援の仕組みづくりが十分になされていない。市区町村の役割として、子育て支援事業の充実を事業計画で考えなければならないが、保育所や地域子育て支援拠点では不足する資源として比較的明確な数値（量的整備目標）を立てやすいが、ショートステイやトワイライトステイなど、（一時保護でもなく保育でもない）レスパイトや中間的な支援（措置や一時保護と普遍的な子育て支援の間）を市区町村の単位でどの程度資源として必要だと判断するのか非常に難しいと感じている。

○取組を推進する上での課題

- ・財政的に厳しいほか、担い手不足の問題もある。また、保護者自身が利用抑制しているケースもある。市区町村も利用回数の上限を定めており、それを超えるわけにはいけないので、内規で7日等と定めてそれ以上使えないようになっているなど、ニーズを満たしきれず支援が終わることもある。都道府県では児童相談所の体制強化に人手も時間も取られており、市区町村の在宅支援体制の状況把握までは十分手が回っていないのではないかと。
- ・本来は市町村版と都道府県版の子ども・子育て事業計画で重層的なサポートが必要だが、それが難しい。社会的養護はこれに大きく影響され、施設退所後のアフターケアや一時帰宅のサポート、一時保護解除後に家庭に戻った子どもへのケアのための資源が不足していると言わざるを得ない状況である。
- ・日本では5万人未満の市町村が多く、その規模感だと相談を受ける人材の確保も難しい。人材確保もままならない市町村のことを考えて地域の実情に合った制度を作らなければ、対応が難しい自治体が出てきてしまうことが心配される。小規模な市町村は子ども数も少なく、重篤なケース数自体は少ないだろうが、いないわけではないし、子どもが少ないからといって人材が不足して良いものではない。
- ・子ども家庭支援の難しさの1つに、援助のための待機時間が長いことが挙げられる。例えば相談対応で勤務時間である日中には動きがなかったものの、緊急時や夜間対応、休日対応が必要な場合に、小規模な市町村では民間機関も少ないことが問題になる。夜間対応は守衛が電話を受けて翌日対応するところが多いと聞くが、そのような夜間対応などで連携できる民間機関を見つけると人も資源も足りない。また、重篤なケースに対しても出会うケースが少なければ経験も乏しくなるため、

資源の確保を含めて広域的に（広域連合や一部事務組合等で）確保することをサポートするのは重要なことと考える。

- ・都道府県と市区町村の役割分担についても、お互いに「これは相手がやるはずだ」と思っていたりすることもある。都道府県と市町村の役割をそれぞれ強化するのは良いことだが、双方の業務に関心が払われづらいのは、二元的な実施体制や子ども家庭福祉の分野の中での領域の縦割りという構造的な問題による影響が大きいと考えられ、その最たるものが社会的養護である。それに加え、市町村が社会的養護は担当の範疇でないと思うのは、乳児院や里親と言われても、どこにどのような施設があり、どこにどのような里親がいるのかもわからない状況だからだろう。児童相談所が媒介して市区町村内での里親数の把握や（家庭支援が必要という文脈での）顔合わせをしていなかったり、情報を出したがいなかったりして、互いの領域を知らないままであることも一因と考えられる。
- ・都道府県から市町村指導委託という手段もあるが、利用件数は全国でも数千件しか活用されておらず、都道府県から市町村へ支援をシフトして「任せる」段階までに至っていない。また、指導委託した場合は、要保護児童として要対協に全件あげなければならないと考えられるが、漏れや切れ目が生じないように接続させる必要がある。そのためにも都道府県から市町村への助言が必要なはずだが、支援の接続があまりうまくいっておらず、市町村が知らないうちに子どもが自宅へ帰るといふ、切れ目が生じる事態が起きている。在宅に戻ったときは再虐待が起きる可能性が高いこともガイドラインで示されているが、そのことへの留意が必要といえる。
- ・市町村は、一時保護や施設入所措置・里親委託になると費用負担も含め責任がなくなり、そこで主担当が都道府県に移行するためケースとの関わりがなくなるが、その関係は制度的にゼロかイチになっており、措置解除後の家庭復帰や見守りの時に市町村はどうするのか、スタンバイ状態が作りづらい。この逆も起きており、こういった仕組みである限り、微妙な支援の場合に都道府県と市町村間の連携が取れず、状況が継続的に把握できず途絶えてしまう、といった連続性のなさが露呈する。ただし、全件を要対協にあげるかという点、人員も専門職も少ない中では市町村が抱えきれなくなるだろう。現時点でも終結に至らず登録件数が増えていく実態があり、非常に難しい。
- ・まずは基盤整備をする必要がある。児童相談所と関わりを持った子どもや保護者には、一時保護や措置等に至らないためのサポート、地域へ帰ってくる時のサポートなど、本来は手厚い支援が必要だが、引き受けられるほどの社会資源がないという課題もある。

② 当該記載項目に関する今後の展開

○策定要領の記載内容で特に着目すべきポイント

- ・総合支援拠点の設置は、市町村側も段階的に整備することになる。目的や施策を関係機関の長に説明し、共通理解が得られなければ実働する際に厳しいため、理解と周知から始めるはずである。都道府県で総合支援拠点の意義や重要性について地域に理解を求めても、受け止めには濃淡があるが、支援拠点が地域に必要とされている背景を地域の実情に合わせて示すことで市区町村が動いてくれるのであれば、意識醸成が都道府県の役割として位置付けられるだろう。
- ・人材の問題は大きく、ソーシャルワークが実際にできる人は市区町村にはそれほど多くはない。専門的人材の確保は都道府県など広域でのほうがやりやすく、地域レベルで専門職の確保は大変である。例えば、社会福祉士の資格を持つ人を全市町村へ配置するのは大変だが、ソーシャルワークにあたったことのある人が業務を担えば、有資格者でなくても一定のトレーニングで可能なはず。その研修や人材育成の仕組みは都道府県の役割と考えている市町村も多いという先行研究もある。人

材の確保は時間が掛かるため、早めに都道府県が動かなければ体制構築は進まない。

- ・ケースマネジメントは対人援助職では比較的行われているが、ソーシャルワークの中で担われるケースマネジメントは少し異なるものであり、それを市町村がやるとすれば、それは児童相談所がソーシャルワークを援用して実施しているケースマネジメントと同様である。そのため、具体的なノウハウを伝授してもらうことが重要になる。人事交流をしている地域もあり、それにより都道府県も市町村も互いの業務を理解でき、戻ったときに業務が円滑になる面もあり、連携上必要なことではないかと考える。

○今後の展開への期待

- ・都道府県が保護している子どもの措置先について、市町村へのフィードバックが重要であり、市町村も児童相談所が対応するものという認識ではなく、児童相談所は市町村からよりふさわしい支援を任されて決定権限を行使する、との認識が必要である。なんとなく役割が移行するのではなく、市町村が決定を依頼する立場あるいは決定に関与するほうが役割や責任の明確化においても良いだろう。
- ・市町村の状況を適切に把握することが、まずは都道府県の役割として重要ではないか。都道府県の呼びかけに応じてくれるよう、市町村にとって重要なことであると認識してもらうよう都道府県による働きかけが求められる。つまり、推進計画が市町村の実践や体制にどう関わるかを丁寧に説明すべきであり、地域の中で何ができるかを一緒に考えてもらえるようになることがひとつのゴールとなるだろう。推進計画のために市町村との連携が必要、と呼びかけるよりも地域の意識や体制づくりにとっては影響があるのではないか。
- ・都道府県の地域資源整備についても、客観的な評価が必要である。例えば一時保護について市町村に（帰宅可能性や時期などを）説明することがあれば、要対協で活用可能な地域資源を考え、都道府県と市区町村と一緒に検討できるし、そういったプロセスが必要だろう。資源は用意されただけでは効果がなく、それをどう活かすかについて拠点で個別支援計画の立案など必要なコーディネーターができているかを評価できたら良いのではないか。
- ・児童家庭支援センターに関しては、幾つかの市町村へのSV/マネジメントに協力してもらうような位置づけがあるのではないか。市町村でSVを確保するのは大変であり、児童相談所も距離的に遠かったりする。コンサルテーションの意義もなかなか理解されておらず、同職種からの助言を希望することになりやすい。その意味では、児童家庭支援センターが積極的に市町村支援をしてくれると大変ありがたい。児童家庭支援センターならソーシャルワーカーも心理職もいるので、個別ケースについてのSVだけでなく、全体的なマネジメントに対するSVが受けられるようになるのではないか。児童家庭支援センターは地域に開こうとしており、単独設置のところはアクセスのよい場所を選んで開設する工夫が見られたり、事業自体も子育て支援であるトワイライトステイやショートステイ、支援対象児童等見守り強化事業など多様な実践が行われている。普段から地域にあって身近で、そこに寄ることを恥ずかしいことと感じないような、溶け込んだ状態になっている。まずは間口を広げて敷居を下げ、物理的にも心理的にもアクセスしやすい民間の資源が市町村のパートナーのようにつづいてくると市町村にとっても助かるだろう。

(3) 佐藤まゆみ氏：各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

① 当該記載項目に関する現状と課題

○全国的にみた都道府県等の検討状況

- ・代替養育を必要とする子どもの見込みは、少なくとも現状の各都道府県の見込みを出していると考えられる。児童相談所の虐待相談対応件数の中で約 15%が一時保護、2-3%が措置になると見込んで、それに一時保護中の子ども的人数や期間を勘案して算出することで、代替養育のキャパシティは算出できるのではないかと。

○子ども数を検討する上での課題

- ・「このまま放置していたら代替養育になるかもしれない」という子ども人数は把握できているのだろうか。本来この数を把握するのは市町村の役割であろうし、要対協に登録している子ども数であって支援が提供されているはずだが、実態は必ずしも台帳に載せていないケースがかなりあるはずである。要支援や要保護など本来扱わなければならないケースが、市町村の地域レベルでも潜在化している可能性がある。「要対協のケースとまではいかないけれども、見守りとして、何かあれば連絡を」といった対応ではかなりリスクが高いケースもあるのではないかと。こうしたケースの丁寧な把握が併せて必要と考える。
- ・本来、要対協での対応が必要と考えられるのに、台帳掲載とならない理由は定かではないが、「そういったケースがあるか、(ある場合)どれくらいあるか」を尋ねるとよいのではないかと。実態を把握することは大切であり、要対協のマネジメントの問題、人的資源の不足、受け皿となる社会資源の不足など、事情の有無は押さえておくべきである。子どもの状況やニーズではなく、市町村の状況によって支援が必要にも関わらずサポートできないことを把握できるとよい。市町村としてはニーズがあっても応えられない状況かもしれず、都道府県にはそのバックアップの手立てを講じるよう期待したい。
- ・要対協に載せるケースは要綱の定め通りだが、程度の判断やケース登録する基準について、市町村が明確に持っているかが重要である。国では先駆例を挙げているが、担当者のさじ加減になることは否めない。ケースの登録基準は地域の実情に合わせて異なることが予想されるため、国が一律に基準を示すべきか慎重に考える必要があるが、都道府県と市町村が共通のアセスメントツールを使っている事例は多いだろう。ケースの難しさや見通しの持ち方は経験が必要で、児童相談所が要対協に関与していれば会議で台帳への登録を助言することは可能だが、市町村では3-4年しかいない行政職員がほとんどなので、市町村単独では難しい面があるだろう。要対協の登録ケースの中から、代替養育が必要となる可能性がある重いケースがどの程度あると考えられているか、あるいは重たいケースに支援がどの程度提供できているか(いないか)について、市町村のアセスメントの状況を把握することも必要となるかもしれない。

② 当該記載項目に期待される今後の展開

- ・代替養育の可能性のあるケースの見込みだけでなく、代替養育に移行する可能性のあるケース、つまり手厚い在宅支援が必要なケースを把握して、支援に乗せる仕掛けを作る必要がある。先述の要対協の登録ケースの話とつながる。また、これは指導委託ケースを台帳に載せることともリンクしており、それをせずに代替養育の件数だけを都道府県が算出することには違和感がある。量の見込みを算出するなら、在宅支援と地続きであることを都道府県が理解しておく必要がある。この点に対する市町村の理解も促すことが大切である。

- ・「家庭支援」はそもそもすべての家庭に提供されるべきものだと考えており、要支援・要保護の手前で家庭支援をすると予防的に機能する、との考えもあるが、普遍的な家庭支援という位置づけのほうがよい。短期的にはリスクが比較的高い層に対応しなければならない、というのはその通りだが、本質的には特定の人を対象を区切るのではなく、支援が全体に提供される必要がある。アセスメント以前の問題として、みんなが支援に繋がるという発想が家庭支援であると思う。
- ・子ども家庭福祉分野の実施体制や制度の特性から、都道府県は、在宅支援は自分たちの仕事だと思っていないかもしれないが、先述の発想からすると市町村の事業によってリスクが減らせることを都道府県の担当者に理解してもらえるようにすべきと考える。

(4) 林浩康氏：里親等への委託の推進に向けた取組

① 当該記載項目に関する現状と課題

○全国的にみた都道府県等の取組状況

- ・フォスタリング業務をどのようなシステムで動かすべきかというマクロな視点と、各業務段階での実践上の課題といったミクロな視点と2つがあるが、今回は前者の視点での話になる。
- ・児童相談所もちろんフォスタリング機関として機能するが、民間フォスタリング機関では包括的な業務委託を前提として考えるべきである。それは専門家としてマッチングから委託後支援までを含めて包括的な業務を担うことが重要だと考えられる。しかし実態としては、児童相談所・児童家庭支援センター・里親支援専門相談員（施設）など3～4機関が里親業務を協働する形で進んでいる。これを、過渡的なものと捉えるべきか、最終的なあり方・将来像と捉えるべきか、といったことまで検討していない自治体も一定割合あるはず。

○取組を推進する上での課題

- ・里親に話を聴いたところ、複数機関が関わることで役割分担が理解しづらい、決意を持って話したことが共有されていない、といった声が多数あった。また、里親と支援者の相性の良し悪しもありつつ、特定の人に相談したいという声もあった。
- ・フォスタリング機関を中心にチーム養育の観点で取組むと言っても、ピンと来ない里親も多いと思う。里親支援専門相談員も含めて、児童相談所からの記録情報の開示は自治体格差が大きく、「年1回しか里子と会わない人たちがケース会議を行い、措置権を持っていて、里親は蚊帳の外」「チームで養育している印象は全くなく、里親同士のサポートだけが唯一の救い」といった声もあった。
- ・このような状況の中で何が必要かを考えると、里親委託中の養育支援のあり方が重要である。里親委託は根底の考え方として「養育の社会化」を想定しなければならないはずだが、委託後の養育支援サービスがまだ不十分である。「養育支援」といっても実態として里親個人の努力に委ねられている部分が多く、委託後の特に半年～1年間は里親として負担感が大きい。この点は、チーム養育に実感がないという実態を捉える上でも非常に重要である。
- ・里親委託推進の取組は地域差が大きい。どうしても都市を中心に制度を考えがちであり、政令指定都市のように比較的小規模な地域で複数機関が関わるところもあるが、施設も少なく公共交通も乏しい都道府県では面積も広く地域資源自体が少ない。そうした所は児童相談所以外に民間フォスタリング機関が必要に思うが、引き受け手もなく、財政的にも困難な面があり、課題を感じる。

② 当該記載項目に関する今後の展開

○策定要領の記載内容で特に着目すべきポイント

- ・「評価のための指標例」に家庭復帰支援が含まれているが、家庭復帰だけでなく、再構築支援をどうするかも位置づけるべきだろう。法 48 条 3 項に「里親は実親子の交流を支援しなければならない」とあるが、現実としては生みの親の情報はほぼ児童相談所にあり、文書ではなく口頭で断片的に伝えられ、秘匿情報とされることも多い。また、多くの自治体で実親と里親との安全な交流が困難である事例が存在するなどから交流を一律に禁止している実態もある。実親子交流のあり方やその過程における里親の位置付けについて検討する必要がある。民間フォスタリング機関の関与は「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」に充実した記載があるが、フォスタリング機関の標準業務とはされておらず、その点について考える必要がある。
- ・パーマネンシー保障として里親は一時的だという視点の重要性も指摘されてきたが、実際には施設養護を含め措置が長期化している事例がかなり存在する。長期里親委託が特別養子縁組の代替的役割を担っている面があり、子どもたちが法的にも安定した家庭で暮らすことを保障するリーガルパーマネンシーの視点がまだ希薄である。
- ・段階として里親委託数や里親確保は重要だが、措置・委託の方法は必ずしも 1 つだけに定める必要はない。市町村での里親支援の観点では、プチ里親（トワイライトステイ、一時保護委託、週末里親／等）が活用されることも想定されており、措置か在宅か、施設か里親か、というあり方から、ある一定の時期は複数委託や実親も含めて検討するなど、市町村や都道府県の地域資源を柔軟に活用するような養育支援モデルなど創造性を持った取組が必要であり、そういったことを反映した指標例も考えられるのではないかな。

○今後の展開への期待

- ・里親業務を協働して担うというあり方を継続することが考えられているが、里親委託率が相対的に高い西ヨーロッパ、北ヨーロッパ、北米、オセアニア（ニュージーランド、オーストラリア）などを見ると、各国でもそういった段階がありつつも、基本的に各機関が独立して業務を担っている。日本では里親認定は都道府県で行われるが、オセアニア等は里親認定を各機関が担い、ケースマネジメントの権限もあり、独立機関としてマッチングや調査も一貫して行うことができる。
- ・日本では里親に関わるためモニタリングの視点は児童相談所も持っているはずだが、同じケースを協働して担っているというのはいまいましい状況である。行政が振り分けてくれるため、良い意味で民間同士の競合は起きないが、新規ケースを獲得しようというモチベーションも当然低い。また、抱えたケースについて財政的な支援は一定であるため、その点もモチベーションを高められない要因である。10～15 年後に欧米、オセアニア諸国のような独立型を考えるのも 1 つのあり方ではないかな。
- ・どこの自治体でも里親担当・子ども担当というシステムが不評である。子ども担当の訪問はせいぜい半年に 1 回で、その人が子どもの措置権を持っており、普段関わっている里親担当の支援者が決定の蚊帳の外、といったことがこじれる要因になる実態がある。
- ・児童相談所がフォスタリング機関として力をつけることも重要。里親委託の推進のすべてを民間機関に委ねることは現実的ではない。業務を民間に委ねながら、将来的には連携というよりは各々がケースを持つ関わり方が良いのではないかな。「連携・協働」といっても、例えば机を並べて一緒に仕事することで業務も責任も共有するのではなく、業務効率や里親との関係性から考えて、それぞれに独立性が必要である。
- ・民間でフォスタリング業務の専門家を育てるにしても、ある程度独立して包括的な業務を担う必要

がある。現時点では連携・協働が求められる自治体もあると思うが、5～10年後を考えると、民間ができるだけ一貫した職員を配置することで、包括的な業務の中で経験を積んだ専門家が育てられる。児童相談所は異動が避けられないため、児童相談所以上に民間機関が力をつけることが必要となる。

- ・基本的な言葉の概念共有が必要。「チーム養育」や「連携・協働」のような基本用語も、同じ業界内で概念の合意がない中で流布しており、各々が想定していることが異なる。この概念のあるべき姿を議論するところからスタートしなければならない。

(5) 川松亮氏：パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組

① 当該記載項目に関する現状と課題

○全国的にみた都道府県等の取組状況

- ・養子縁組成立数は年間 300～400 件で、徐々に増えてはいるが、年間を通じて 0 件の児童相談所もある。全国的な取組状況の集約がなされていないため、各自治体の取組み状況は把握しにくいのが現状だが、過去の研究の中で成立件数が多く比較的活発に活動していた児童相談所にインタビューを行ったことがあり、上位 10 か所の児童相談所では年間成立数が 5~10 件くらいだったが、他の児童相談所は 1~2 件が最頻値だった。
- ・児童相談所の養子縁組里親の登録・支援のために専任のワーカーを配置している児童相談所はほとんどなく、里親担当ワーカーが業務の一部として担っている。新生児委託専任の児童福祉司を配置し、新生児委託に特化して進めている自治体もあるものの、今後も養子縁組に専任のワーカーを置くのは難しいと思われ、引き続き里親担当ワーカーが担うことになるだろう。
- ・養子縁組に対しては、否定的な自治体はいまは無くなってきた印象である。新生児委託は 4～5 年前までは否定的な見解を持つ児童相談所も多かったが、変化してきたと思う。
- ・現在は 6 歳以上の子どもへの取組のバラつきが課題になっている。この点は 2020 年度の報告書を参照されたいが、現段階の取組み状況として、徐々に進んできてはいるものの、地域によりかなりの温度差がある状況だと言える。

○取組を推進する上での課題

- ・児童相談所職員の研修では、養子縁組に関する研修項目として制度化されたものはなく、任用研修等の中で多少触れる程度であり、児童相談所職員全体への意識啓発がまだ進んでいない。フォスタリング機関研修でも扱われるが、養子縁組に特化した研修がない。ただし、あっせん機関研修に出ている児童相談所職員はある程度は意識が高まっているだろう。
- ・民間あっせん機関との連携について、民間あっせん機関が存在する自治体が少なく、関わりがないことでピンと来ない自治体が非常に多い。たまに関わる中でも不信感があって（ちゃんとしたアセスメントができるか、最後まで見てくれるのか／等）、取扱いをめぐる支障が生じることがある。都市部の児童相談所でも、他自治体の民間あっせん機関と認識の相違が生じており、事例を経験しつつ情報が蓄積・共有されていくが、全国的に蓄積されないことが課題であるため、児童相談所内で共有されるとよい。特に同居手続きがされた事例で児童福祉司指導をかけているか、訪問調査をしているか、その事例を民間あっせん機関と情報共有ができていくか、が重要になる。

② 当該記載項目に関する今後の展開

○策定要領の記載内容で特に着目すべきポイント

- ・民間あっせん機関がある自治体は、児童相談所で養親が見つからない場合の連携ルートができる
とよい。特に障害児や外国にルーツを持つ子どもに関しては、民間あっせん機関のほうが専門性が
高く、児童相談所が民間あっせん機関に助言を受けたり、あっせんをしてもらったりするなど、困
難ケースでの協働事例がどの程度あるかがポイントではないか。また、児童相談所では費用が掛か
らないが、民間あっせん機関だと費用が掛かることが連携・協働を進める上での課題であり、これ
をどのように解消するか。
- ・民間あっせん機関と児童相談所が連携・協力する際には、ソーシャルワークの段階に合わせた手
引きが作られているため、それに対応して各局面での連携を進めると良いのではないか。特に、全
国的には少ないだろうが、都市部では養親候補者の紹介を民間あっせん機関にどの程度依頼してい
るかが注目点であると思う。
- ・ソーシャルワークについては、ケースがあったとき、実親への支援（家庭養育ができないか）も欠
かせない視点であり、例えば若年妊娠で入院中に丁寧に話し合いつつ方向性を考えて親族で育てよ
うということもあれば、相談に関わったものの赤ちゃんを連れていなくなる（相談が中断する）こ
ともありその後が心配である。実親が養子縁組相談に関わったが、自身で育てるという決断をした
場合の地域の相談体制も、地域のソーシャルワークとして必要なことである。
- ・相談支援体制を進めるにあたって、iiiの「養育を望めず」は分かりやすいが、それ以外のケースで
養子縁組が必要だとどの程度考えるか。長期間交流がないとしても、どの子どもに必要か／不要か
は一律には語れない。再統合が困難と判断されても、子どもの気持ちもあるので、すぐに養子縁組
につながるわけではない。特別養子縁組は、子どもにも迎え入れる家庭にも重大な決断であるため、
そう簡単にはいかない。
- ・推進計画上では、長期に交流がない子どもを児童相談所で全件確認し、関係者で話し合いながら、
子どもの気持ちも十分に汲み取りつつ進めるが、その作業をどの程度綿密にするかではないか。長
期に交流がなく音信不通でずっと来なくても、子どもが待っていることも多く、養子となること
について子どもは様々な思いがあり、気持ちを丁寧に汲み取り観察しながら進めるべきである。その
ため、「確認・抽出されたケースのうちどのくらいが成立しているか」といった指標では測れず、ど
のようなシステムでケースの検討がなされるか、という点が重要である。マッチングも、特に6歳
以上では子どもの気持ちの揺れに寄り添い、養親希望者にも「途中で辞めてもいいんだよ」と伝え
ながら丁寧に進める必要があり、こちらも指標など数値での検証は難しいと思う。

○今後の展開への期待

- ・相談支援体制として、児童相談所の現行の枠組みでは里親支援担当者が兼務せざるを得ないが、フ
ォスタリング機関の委託を行っている地域では養子縁組里親に関してもフォスタリング機関で担
っていることが多いはずであり、そのフォスタリング機関がどのくらい意識的に取組んでいるかに
注目したい。あまり視野に入れず、積極的に展開されていない可能性もある。
- ・成立件数は結果論であり、数値にこだわらなくてよいはずである。特別養子縁組だけではなく普通
養子縁組もあるため、普通養子縁組も含まれても良いのではないか。
- ・養子縁組した子どもが児童養護施設へ入所しているケースもあり、養子縁組成立後に不調となった
事例がどの程度あり、それがどのような事情か、といった事例検討が必要。この点の調査はされて

いないように思うが、実態調査も必要だろう。

- ・ 成立後支援が重要だが、実際にはほとんど手が離れてしまっている。必要性が広く認識されて少しずつ進んでいるが、どこまで十分にできているのか。成立後も、養子縁組里親の登録が切れていなければ何らかの連絡はあるはずで、そうでもなければ実態は掴めないと思う。ただし、ソーシャルワークとしては成立後支援が重要だが、成立後支援は児童相談所の業務拡大にあたるため、体制を強化しなければならない。

(6) (国の調査研究等に携わったことのある有識者)：施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

① 当該記載項目に関する現状と課題

○全国的にみた都道府県等の取組状況

- ・ 小規模・地域分散化は思うようになかなか進んでいないのが実情である。これは、都道府県の単位で進んでいる／遅れている、という状況では必ずしもなく、同一都道府県内でも進んでいるところとそうでないところがある。全国的には進んでいないという現状であるが、どの県が遅れているなどは一概に言えるものではない。
- ・ このような中で、小規模・地域分散化を推進する都道府県の役割も重要であるが、都道府県の行政職は児童相談所や児童自立支援施設の経験があったりもするものの、実際の現場の状態やニーズを把握したうえでの助言となっているのだろうか。もちろん一部の地域では、施設への理解もあって適切な助言ができていることもあるだろうが、多くの自治体で、そもそもどのような助言をするかについて悩んでいるのではないか。加えて、自治体での財源の確保も共通課題とされている。
- ・ 都道府県を引っ張っている施設側のリーダーは、都道府県へのアクション（こういう役割を果たしてほしい）を起こしている。少なくとも対立関係ではなく協働関係を作り、それぞれの立場で主張し合っただけでよい方向性を目指している。ある意味での対等性であり、そのことを都道府県も理解・尊重してくれるので、その理解や尊重をベースに現場もモノが言える。リーダーがそのような役割を果たしている都道府県は分散化も進んでいる。
- ・ 多機能化は、児童家庭支援センターを持つ施設が多いほど多機能化が進んでいるのでは。これから地域の在宅支援を担っていくのは子ども家庭総合支援拠点だけでなく、民間側でも児童家庭支援センターのあり方が問われている。児童家庭支援センターを併設している施設では、児童養護施設の職員が児童家庭支援センターの仕事の様子を見ていて、その影響を受けることで意識が変わり、具体的に必要なことを理解できるため、差がつくのだろう。コミュニティソーシャルワーカーの配置も含め、財政的な問題はあるものの、児童家庭支援センターやショートステイ専用のホームなどを作ることで多機能化は進むと考えられる。

○取組を推進する上での課題

- ・ 養育の水準（養育力）が一定程度に高くなければ、なかなか小規模化や地域分散化に踏み出せないことが理由の1つだろう。小規模・地域分散化が進んでいる施設はある程度の養育力があると言え、子どもの課題やニーズが困難化する一方で、養育力をセットで高めてきた結果であろう。しかし、不安は認識していても、自身の施設を鑑みるとなかなか踏み出せないところも多いのではないか。
- ・ 養育力以外にも、本体施設によるバックアップ体制・機能、施設長の方針やSVも含む現場のサポート体制、現場の柱になるリーダー養成、など、人材育成に関する事項が挙げられる。策定要領の

「人材育成」の部分を読んで、すぐに何を求められているかがわかる施設では、小規模・地域分散化が進んでいると思う。何をしたら良いかわからない施設ほど、どのように進めたらよいかを悩んでいるだろう。

- ・人材育成に関しては、例えば「SV」という単語も当たり前のように共通認識があるわけではなく、推進にはもっと具体化が必要である。また、バックアップ体制・機能も、小規模化・地域化・高機能化を進めるうえで、本体施設のアセスメント機能（重篤な子どもが入所した時、子どものニーズをどのホームや職員が担えるかの見極め）、つまり施設内でのマッチング機能が必要なのでは。荷が重い状態なのであれば、支援計画も含めてホームをどうサポートするかがセットで検討されると、地域化・小規模化が進むのではないか。

② 当該記載項目に関する今後の展開

○策定要領の記載内容で特に着目すべきポイント

- ・「人材養成」という単語で終わるのではなく、それがどのような内容か、ということまで具体化を期待したい。それを考えること自体に力量が必要なことなので、具体化の程度については検討を要するが、一定の具体化は必要である。バックアップ体制・機能についても、本体施設機能とは何かについて、ある程度の明文化が必要だろう。
- ・地域分散化したくても悩んでいる施設では、「書かれていることはもっともだが、システムするにはどこから始めたら良いかわからない」という現場からの発言も比較的多く、手順や手引きが必要かもしれないし、そういったものがあると都道府県でも推進しやすくなるだろう。また、分からなければ尋ねられる先があると良い。一步踏み出せない管理職向けに、どうしたらよいかを伝える how to 本のようなものが作られると、より実践に近づくため地域分散化も促進されるだろう。
- ・人材育成について、進度を意識化するためにチェックリストは必要だと思うが、それだけでなく、先に進められない場合のために手引書もセットで行政が示すことが必要である。それがなければ、都道府県はチェックをして分かり切った助言をするだけになってしまい、対立を生んでしまうこともあるのではないか。

○今後の展開への期待

- ・小規模化・多機能化を進める上での都道府県の役割は、財源確保もあるし、助言もあるが、まずは必要なのは理解だろう。都道府県は、机に座っているだけでは現場で何が起きているかわかりづらく、理解することには限界がある。そのため、理解することや理解しようとする姿勢自体が行政には必要ではないか。
- ・行政にはマネジメントの機能が必要であろう。まずは評価を行い、都道府県内の自治体の推進が不十分であればそれを認識したうえで、推進チームを作ること、声を出しづらい・やらなければならないことについてできていない人たちの声を汲み取る仕組みを作ること、（国から言われたからやっているのではなく）主体的に、子ども中心で進めるのがマネジメントのイメージである。
- ・例えば第三者評価制度のように、自己点検をしたうえで、やり取りをして最終的に評価結果を示し、今後どのようにしたら良いかを一緒に考えていく方が、協働した形で対話が進むのではないか。推進計画の記載項目事項とされている項目の進展が芳しくない施設では、できていないことへの後ろめたさと共にプライドもあるため、やらなければいけないことは分かっているが、できないと認めることにも抵抗がある。そのような状況を前向きにさせることが大事なのではないか。評価結果だけを示されても状況は変わらないので、むしろそこでの都道府県の職務を示すべきだろう。

- ・各種の取組ができてい・進んでいる施設はそれが当たり前だと思っており、都道府県としても「なぜできないのか」と批判的な見方になりがちだが、子どもは施設を選べないからこそ第三者評価が義務づけられているわけであり、1つの施設が地域化・小規模化が進めばよいということではない。行政だけではなく、施設側もそのようなスタンスで、一歩進めない施設をどのように応援したら良いか、意識を統一化した地域のチームを作ることが大事である。

(7) 安部計彦氏：一時保護改革に向けた取組

① 当該記載項目に関する現状と課題

○全国的にみた都道府県等の取組状況

- ・一時保護改革の中でも、専用施設の設置は非常に重要だと考えている。2020年8月に「都道府県社会的養育整備計画に見る里親委託率の上昇」という論文を公表しており、62自治体からアンケートに回答していただいた結果を報告している。この論文の中では一時保護専用施設の設置意向も尋ねており、設置を決定しており具体的な機関数までを明示している自治体が12箇所(19.4%)、設置は決めたが箇所数までは未記載な自治体は10箇所(16.1%)、設置を明示していないところは18箇所(29.0%)、といった結果だった。
- ・全国の一時保護所の状況にはかなりのバラツキがあり、定員が一桁台の地域から児童養護施設並みの規模の地域まである。入所率も定員超過となっている都市部もあるが、部屋数(1人1部屋使用可能)で運用できている地域も多い。また、古い施設もあれば新しい施設もある。
- ・推進計画において一時保護が議論されづらいと感じている。その背景として、社会的養護の将来像のうち施設の高機能化などは推進計画策定委員会に関係者が参加しており熱心に議論されたのに対し、一時保護所は都道府県の本体の付属施設でもあるため、自治体が自分たちでいつでも変えられるということかもしれないし、策定要領での問題意識と自治体の問題意識が一致していなかった面もあるかもしれない。
- ・個室化や入浴施設のユニットバス化など、一時保護所のハード面での質は3年間の研究を行った2005年当時に比べるとかなり改善した。しかし、一時保護所のベースとなる考え方(ソフト面)についての意識改革はあまり変化がない印象である。ベースとなる考え方には2つあり、第一は「一時保護所は乳児院や児童養護施設とは異なる施設であり、虐待などの過酷な環境にあった子どもたちをゆっくりさせてあげたい、ルールを押し付けずできるだけ温かい環境で過ごさせたい」という考えである。第二は「社会に出ていくにあたり、この機会に必要なことをきちんと教えたい、社会的スキルを身につけさせよう」と強く指導する考えである。この2つ、強いて言えば受容派と指導派は、一時保護所内でも職員の個人差がある。
- ・策定要領にある「個性の尊重」や「子どもの権利」を考慮する面では、指導派は子どもの意思よりも集団としてのルールを強く求める人も多い。個室化する、ユニットバス化するなどのハード面は見えやすいが、私物の使用などをどのくらい認めるか等、ソフト面の意識改革はなかなか進んでいない。

○取組を推進する上での課題

- ・アセスメントのため児童心理司が配置され行動観察をするにしても、その中身(どのような評価基準で、どのような点に着目するか)が具体的でない。自立支援計画を作っている一時保護所もかなり少なく、ほとんどが暗黙の同意や日課を守ることを優先してしまっているように感じる。策定要

領には「一人一人の子どもに応じて」とあるが、自立支援計画の作成については書かれていない。

- ・個別支援計画を作成してなくても、一時保護所では「一人ひとりに対応している」と言うだろう。例えば、衝動性の高い子などに職員が付いて対応できてはいる。ただ、それは日課がスムーズになるよう対応しているだけであって、その子がなぜ落ち着かないのか、その背景まで議論されていないこともあるのではないか。
- ・一時保護所で必要なことは、「集団の日課に合わせるため子どもに対応する」といった環境からの規定ではなく、子どもの状況が出发点であるはずである。子どもの特性や能力、生育歴などが行動に出るため、その行動に対してどのような対応が必要か、というのが本来のアセスメントであり、一人一人に応じた対応である。発想は全く異なるにも関わらず、一見すると子どもの状況に応じて対応していることと行動としては同一に見えてしまう。
- ・上記のような視点の違いがあるため、策定要領の文章を読むだけで自分たちの対応を変えなければならない、といった発想にはつながりづらいだろう。

② 当該記載項目に関する今後の展開

○策定要領の記載内容で特に着目すべきポイント

- ・「計画策定に当たっての留意点」の(i)について、10年以上前に一時保護所の研究を行なった結果から、一時保護所は難しい場所だと認識している。措置先が児童養護施設の子どものも児童心理治療施設の子どものも保護されるし、尚且つほとんど背景情報がないまま対応せざるを得ないことも多い。子どもも住み慣れたところから離れて見ず知らずの集団で、いつ帰れるか帰れないかも分からないので不安定になる。そのため、個々の子どもも不安定だし、集団としても不安定である。児童自立支援施設や児童心理治療施設は長い時間をかけて関係づくりができるが、一時保護所は子どもが頻繁に入れ替わることで集団も変わるため、相当なベテラン職員でないと対応できないはずである。一時保護所の職員の育成プログラム、研修ローテーション、研修計画などもほとんどないだろう。
- ・(ii)について、専門性の向上の前提として職種での採用がポイントである。自治体によっては、専門職採用は増えたが児童福祉司が足りず、福祉職が一時保護所にあまり配置できていない状況だと思う。また、専門性確保には学歴もしくは実務経験で、子どもの養育に関わったことがあるかが重要かもしれない。ガイドラインではできるだけ開放的な一時保護をするとされており、開放的な専用施設や里親への一時保護委託等も活用し、安全を守りながら教育権を保障するのが新しい社会的養育ビジョンや、一時保護ガイドラインや、それらを踏まえた推進計画であろう。
- ・(iii)について、一時保護所では「親から叩かれたので保護した」といった情報しか入ってこないことがある。アセスメントの視点として、どの程度の情報が一時保護所に伝えられているかが重要であるが、知能検査の結果が一時保護所内で共有されているかどうかも把握されていない。アセスメントシートの内容として、個別性に応じるために、①その情報（成育歴、知能検査の結果、入所プロセス、交友関係／等）が一時保護所に伝えられ、②それに基づいたアセスメントが行われ、③それに基づいた支援計画が作成される（フォーマットを作成する）、というプロセスがなければ(iii)は達成できないのではないか。
- ・(iv)一時保護中の子どもの権利を保障する仕組みがあるか。例えば意見箱は置いてあっても、紙と鉛筆を置いておらず、指導員に依頼しないと意見ができないこともある。子どもがいつでも意見が言える環境を作ることや、私物の持ち込み制限などについて、権利擁護の具体的な仕組みのチェックリストを作れば、できているかどうか判断できるはずである。一方で、子どもたちが不安定な

状態であるため、見えないところでの子ども同士でのいじめも起こりやすく、子どもの安全を考えると管理的にならざるを得ないこともある。元々構造的に管理的になりやすいところへ権利擁護やプライバシー保護ということになると、児童相談所としては悩ましい。

○今後の展開への期待

- ・評価指標を作成するのであれば、①体制：正規職員（＋会計年度職員）の割合、夜勤体制、男女職員の配置体制、正規職員の職種（保育士等の資格の有無）、②育成計画：年次研修（児童相談所全体での初任者研修、一時保護所としての初任者研修、外部での一時保護専門の研修、その他の児童処遇に関する外部研修）などへの参加割合、といった事項をチェック項目とすることが良いのではないかと。また、これらが計画に明記されているかがポイントになるのかもしれない。
- ・専門職採用の有無、専門職採用をしている場合はその中の何人くらいが一時保護所に配置されるかが、専門性確保の指標にもなり得る。
- ・一時保護ガイドラインや一時保護の第三者評価は「一時保護」であり「一時保護所」ではない。これらは、子どもが適切に一時保護されるようにするためのガイドラインであり、保護所に限定しなくてもよく、本来であれば施設や里親に一時保護委託された子どもにとってのガイドラインにできたらと思う。一時保護の目的を達成するために適切に対応されているかが重要であり、一時保護委託についてもより詳しく検討することが必要ではないか。
- ・個室化も、広い意味では権利擁護に含まれると思う。個室化することで子どもは感情をコントロールしやすくなり、子ども同士が衝突し合わなくなる面もある。個室の割合も、将来的に評価を行うのであればどこかに組み込んだ方が良さだろう。

(8) 松本伊智朗氏：社会的養護自立支援の推進に向けた取組

① 当該記載項目に関する現状と課題

○全国的にみた都道府県等の取組状況

- ・社会的養護自立支援事業が都道府県で 100%の実施状況ではなく、また実施している地域でも事業の構成を分解してみるとバラつきもあり、様々な施策がセットで実施できていない。特に注目すべきなのは、継続支援計画の策定割合が低い点であり、ここを上げなければならないだろう。支援コーディネーターによる継続支援計画の策定は最も手間暇がかかり、担当がいなければならないものであるため、この比率が低いことが現状を物語っている。
- ・社会的養護自立支援事業を立ち上げた際の議論として、措置権を持つ自治体が措置後のことを子どもと話す、という観点から（委託も可能ではあるが）自治体内に自立支援の担当者を置くのが原則であり、それに基づいて様々な支援が提供されることになっていたはずである。それが、継続支援計画の策定状況が約 6 割と低迷しているのは、自治体にしてみれば人員の問題もあるのだろうが、特に気になる点である。
- ・居住支援や生活費支給は、自治体が「やる」と言ったらすぐにやれることであるはずなのに、実施状況が芳しくないことがもう 1 つの気になる点である。措置解除となった子どもにしてみれば切実な問題で、「地域の中にもいいですよ」と言われるのは大きな意味があるはずである。

○取組を推進する上での課題

- ・自治体の仕事は担当者あるいは担当部署がなければ回っていかないものであり、自治体内で自立支援の担当者を明確化していることが最低限の出発点のはずである。措置がなし崩しに、自動的に終

了する（ソーシャルワークとしての終結の判断をしない）のはよくない、というのが前提だったはず。そういったことから自立支援の議論はスタートしているはずであり、子どもから見て担当者がはっきりしていることが重要である。

- ・支援コーディネーターを配置している自治体の配置人数としても、複数人の配置をしているところは少ない。0人（配置していない）の自治体が約1/3、1人だけの自治体も1/3程度である。小規模な地域もあるかもしれないが、物理的に広域の自治体も多いため、兼務でもよいので複数配置にしなければ、継続支援計画を作るだけでなく、フォローアップの実施にも差し障るはずである。

② 当該記載項目に関する今後の展開

○策定要領の記載内容で特に着目すべきポイント

- ・「評価のための指標例」について、自治体が推進計画を示す場合、通例として事業の実施状況が示されがちだが、本来、例えば自立支援でいえば「措置後に関係性がつながっている人が○人中○人か」「事業が○名に利用され、○○といった支援が行われた」といったことが基本のはず。つまり、事業の実施状況ではなく内容が重要である。事業の実施状況だけでは「単に実施している」ことも含まれかねず、中身を問うような指標が必要である。
- ・目標値を出すのであれば、まずは100%つながっていることが前提であるはず。必要な支援はつながっていることで提供でき、そのための支援コーディネーターである。個別の事情でつながらないということはあるが、その場合は個別の事情を共有すべきである。自立支援の理念からして、基本的には100%つながりを持って状況把握できなければならない。措置解除となる子ども全員に継続支援計画を立てるところがミソなので、それが不必要な子どもはいない、ということである。
- ・集中的な支援が全員に必要なかどうかはこれとはまた別の話であり、支援の程度（段階）は設ける必要があるだろう。ただし、何かあったら繋がるのではなく、繋がっているから何かあった時に支援できる、というのがベースになる考え方になる。「必要な子どもとそうでない子どもに分ける」という考え方は、当初から社会的養護自立支援事業には含まれていないし、事業実施要綱にもその理念が書かれているはずである。

○今後の展開への期待

- ・支援コーディネーターを配置している自治体では、その中身も問われることになる。一般に、複数人ないしチームで互いに業務内容を確認し合うのがよい仕事につながるが、1人職場は良くないのではないか。実際にどのような運用がなされているかは、現状では資料がない段階なので、この点に関する研究が必要な部分でもある。
- ・社会的養護自立支援事業や就学者自立生活援助事業は予算事業であることから、自治体としては手挙げであり、それが「必ずしも実施しなくてもよい」とのメッセージになってしまっているのではないか。本来は法律に明記し、義務的経費として見るものにすべきことだろう。
- ・自立支援を支える社会的養護の体系がないことは、明言しなければならない点である。そもそも社会的養護や代替養育は公的に運営されているようなもので、どこの地域に生まれても支援が必ず権利として保障されるべきだが、この「権利性の認識」が不足している。「支援があったらラッキー」ではなく、大人になる際のサポートを受けられるのは当然の権利であるはず。権利が侵害された子どもがその権利を回復していくという権利保障の観点が必要であり、これは一時保護やアドボケイトなど他施設でも同様のことである。権利性の認識が欠けていると、どうしても「今あるリソースでどうにかするしかないが、お金もない」といった議論に終始してしまうことになる。

(9) 藤林武史氏：児童相談所の強化等に向けた取組

① 当該記載項目に関する現状と課題

○全国的にみた都道府県等の取組状況

- ・児童相談所の設置を表明している中核市や特別区において、他自治体へ職員派遣している取組が見られるようになっている。ただし、断片的な情報を把握している段階であり、都道府県がどのようなバックアップ策を講じているかは把握していない。地域によっては、都道府県が主導的に働きかけていなかったり、中核市・特別区が消極的だったりすることがあるだろう。
- ・都道府県の児童相談所における人材確保・育成に向けた取組については、福祉人材の育成プランを持っているところとそうでないところがある。推進計画では人員の計画はあるはずだが、人材育成の計画までは含まれていないことが多い。保健師・助産師はそういった育成プランを自治体が持っていることが比較的多いと思われるが、児童福祉分野も含めた福祉職の人材について、キャリアパスも視野に入れた人材確保・育成計画を作っているのかが1つのポイントであろう。都道府県によって人材育成に熱心な地域もあるものの、福祉職採用を本格的に進めている都道府県と、ここ数年以内に取組を始めたばかりの都道府県では、かなり大きなばらつきがあるのではないかと。
- ・来年度が最終年度となる児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）の達成度については、児童福祉司だけでなく児童心理司と保健師にも基準が示されたが、医師・保健師・弁護士は十分な配置が進んでいない。これが推進計画にどのように記載され、計画通りに配置できているか、（策定要領後に法改正があったので）配置の見直しがなされているか、がポイントである。

○取組を推進する上での課題

- ・最も心配なのは、都道府県も中核市・特別区も、両者とも設置に消極的な場合である。推進計画の策定要領では「できるだけ設置を促す」と示されているように、これまでのところ設置に至らずとも検討がなされているはずであり、単に「設置しない」というのは策定要領の趣旨を逸脱しているのではないかと。
- ・人材の確保では、特に弁護士の配置が重要。非常勤にしても勤務日数が少ないために、重要な法的判断の際に弁護士に意見を聴けていない状況もあるだろう。今後、一時保護手続きで令状のようなものを出すのであれば、それこそ弁護士が常時必要になってくるはずである。
- ・弁護士については、非常勤の配置の有無及び週何日の勤務か、契約弁護士の場合は定期か随時相談か、といった頻度に関する事項が重要ではないかと。医師についても頻度が重要ポイントだが、医師が配置できない場合に保健師を配置していることを確認したい。

② 当該記載項目に関する今後の展開

○策定要領の記載内容で特に着目すべきポイント

- ・中核市・特別区の設置意向については国が検討段階の調査をしていたはずであり、全国の状況や意向を把握できているのであれば、ほとんど進んでいない都道府県にはその理由を確認する必要があるのではないかと。
- ・新プランを受けての人員確保に加えて人材育成の計画があるか、またそこにSVの確保まで記載されているか、という視点での評価が妥当ではないかと。チェックポイントとしては、採用年次に応じた育成計画、キャリアパス、福祉職の人材育成プランなど、取組予定の有無を確認できるとよい。
- ・策定要領の段階では「職員の配置、研修の実施方法・時期」と書いてあり、人材育成の計画とまでは書かれていないものの、働いている人にしてみれば、自分の将来にビジョンが持てると働き甲斐

もあるが、それがなければ、この先どのような分野で働くことになるのか不安になってしまうこともあるので、重要である。人材育成のプランは児童相談所長の頭の中にあたりもするだろうが、文書として形にすること、見える化が必要だろう。

○今後の展開への期待

- ・「評価のための指標例」の1つとして、児童相談所の設置率だけでなく、中核市・特別区の設置予定や設置検討の増加状況を含めてもよいだろう。また、都道府県による働きかけのプロセス評価として、未設置の中核市・特別区を集めた会議の開催や、設置済みの中核市・特別区を招いた会議の開催の実施等も想定できるし、これら都道府県による中核市・特別区への働きかけの内容も評価すべきである。通知も出さず、会議も開催していない都道府県も一定程度あるのではないか。会議開催回数等のように、働きかけの段階や程度について数値化・段階化することも一案である。
- ・設置の計画もなく都道府県による中核市等への働きかけも確認できない場合は、国が働きかけを行ってもよいのではないか。
- ・児童福祉分野での人材育成を考えれば、キャリアパスの中に市区町村での経験も含まれるほうがよいだろう。都道府県や政令市・児童相談所設置市によっては児童相談所の職員が、兼務で市区町村業務に従事していたり、市区町村への人事交流をしていたりするので、こういった取組がベストプラクティスと言えるだろう。このような人事に関わる事項は、政令市では定例の異動の中でも実現しやすいが、都道府県は意図的な人事交流でなければ相互の経験が積めない。現在、児童福祉に携わる人材が都道府県や政令市を超えて異動することはほとんどなく、同一自治体内で人事異動という発想で止まってしまっていることが多いと思われる。
- ・都道府県でも上記のような状況だが、市区町村の虐待対応職員の専門的な人員はより一層少ない。在宅支援をすればするほどニーズが掘り起こされるはずなので、そこに人数を割かなければならないが、この点をどう考えるか。何らかのビジョンと手立てがなければ、ニーズが増えるにもかかわらず市町村における児童福祉分野の専門人材が不足したまま改善されないことが懸念される。

(10) 宮島清氏：児童相談所の強化等に向けた取組

① 当該記載項目に関する現状と課題

○全国的にみた都道府県等の取組状況

- ・児童相談所設置の促進については、中核市の一部、東京都特別区の他、都道府県も設置を進めている。今後、特別区の児童相談所が次々と新設される。中核市については、「設置しない」との考えを明確にしているところもある。
- ・新設の児童相談所の多くは、推進計画策定以前から検討されてきていたものではないか。当該自治体内で、重大な死亡事例が発生したこと、担当地域の人口が過大であって内部に設立を求める声が以前からあったことなど、そこに、設置に前向きな首長の存在があり、これらと国の姿勢が重なって設置が決定されているように見える。いずれにしても新設には、候補地の選定、調査費の計上、住民の合意、財源確保、議会の承認、補助金の申請・交付決定、施設の建設、人員確保、他自治体への職員派遣等による教育訓練の実施、所長等管理者の決定、それまで当該地区を担当していた児童相談所からの引継ぎといった一連のプロセスが必要で、最低でも4～5年は掛かる。
- ・余程の財政力がなければ基礎自治体での児童相談所の設置は難しい。だから、地方であれば県に匹敵する程の人口規模となる大都市圏の中核市、或は様々な面で特別な事情にある東京都特別区での

設置となり、その他の中核市では、動きが鈍くなるということが起こっているのではないか。

- ・東京都特別区に設置される児童相談所では、相談支援にあたる職員の場合でも一時保護所の職員の場合でも、相当に厚い人員体制がとられている。それだけの職員を確保し、育成し、抱え続けることは、特別な条件がそろっていなければできないことであり、国の基準を前提とした、財政支援だけでは、到底賄えないはずだ。

○取組を推進する上での課題

- ・人口が 30～40 万人程の中核市や特別区の場合は、設置のメリットより、負担の大きさが意識されるだろう。首長部局における保健福祉担当職員の比率は 3 割程度に及ぶ。それでも子ども家庭福祉に配置されている常勤職員は少なく、相談支援業務の多くを会計年度任用職員に対応させることで何とか業務を回している。これに対して児童相談所を設置すると、そこにあてるべき人員と予算は飛躍的に増大する。この負担は児童相談所設置以降ずっと続き、市の職員構成・人事全般に渡って影響を与え続ける。組織としての合意、市民の支持が得られなければ到底設置できない。
- ・繰返しとなるが、人員も運営のための経費も、単年度ではなく毎年度発生し続ける。設置が必須でなければ、合意は得にくい。「特別な子どもたちと問題のある保護者のためにかかる経費であり、基礎自治ではなく、国と都道府県が行うべき業務である。当然、その負担も国と都道府県が負うべきである。」と言った声、「市民の税金は、多くの市民のために使うべきだ。子育て支援や多くの子どもたちのために使うべきだ」という意見に対して、納得が得られる説明が必要になる。
- ・職員の確保と育成においては、都道府県と政令市とその他の児童相談所設置市毎に違う課題がある。都道府県では、市町村の合併が進み、町村の数が減り、他の福祉領域では対人支援業務を行う職員が減った。かつては一定程度あった都道府県立の社会福祉施設が閉鎖されたり、民間移譲されたりした。その結果、残った対人支援業務に占める児童相談所の割合が非常に大きくなっている。これに対して、政令指定都市では、生活保護、高齢者福祉、障害者福祉、保健衛生と言った多様な社会福祉・保健・医療分野の専門職が在籍している。このような、前提や構造の違いを念頭において検討すべきであり、これ抜きに子ども家庭福祉の人材確保や育成のあり方を語ることはできない。
- ・しかし、いずれにしても、近年の児童相談所職員の急増に対応するために、自治体間で人材の「奪い合い」が起きている。社会福祉専門職の試験の競争倍率が、数年前まで 3 倍以上はあったものが、ここ数年で 2 倍に下がっており、1.5 倍程度の例も出てきている。更に、都道府県と政令市の両方を受験することは可能なので、両方に合格したうえで、一方を辞退するということも多い。
- ・このような状況のもとで、福祉職採用だけでは、児童福祉司として必要な人数を確保できないといった事情から、主に経験者枠で、児童福祉施設での勤務経験者や他の領域でソーシャルワーク経験のある者を採用する自治体が出てきている。これには、即戦力となる優秀な職員が得られる場合がある一方で、業務や組織風土になじめない場合もあるという両面があるようである。
- ・ここ数年間の児童相談所職員の確保のための福祉専門職の採用増、心理職の確保、一時保護所職員の確保のための採用増は、それぞれの自治体にとって、相当の期間に渡って人事上の様々な課題を生み続けるだろう。現在、とりわけ心理職の確保と育成が難しいという声を聞く。経験の浅い職員の比率が著しく高いこと、異動を含め専門職のキャリアラダーをどうするか、男女の比率の偏り、子育てと仕事との両立への対応など、待った無しの課題が幾つもある。

② 当該記載項目に関する今後の展開

○策定要領の記載内容で特に着目すべきポイント

- ・評価指標として、法令に定める専門職の配置が足りているか否か、専門職員の経験年数、児童相談所の担当区域の人口が過大になっていないか等の項目によって、確認することや数値目標を掲げること自体は大切で妥当性があると思う。しかし、それと同時に大切なことは、当該自治体や各児童相談所が、自らどのようにしたいと考えているか、考えた内容を実現するためにどのような取り組みをしているか、それらが科学的な知見や分析に基づくものか、また、子どもを含む当事者の参加や有識者や住民の意見が反映されているかといったことが重要である。
- ・児童相談所の業務は、非常に多岐にわたり、児童虐待の対応だけに限っても、リスクアセスメントのみならず、多様な視点から、総合的なアセスメントを行って対応する必要がある。医学的・心理学的な視点は重要であり、法律学の視点も欠かせない。しかし、教育学的視点、社会学的な視点も軽視されて良いはずはない。当事者のニーズを、身体、心理、社会にわたるあらゆる面から把握する必要があり、支援についても、危機対応から、短期的な目標、中期的な目標、長期的な目標のすべてに渡って検討する必要がある。当事者の参加や関係者の参加がなければ、支援が効果を上げることは期待できない。一つの支援モデルやその時々注目された考え方にもとづいた偏った評価指標が示され、地域や歴史を踏まえずに、押し付けられるようなことが起きれば、現場のやる気が削がれ、積み上げられて来た「知」や「技術」が壊されてしまう恐れさえある。

○今後の展開への期待

- ・ソーシャルワーカーが独り立ちするには最低5年程度は要するはずである。入職1年目ではほぼ学ばばかり、2年目で先輩ワーカーと一緒に動き、3年目でやっとある程度の仕事を一人でできるようになる。人を育てるのは地道なものであり、何年もかかるということを前提とすべきである。
- ・児童福祉司の任用時の法定研修について、まずは中身の充実を図ることが重要である。一方的に講義をする形式が多く、演習といっても、かたちだけで実践的でないものも少なくない。本格的な事例検討やロールプレイ、自らの実践を深く省察するものは僅かなのではないか。
- ・推進計画におけるPDCAの視点は重要なことだが、次々と新しい課題を投げかけて現場を混乱させることのないようにすべき。結果が出るまで覚悟して待つ、といった考え方も重要である。

3. 小括

先行文献調査とそれに続いて実施した有識者インタビュー調査は、国が策定要領で示した 10 項目の各記載項目について、現状把握と今後の見通しについて示唆を得る目的で実施した。ここでは聴取事項を、現状と課題、都道府県等への期待、評価・検証のあり方、の 3 つの観点から整理した。

(1) 策定要領で示された記載項目の現状と課題

現状、社会的養育の体制構築は発展途上だが、自治体内でも地域や施設などの単位でみると整備状況にバラつきが大きく、自治体単位で取組が進んでいる／進んでいない、とは言い難い状況にある。また、全記載項目が一様に具体的に掲載されているわけではないが、その背景として、推進計画を検討・決定する場に関係者が参画しているか、社会的に注目されているか、といった様々な要因が影響して優先度が定まっている面があることも指摘された。加えて、記載項目は個別に検討するだけでなく相互作用も考慮する必要があるため、策定要領の第一番目の「基本的考え方及び全体像」が各取組で一貫しており、施策が体系化されていることも重要とされた。

なお、取組が今後本格化するテーマでは、これから全国的に共有すべき知見が得られるようになるため、国にはベストプラクティスを共有する役割を担うべきとの意見があった。また、ここ数年でも都道府県等の現場では大きな変化があったことから、継続的な実態把握とその対応が求められていた。

(2) 取組を充実させる上での都道府県等への期待

有識者からは、行政施策として各種の取組を計画的に進めるには、人員体制や人材育成などの人的基盤に関する計画が立てられることが第一の必要条件だが、この点にバラツキが大きいとされる。また、推進計画の策定には財政的裏付けや地域内の合意形成が必要とされ、中長期的な記載項目も含まれるため、本来は時間軸の視点が欠かせないが、この見通しが十分に持っていない都道府県等もあるのではないかと、との指摘もあった。

そのため、都道府県等の役割の再認識として、市区町村との役割分担や民間との連携・協働など、理念や概念が曖昧であるために取組の推進が疎かになりがちなことについて役割発揮が必要だとの意見が多く寄せられた。その際、都道府県等が推進計画について主体的に評価（自己点検等）した上で、地域で社会的養育を担う関係機関と対話的な関係を構築し、子ども中心で取組を推進するという「マネジメント機能」が期待されている。推進計画は既に実装の局面に移行しているため、都道府県等がこの機能を発揮できるよう、国による手引き等の提示も提案された。

(3) 推進計画の評価・検証のあり方

都道府県等の推進計画を評価・検証する観点では、本来は推進計画への掲載内容や事業実施状況ではなく実際に実施された内容が重要であり、この考えを基礎とした評価方法を検討すべきとの指摘があった。この点からすると、関係機関への働きかけや意識醸成、国が示す各種ガイドライン等に基づく対人援助（特に各種ソーシャルワークやケースマネジメント）のあり方など、明文化しづらい事項こそ重要であるが、これらは一律の評価に馴染みづらい側面もある。このように、評価・検証において評価指標や数値目標を設定し国がモニタリングする方法もあるが、それが実践の現場に悪影響を及ぼさないよう慎重な検討が必要である。国で全国統一的な基準を策定するのであれば、それと同時に地域の実情（前提条件や構造の違いなど）に応じた創造的な取組も評価される必要がある。

他方、定量的な業績管理の手法だけでは重要な側面を評価しえないとしつつも、法定事項など必須の取組に関しては国が評価基準を定める意義も示された。また、推進計画公表以降に国での検討が進んだ結果、都道府県等の取組の具体的検討が急速に進み始めたテーマもあり、推進計画で盛り込むべき事項（当事者参画、市区町村の体制整備／など）についても具体的に意見があった。

第 III 章 評価基準（案）の試行的作成と評価・検証

1. 概要

(1) 目的

都道府県等が公表している推進計画について、策定要領に示された各記載項目に関する評価・検証及びその結果をフィードバックすることで、都道府県等の取組の PDCA サイクルでの改善が促されることが期待できる。今後、どのようにすれば PDCA サイクルでの改善がより有効に機能するかを検討するため、推進計画を評価するためのツールとして「評価基準（案）」を作成し、これを用いた評価・検証を試行的に実施した。

(2) 実施内容

① 現行の策定要領に基づく評価基準（案）の作成

策定要領で示された 10 項目の記載項目のうち 8 項目²について、原則として策定要領の記述に基づきつつ、一部項目では「第 II 章 有識者インタビュー調査」で収集・整理した先行文献や有識者インタビューの内容も踏まえて、計 40 項目の評価項目からなる評価基準（案）を作成した。

図表 III - 1 策定要領の記載項目毎の「評価基準（案）」における評価項目数

策定要領における記載項目	評価項目数
都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	4 項目
当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）	2 項目
市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組	8 項目
（各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み）	（－）
（里親等への委託の推進に向けた取組）	（－）
パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組	3 項目
施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	6 項目
一時保護改革に向けた取組	6 項目
社会的養護自立支援の推進に向けた取組	2 項目
児童相談所の強化等に向けた取組	9 項目

② 各記載項目の試行的評価・検証（見える化）

「第 II 章 有識者インタビュー調査」の一環として収集した 65 件の推進計画について、各記載項目の掲載内容を通覧できる形で整理した。その上で、当該都道府県等の推進計画の掲載内容が評価基準（案）に照らすとどのような段階であるかを試行的に評価・検証（見える化）した。

² 記載項目のうち「各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み」は、策定要領でも具体的算出方法が例示されており、全国一律の基準による評価が特に馴染みづらいため、本調査研究において評価基準（案）は作成しなかった。また、「里親等への委託の推進に向けた取組」は、厚生労働省が既に「見える化」として実施済みであったため、本調査研究では取り上げなかった。

(3) 評価・検証の前提と結果解釈上の留意点

本調査研究で試行的な評価・検証（見える化）を行うにあたっては、公表済み推進計画の掲載内容をもとにして評価・検証を実施するという調査設計上の限界があるため、以下の3点の前提を置いている。これらの前提により、以降での「見える化」の結果を解釈する際は、各都道府県等の取組実態を示しているというより、推進計画の掲載内容の充実度を示していると捉えるべきであることには留意されたい。

① 推進計画に取組実態のすべてが掲載されているわけではない

各都道府県等が推進計画として公表している掲載内容は、基本的に、国が示した策定要領の記載項目に沿った形で策定されている。そのため、実際に都道府県等が推進しているものの、事業化されていない段階の取組をはじめとして、すべての取組が掲載・公表されているとは限らず、当該都道府県等の取組実態をつまびらかにしたものではない。

② 推進計画策定時点から現在までの推移は反映されない

推進計画の策定期間は都道府県等によって一定のズレがあるものの、概ね約2年以上が経過している。その間、多くの都道府県等で社会的養育の充実・強化に向けた多様な取組が展開されていると考えられるが、本調査研究では公表済み推進計画を用いた評価・検証（見える化）を行っているため、時間的な推移に伴う取組の充実は勘案されない。

③ 現場の実践に関する評価・検証は行わない

策定要領ではソーシャルワークやケアワークなど、個々の子どもや家庭への関わり方に言及している記載項目が複数あるが、このような対人援助職が個別の現場で行う実践について具体的な評価基準（案）を定めることは困難である。本調査研究では行政施策として行われる事項を対象とした評価基準（案）を作成しており、策定要領の中でも現場の実践に言及している箇所などは評価基準（案）に含めなかった。

2. 現行の策定要領に基づく評価基準（案）

(1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

記載項目「都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像」については、策定要領の「計画策定に当たっての留意点」のiii及びviより、計4点の評価項目を抽出した。

図表 III - 2 評価基準（案）：都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

分類	（参考：策定要領における記述）	評価項目名	判断基準
評価指標	iii 計画の進捗を評価できるように、評価指標を把握すること。国においては、必要な指標を提示し、毎年、計画の各取組の指標を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行う。	計画の進捗を評価するための評価指標が設定されている	<ul style="list-style-type: none"> ・半数（5項目）以上の記載項目で掲載している ・1項目以上の記載項目で掲載している ・掲載していない
		基準年度（推進計画策定時点等）の評価指標の状況が掲載されている	<ul style="list-style-type: none"> ・半数（5項目）以上の記載項目で掲載している ・1項目以上の記載項目で掲載している ・掲載していない／評価指標を設定していない
当事者参画	vi 計画策定は、幅広い関係者の参画の下に行うこと。特に、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の参画を得て意見を求めること。その際には、例えば複数人の参画とし、必要に応じて第三者による支援など、適切に意見表明ができるよう留意すること。	当事者である子ども（社会的養護経験者を含む）の参画を得ている	<ul style="list-style-type: none"> ・推進計画策定の委員として参画している ・推進計画策定のために実施したヒアリングやアンケート等の結果を掲載している ・上記のいずれにも当てはまらない
		当事者である子どもが適切に意見を表明できる環境を整えている	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の委員として複数名の当事者である子ども（社会的養護経験者を含む）が参画している ・当事者参画における意見表明支援の取組・工夫の内容を掲載している ・上記のいずれにも当てはまらない

(2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

記載項目「当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）」については、策定要領の本文（アドボカシー、権利擁護に関する仕組み）より、計2点の評価項目を抽出した。

図表 III-3 評価基準（案）：事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

分類	（参考：策定要領における記述）	評価項目名	判断基準
アドボカシー	措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策について、各都道府県の実情に応じた取組を進めること。	措置または一時保護された子どもの意向・意見を、児童相談所や一時保護所以外の第三者が聴く、または子どもの権利を代弁する方策を講じている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的取組内容を掲載している ・ 整備予定・方針を掲載している ・ 掲載していない
権利擁護に関する仕組み	なお、平成28年改正児童福祉法では、児童福祉審議会は関係者からの報告や意見聴取ができることにするとともに、委員により高い公正性を求めることとした。また、国において、児童福祉審議会や自治体が設置する第三者機関における子どもや要保護児童対策地域協議会の関係機関などからの申立てによる審議・調査の仕組みなど、子どもの権利擁護に関する仕組みの構築に向けて調査研究を行っている。都道府県においては、これを踏まえて取組を行うこと。	児童福祉審議会や自治体が設置する第三者機関で、子どもの権利擁護をはかる仕組みが講じられている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的取組内容を掲載している ・ 整備予定・方針を掲載している ・ 掲載していない

(3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

記載項目「市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組」については、策定要領の「①市区町村の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組」から5点、「②児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組」から3点、計8点の評価項目を抽出した。

図表 III-4 評価基準（案）：市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組（前半）

分類	(参考：策定要領における記述)	評価項目名	判断基準
市区町村の相談支援体制等の整備	<p>i 計画には管内市区町村に対する子育て世代包括支援センター、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置、支援メニューの充実、母子生活支援施設の活用等に向けた都道府県の支援・取組（設置促進策、活用促進策、人材育成支援策）を記載すること。その際、市区町村と連携して地域資源の把握等を進めること。</p> <p>ii 設置促進や活用にあたっては、「子育て世代包括支援センター業務ガイドラインについて」（平成29年8月1日付け子母発0801第1号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）、「市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）について」（平成29年3月31日付け雇児発0331第47号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）等を参考として、人材育成、関係機関との連携等について、支援体制等を検討すること。</p>	子育て世代包括支援センターの普及に向けた支援・取組を行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・設置促進策、活用促進策、人材育成支援の2項目以上を掲載している ・1項目のみ掲載している ・掲載していない
		市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及に向けた支援・取組を行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・設置促進策、活用促進策、人材育成支援の2項目以上を掲載している ・1項目のみ掲載している ・掲載していない
		市区町村の支援メニュー（ショートステイ、トワイライトステイ事業等）の充実を図っている	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的方策を掲載している ・具体的方策を掲載していない
		母子生活支援施設の活用を検討している	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的方策を掲載している ・具体的方策を掲載していない
		市区町村において子ども家庭支援に携わる職員の人材育成支援を行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・掲載している ・掲載していない

図表 III-5 評価基準（案）：市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組（後半）

分類	(参考：策定要領における記述)	評価項目名	判断基準
児童家庭支援センターの機能強化および設置促進	i 児童家庭支援センターが地域支援を十分行えるように、その地域及び配置などを考慮して、市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能を担ったり、フォスタリング機関としての機能を担うなど、機能強化を図ること。	児童家庭支援センターの機能強化(市区町村子ども家庭総合支援拠点やフォスタリング機関の機能の併設／等)を検討している	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的方策を掲載している／機能強化が完了している ・具体的方策を掲載していない
	ii 児童家庭支援センターは、虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として制度化された背景を踏まえて、児童相談所の管内の人口規模に応じた配置や、都道府県域が広域にわたるなど児童相談所が身近にない地域への設置を検討すること。	児童家庭支援センターの設置(人口規模に応じた配置や児童相談所が身近にない地域への設置／等)を検討している	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的方策を掲載している／設置が完了している ・具体的方策を掲載していない
	iii 施設の地域支援機能や里親支援機能の強化の一環として各施設のほか、NPO 法人や医療法人等多様な民間団体が、児童家庭支援センターを開設できるような働きかけを行うこと。	民間団体が児童家庭支援センターを開設できるように働きかけている	<ul style="list-style-type: none"> ・掲載している ・掲載していない

(6)パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組

記載項目「パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組」については、策定要領の「計画策定に当たっての留意点」のii及びiiiより、計3点の評価項目を抽出した。

図表 III - 6 評価基準（案）：パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組

分類	(参考：策定要領における記述)	評価項目名	判断基準
特別養子縁組の推進・支援	ii 平成28年改正児童福祉法により特別養子縁組、普通養子縁組に関する相談・支援が児童相談所の業務として位置付けられたことを踏まえ、児童相談所における養子縁組に関する相談支援体制を検討し、養子縁組が適当と考えられる子どもについて積極的に養子縁組を検討すること。また、地域の実情に応じ、民間あっせん機関に対する支援や連携方策を検討すること。	生みの親に対する相談支援・サポート体制を構築している	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な方策を掲載している ・具体的な方策は掲載していない
		民間あっせん機関に対する支援（財政的支援、技術的支援／等）や連携（必要な情報の共有、連携の円滑化の取組／等）の方策を検討している	<ul style="list-style-type: none"> ・両方、あるいはいずれか一方を掲載している ・いずれも掲載していない
特別養子縁組の検討対象となる子ども数の把握	iii 子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供することが重要であることから、特に、棄児、保護者が死亡し又は養育を望めず、他に養育できる親族等がない子どもや、新生児・乳幼児で長期的に実親の養育が望めない子ども、長期間にわたり親との交流がない子ども、虐待等の理由で親子分離され、その後の経過からみて家族再統合が極めて困難と判断された子どもなど、特別養子縁組の検討対象となる子どもの数を把握すること。その上で、実際の縁組には、実親との関係が子どもにとってどのような意味を持つのかという点を含め、十分なアセスメントとマッチング等を行いつつ、特別養子縁組によるパーマネンシー保障を優先して検討すること。	特別養子縁組が必要な子ども数を把握している	<ul style="list-style-type: none"> ・パーマネンシー保障の観点でのアセスメントを実施し、特別養子縁組の検討対象となる子ども数を算出し（またはその予定・意向を）掲載している ・掲載していない

(7)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

記載項目「施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」については、策定要領「②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」の「計画策定に当たっての留意点」より、計6点の評価項目を抽出した。なお、他の記載項目と重複する事項は、この記載項目での評価項目とはしなかった(例: xii 母子生活支援施設の活用 → 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組)。

図表 III - 7 評価基準 (案) : 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 (前半)

分類	(参考：策定要領における記述)	評価項目名	判断基準
施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	i 都道府県においては、施設で養育が必要な子どもの見込み数や、在宅家庭や里親家庭の支援体制の充実等といった施設による高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の見込みを把握し、高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画を策定すること。	高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画を策定している	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な計画を掲載している ・具体的な計画は掲載していない
	ii その際、都道府県等においては、小規模かつ地域分散化の取組が進むよう、各施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画の検討状況・課題等について随時ヒアリングを行うことにより、個々の実情を把握し、適切な助言や支援を行うこと。	各施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画についてヒアリングを実施している	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリングで個々の実情を把握していることを掲載している ・掲載していない
	iii 児童福祉法第3条の2の規定に則り、「できる限り良好な家庭的環境」を確保すべきであり、質の高い個別的なケアを実現するとともに、小規模かつ地域分散化された施設環境を確保することが重要である。	小規模かつ地域分散化された施設環境の確保を定めている	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な方策を掲載している ・具体的な方策は掲載していない
	v なお、大舎から小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進める過程で、人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく方法や、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく方法が考えられるが、どちらの場合にも、概ね10年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定すること。	小規模かつ地域分散化を進めるための計画的な人材育成を行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な方策を掲載している ・具体的な方策は掲載していない

図表 III - 8 評価基準（案）：施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組（後半）

分類	(参考：策定要領における記述)	評価項目名	判断基準
施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	vi 既存の施設内ユニット型施設についても、概ね 10 年程度を目標に、小規模かつ地域分散化を進めるための人材育成計画を含めた計画を立てる。その際、既存ユニットは一時保護やショートステイのための専用施設や里親のレスパイト・ケアなど、多機能化・機能転換に向けて、積極的に活用を進めていくことが求められる。	一時保護やショートステイのための専用施設や里親レスパイト・ケアなど、多機能化・機能転換に向けた取組を行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な方策を掲載している ・具体的な方策は掲載していない
	xi 児童心理治療施設、児童自立支援施設についても、ケアニーズの非常に高い子どもへの対応など、その性質や実態等に鑑み、国において、小規模化・多機能化を含めたその在り方について、当事者やその代弁者、有識者、施設関係者と意見交換を十分に重ね、その結果を踏まえ、施設の運営や新たな設置（改築）についての方向性を示す。	児童心理治療施設や児童自立支援施設の運営や新設・改築についての方向性を示している	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な方策を掲載している ・具体的な方策は掲載していない

(8)一時保護改革に向けた取組

記載項目「一時保護改革に向けた取組」については、策定要領の「計画策定に当たっての留意点」のi～ivより、計6点の評価項目を抽出した。

図表 III-9 評価基準（案）：一時保護改革に向けた取組（前半）

分類	(参考：策定要領における記述)	評価項目名	判断基準
一時保護の環境及び体制整備	i 「一時保護ガイドライン」を踏まえた既存の一時保護所の見直し項目及び見直し時期、一時保護所の必要定員数、一時保護専用施設(「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」(平成28年9月5日付け雇児発0905第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、児童養護施設等(児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設及び児童自立支援施設)において、本体施設とは別に小規模なグループケアによる一時保護を実施するための施設をいう。以下同じ。)や委託一時保護が可能な里親等・児童福祉施設等における確保数及び一時保護に関わる職員の育成方法と実施する時期等を計画に記載すること。	一時保護の環境及び体制整備等の見直し時期を定めている	<ul style="list-style-type: none"> ・各種取組(①既存一時保護所の見直し②定員数③一時保護専用施設④委託一時保護先の確保⑤職員育成方法・実施時期)のうち、3項目以上を具体的に掲載している ・各種取組のうち1項目以上を具体的に掲載している ・具体的に掲載していない
適切な支援を目的とした体制や環境整備	ii 一時保護の環境及び体制整備については、「一時保護ガイドライン」にあるように、一時保護の目的を達成し、適切な支援が行われるよう、研修などによる職員の専門性の向上と意識共有や、関係機関との連携などの体制整備や環境整備を行う必要があること。この際、一人一人の子どもの状況に応じて安全確保やアセスメントなどを適切に行うことのできる体制や環境を整えることが必要であること。	子どもの状況に応じて安全確保やアセスメントを適切に行える体制や環境整備を推進している	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に掲載している ・具体的に掲載していない
	iii 一時保護については、安全確保やアセスメントなどを適切に行うという目的に加え、代替養育としての性格も有することから、一時保護を行う場合は、こうした一時保護の目的を達成した上で、平成28年改正児童福祉法第3条の2に規定する子どもの家庭養育優先原則を踏まえ、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいは「できる限り良好な家庭的環境」にあつて、個別性が尊重されるべきものであること。	一時保護において個別性を尊重した養育環境の整備を推進している	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に掲載している ・具体的に掲載していない

図表 III - 10 評価基準（案）：一時保護改革に向けた取組（前半）

分類	(参考：策定要領における記述)	評価項目名	判断基準
一時保護における権利擁護	<p>iv 一時保護の見直しを検討する際には、「一時保護ガイドライン」においても示しているとおり、一時保護は子どもの最善の利益を守るために行われるものであり、一人一人の子どもの状況に応じて、適切な一時保護ができるように留意すること。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法に関して子どもの年齢や理解に応じて説明を行うほか、子どもの意見が適切に表明されるような配慮を行うこと。 ・一時保護された子どもの権利擁護の観点から、児童福祉審議会や子どもの権利擁護に関する第三者機関が一時保護を行う場所の視察や子どもの意見聴取等を行うなどの一時保護中の子どもの権利を保障するための仕組みを設けることが望ましいとともに、一時保護された子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、第三者評価を活用するなど自己評価及び外部評価を行うことが重要であること。 ・子どもの自由な外出を制限する環境で保護する日数は、必要最小限とするほか、当該環境での保護の継続が必要な場合は、子どもや保護者等の状況に応じ、その必要性を2週間以内など定期的に検討すること。 ・可能な限り子どもに安心できる環境を提供するという観点から心理的に大切な物については子どもが所持できるよう配慮するとともに、日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを初日に支給又は貸与すること。 <p>などに留意すること。</p>	一時保護における子ども権利の説明や意見表明の配慮を行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に掲載している ・具体的に掲載していない
		一時保護中の子どもの権利を保障するための仕組みを設けている	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に掲載している ・具体的に掲載していない
		第三者評価など自己評価及び外部評価を行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に掲載している ・具体的に掲載していない

(9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

記載項目「社会的養護自立支援の推進に向けた取組」については、策定要領の本文より、計2点の評価項目を抽出した。

図表 III - 11 評価基準（案）：社会的養護自立支援の推進に向けた取組

分類	(参考：策定要領における記述)	評価項目名	判断基準
社会的養護自立支援事業の推進	平成28年改正児童福祉法により自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組みが整備されたこと等を踏まえて、社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業を実施していない都道府県において、事業の実施に向けた計画（実施予定時期、実施メニュー）を策定すること。 また、自立援助ホームの実施など、社会的養護の子ども自立支援策の強化のための取組についても、実施に向けた計画を策定すること。	各種事業の実施に向けた計画を策定している	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護自立支援事業や就学者自立生活援助事業等の事業を既に実施している、または実施予定時期や実施メニューを掲載している ・掲載していない
		支援コーディネーター・職業指導員・自立支援担当職員等の自立支援を担う職員を配置している	<ul style="list-style-type: none"> ・職員を既に配置している、または配置予定を掲載している ・掲載していない

(10)児童相談所の強化等に向けた取組

記載項目「児童相談所の強化等に向けた取組」については、策定要領の「①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組」及び「都道府県(児童相談所)における人材確保・育成に向けた取組」より、計9点の評価項目を抽出した。

図表 III - 12 評価基準（案）：児童相談所の強化等に向けた取組（前半）

分類	(参考：策定要領における記述)	評価項目名	判断基準
中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組	i 児童相談所設置に向けて、都道府県内の中核市・特別区の設置に係る意向、希望する中核市・特別区の計画を踏まえた都道府県のスケジュール、都道府県等における中核市・特別区の人材養成等に関する事項等を計画に記載すること。	中核市・特別区の児童相談所設置に係る意向を把握する	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に掲載している ・具体的に掲載していない ・対象となる中核市・特別区がない
		児童相談所設置を希望する中核市・特別区の計画を踏まえた都道府県のスケジュールや人材養成等に関する事項を定めている	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に掲載している ・具体的に掲載していない ・対象となる中核市・特別区がない
		都道府県と設置希望自治体との協議の進め方を定めている	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に掲載している ・具体的に掲載していない ・対象となる中核市・特別区がない
	ii その際、都道府県と設置希望自治体との個別の具体的な協議の進め方(都道府県と市区合同の協議体や連絡会議等連携・情報共有の方法)、都道府県の体制や一時保護所の相互利用の方法等について、留意すること。	都道府県と設置希望自治体との協議の進め方を定めている	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に掲載している ・具体的に掲載していない ・対象となる中核市・特別区がない
		都道府県の体制や一時保護所の相互利用の方法を定めている	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に掲載している ・具体的に掲載していない ・対象となる中核市・特別区がない
			<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に掲載している ・具体的に掲載していない ・対象となる中核市・特別区がない

図表 III - 13 評価基準（案）：児童相談所の強化等に向けた取組（後半）

分類	(参考：策定要領における記述)	評価項目名	判断基準
都道府県(児童相談所)における人材確保・育成に向けた取組	児童相談所における各都道府県等(児童相談所)職員の配置など、子ども家庭福祉人材の確保・育成のための、具体的な計画を策定すること。 (計画策定に当たっての留意点) ・平成 28 年改正児童福祉法及び児童相談所強化プランに沿った都道府県等(児童相談所)の職員の配置、研修の実施方法・時期等を計画に記載すること。	児童相談所職員の資質向上を目的とする研修の実施方法・時期の計画を定めている	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に掲載している ・具体的に掲載していない
		児童相談所における児童福祉司(スーパーバイザーを含む)の配置(採用)またはその計画を定めている	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に掲載している ・具体的に掲載していない
		児童相談所における児童心理司の配置(採用)またはその計画を定めている	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に掲載している ・具体的に掲載していない
		児童相談所における医師または保健師の配置(採用)またはその計画を定めている	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に掲載している ・具体的に掲載していない
		児童相談所における弁護士(「準ずる措置」を含むの配置を含む)の配置(採用)またはその計画を定めている	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に掲載している ・具体的に掲載していない

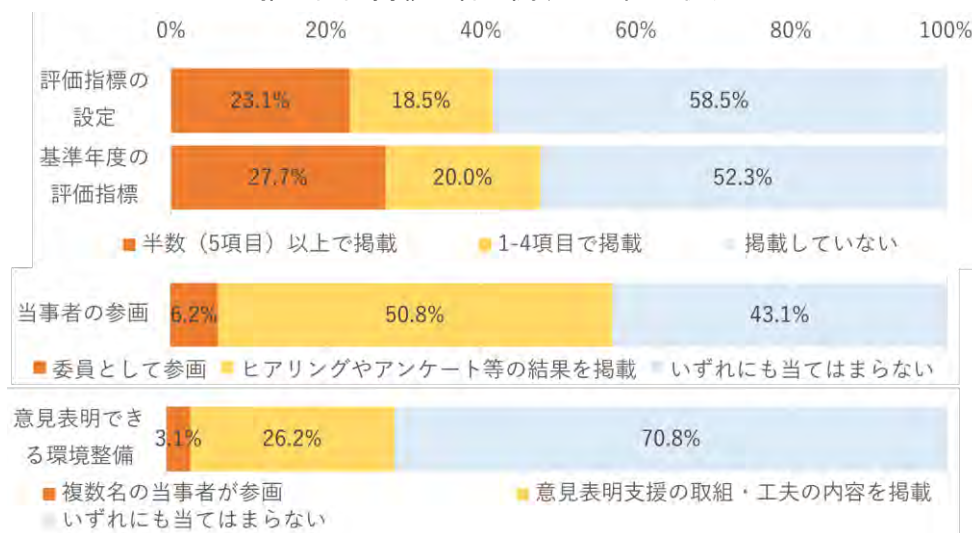
3. 各記載項目の試行的評価・検証結果（見える化）

ここでは、各都道府県等の推進計画の掲載内容が、前項で示した評価基準（案）に照らすとどのような段階であるかを試行的に評価・検証（見える化）した結果を全国の集計値として示すことにより、評価項目毎にみたときに推進計画への掲載内容の充実度や自治体間のバラつき状況の把握を試みた。

(1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

評価項目のうち評価指標に関する2項目「評価指標の設定」「基準年度の評価指標」は、「半数（5項目）以上の記載項目で掲載している」がそれぞれ23.1%、27.7%となった。他方、当事者参画に関する評価項目のうち「当事者の参画」は「委員として参画」していたことが確認できたのは6.2%のみで、「意見表明できる環境整備」は70.8%が「いずれにも当てはまらない」となった。

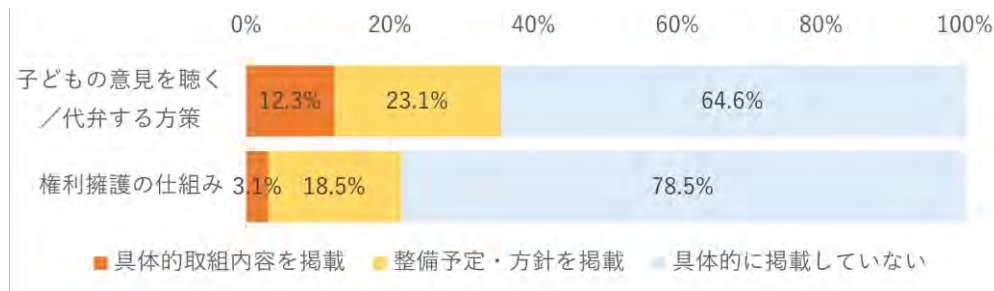
図表 III - 14 「都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像」の推進計画掲載内容に関する全国状況



(2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

子どもの権利擁護の取組に関する推進計画の掲載状況は、評価項目「子どもの意見を聴く／代弁する方策」と「権利擁護の仕組み」のどちらも、「具体的に掲載していない」の割合が最も高かった（64.6%、78.5%）。

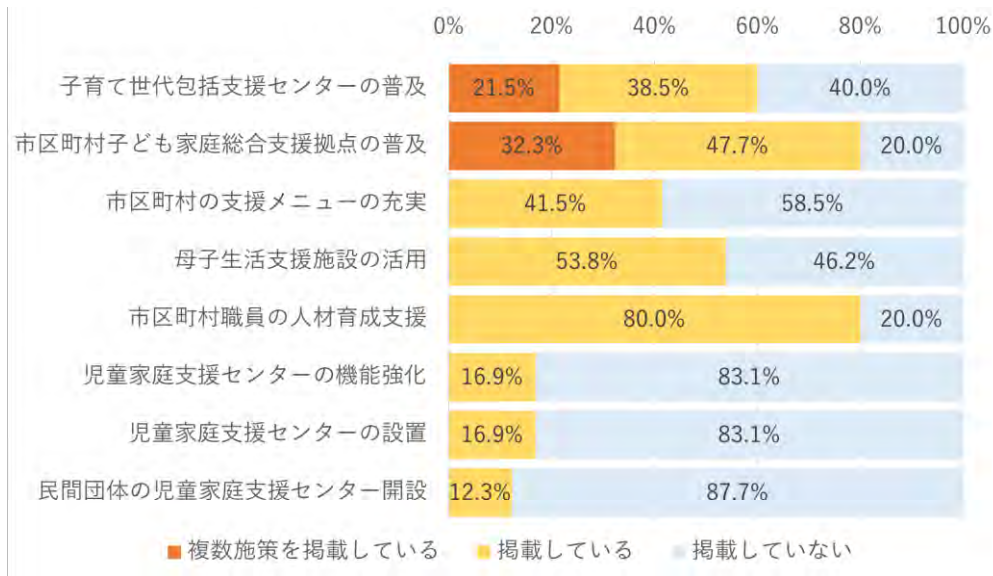
図表 III - 15 「当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）」の推進計画掲載内容に関する全国状況



(3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

市区町村の体制構築支援の取組については、「市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及」や「市区町村職員の人材育成支援」の評価項目は「掲載している」の割合が比較的高く、「児童家庭支援センターの機能強化」「児童家庭支援センターの設置」「民間団体の児童家庭支援センター開設」といった児童家庭支援センターに関する評価項目は「掲載されていない」の割合が高かった(83.1%、83.1%、87.7%)。

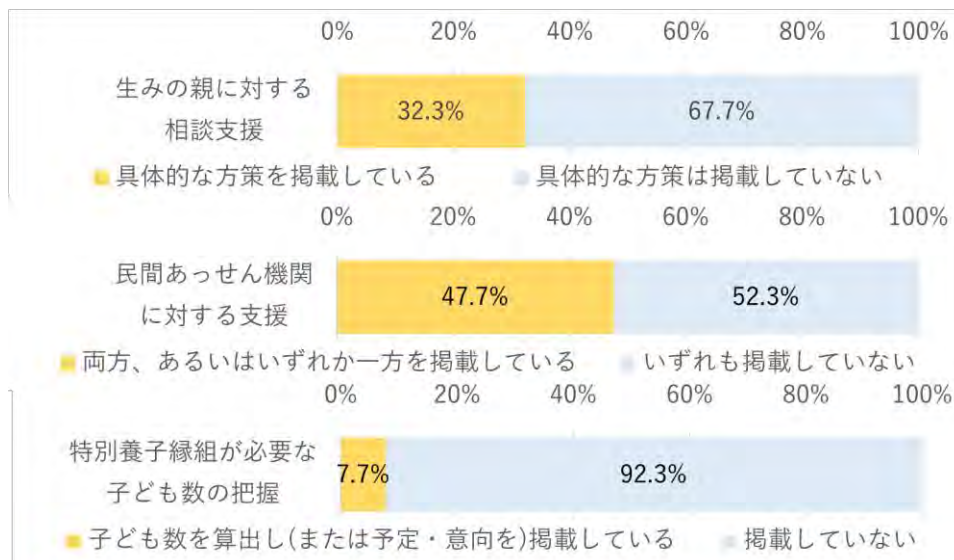
図表 III - 16 「市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組」の推進計画掲載内容に関する全国状況



(4) パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組

特別養子縁組推進に関連する具体的な方策を掲載している割合は、「生みの親に対する相談支援」では32.3%、「民間あっせん機関に対する支援」では47.7%と一定割合の自治体が該当していたが、「特別養子縁組が必要な子ども数の把握」は7.7%と非常に低かった。

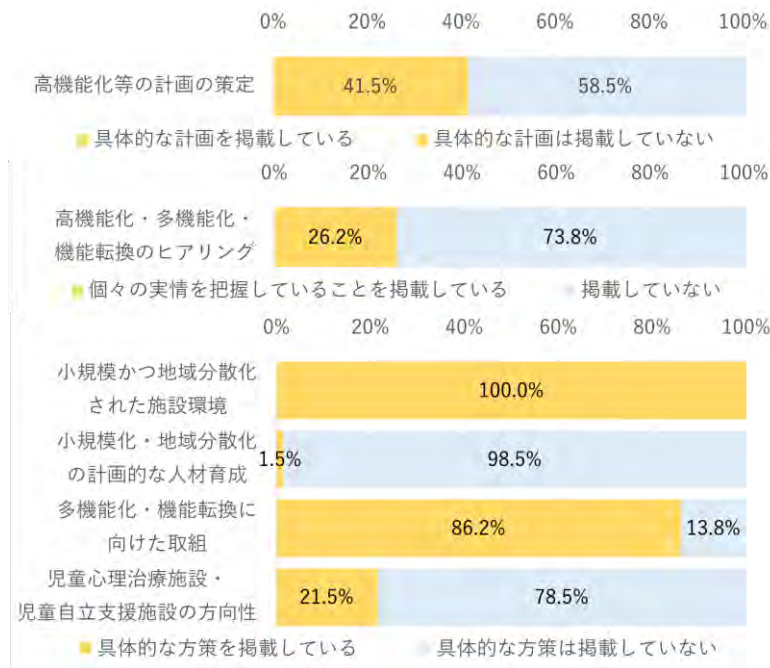
図表 III - 17 「パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組」の推進計画掲載内容に関する全国状況



(5) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

施設の各種取組のうち、「小規模かつ地域分散化された施設環境」はすべての都道府県等で掲載されており、「多機能化・機能転換に向けた取組」も86.2%が具体的な方策を掲載していたが、「小規模化・地域分散化の計画的な人材育成」を具体的に掲載していた都道府県等は1.5%にとどまった。

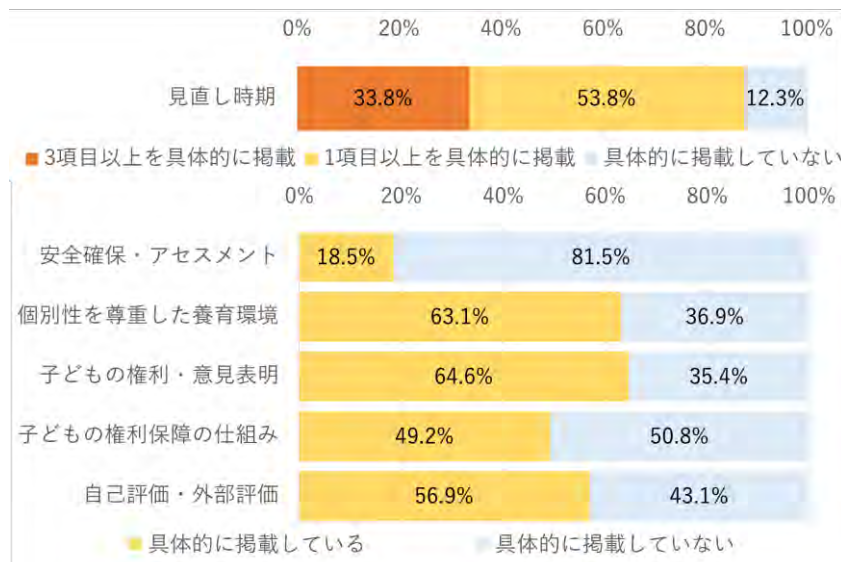
図表 III - 18 「施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」の推進計画掲載内容に関する全国状況



(6) 一時保護改革に向けた取組

一時保護改革に向けた取組の推進計画への掲載状況については、「個別性を尊重した養育環境」「子どもの権利・意見表明」「自己評価・外部評価」で具体的に掲載している都道府県等の割合が半数を超えていた（63.1%、64.6%、56.9%）。

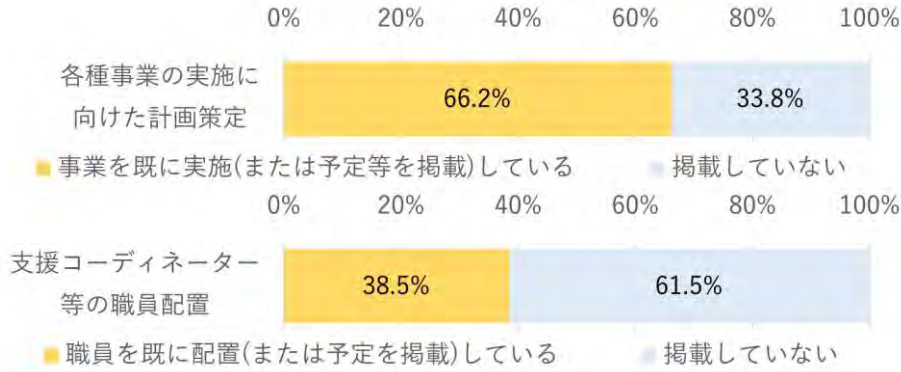
図表 III - 19 「一時保護改革に向けた取組」の推進計画掲載内容に関する全国状況



(7) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

自立支援に関して、「各種事業の実施に向けた計画策定」は実施中または予定を掲載している割合が66.2%で半数を超えたが、「支援コーディネーター等の職員配置」は38.5%と半数を下回った。

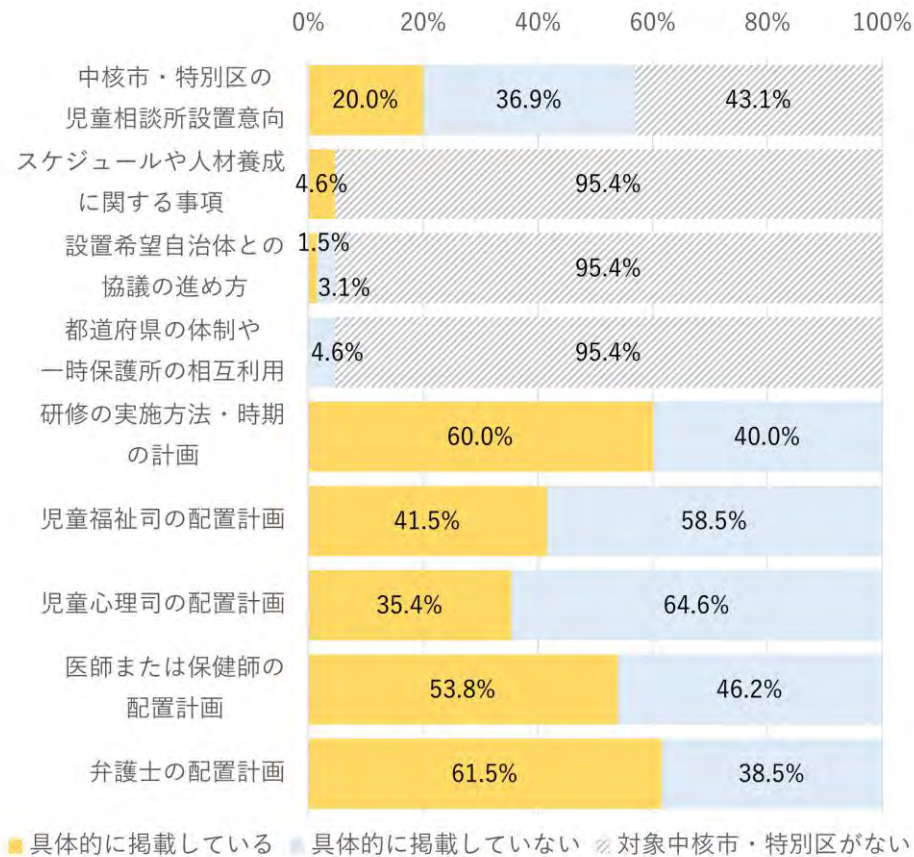
図表 III - 20 「社会的養護自立支援の推進に向けた取組」の推進計画掲載内容に関する全国の様況



(8) 児童相談所の強化等に向けた取組

児童相談所の強化等に向けた取組のうち、中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組（下表の上部4項目）はいずれも「具体的に掲載している」の割合が低かった（20.0%、4.6%、1.5%、0.0%）。また、都道府県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組（下表の下部5項目）のうち、「研修の実施方法・時期の計画」は60.0%の都道府県等で具体的に掲載されていた。

図表 III - 21 「児童相談所の強化等に向けた取組」の推進計画掲載内容に関する全国の様況



4. 調査の小括

本調査研究では都道府県等の取組の PDCA サイクルでの改善を促す方法論の検討を目的として、試行的に推進計画を評価する「評価基準（案）」を作成し、これを用いて評価・検証（見える化）を行った。この過程を通じて把握できた事項を、以下の通り 3 点に集約した。

(1) 評価基準（案）の設定範囲と「見える化」の特徴

本調査研究における各記載項目の試行的評価・検証（見える化）は、国が示した策定要領の各記載項目に沿って、都道府県等が公表した推進計画の掲載内容をもとに進めたものである。このような調査手法であるため、①推進計画に取組実態のすべてが掲載されているわけではないこと、②推進計画策定時点から現在までの推移は反映されないこと、③現場の実践に関する評価・検証は行わないこと、を前提としており、「各都道府県等の取組実態の見える化」ではなく、あくまで「各都道府県等の推進計画の掲載内容の充実度の見える化」と位置付けるべき内容である。

また、特に「③現場の実践に関する評価・検証は行わない」としたことについて、策定要領では社会的養育に携わる対人援助職の現場実践にも部分的に言及している（子どもの権利擁護、特別養子縁組、施設の各種取組、一時保護／等）。本調査研究ではこの点に関する評価項目は定めておらず、推進計画の策定過程や体制整備に関する事項を中心とした評価基準（案）となっている。

要すれば、上記の理由により本調査研究の評価基準（案）は、主として推進計画の策定方法や社会的養育の体制整備方針を評価・検証するものであり、この範囲において、都道府県等が約 1～2 年前に公表した推進計画の掲載ぶりを見える化している、と言える。

(2) 評価項目の設定における特徴と留意事項

国が策定要領で示した 10 項目の記載項目はいずれも社会的養育の充実を図る上で重要な取組であることは論を俟たないが、本調査研究の評価基準（案）では、子どもの権利擁護、自立支援、特別養子縁組は評価項目数が 2～3 項目のみにとどまり、他の記載項目と比較すると少なかった。評価基準（案）における評価項目の多寡については、策定要領で詳細に記述されているほど評価項目が多く設定されたことから、基本的に策定要領の記載量に依拠している。

本調査研究では、10 項目の記載項目をそれぞれ個別に評価・検証してきた。全評価項目を自治体別にみる横断的分析も実施可能ではあるが、様々なテーマを含む評価項目を同一の重みづけとして統合的に扱うことの妥当性は未検証であり、ここでは横断的分析は行わなかった。加えて、評価基準（案）における判断基準にも曖昧性が残されており、横断的分析を行う場合はさらなる検討が必須である。

(3) 「見える化」の実施結果

作成した評価基準（案）を用いて試行的に各都道府県等の推進計画を評価・検証した結果、1 項目（小規模かつ地域分散化された施設環境の確保を定めている）を除く 39 項目で、自治体間で掲載内容に大きな差があった。また、全般的に自治体間で掲載内容のバラつきが大きかったが、中でも当事者参画、子どもの権利擁護、中核市・特別区の児童相談所設置、児童家庭支援センターの機能強化・設置促進といったテーマに関連する取組は具体的記載が乏しかった都道府県等が多かった。これらのテーマは国の検討結果や制度化の方針が比較的最近になって示されたために、掲載内容の差につながっていると示唆される。そのため今後は、全国的な共通認識の醸成が必要であると想定される。

第Ⅳ章 事例インタビュー調査

1. 概要

(1) 目的

各都道府県等の推進計画の中から、それぞれの記載項目に関して国が策定要領で示したポイント（計画策定に当たっての留意点）に対して高い効果が期待される取組やユニークな取組を抽出して情報収集し、都道府県等の今後の取組推進の参考に資するように事例集として取りまとめた。

(2) 対象

本調査研究「第Ⅲ章 評価基準（案）の試行的作成と評価・検証」で各都道府県等の推進計画を記載項目毎に通覧した際、上記目的に該当すると思われる掲載内容が見られた都道府県等について、推進計画の担当者（児童福祉主管課または児童相談所）をインタビュー調査の対象とした³。

図表 IV - 1 事例インタビュー調査にご協力いただいた都道府県等

策定要領における記載項目	ご協力いただいた都道府県等
都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	岡山県、福岡市
当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）	岡山県、福岡市
市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組	山梨県、大阪府、福岡市
（各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み）	（－）
里親等への委託の推進に向けた取組	山形県、栃木県
パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組	長野県、大分県
施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	岐阜県、三重県、大分県
一時保護改革に向けた取組	岡山県、福岡市、相模原市
社会的養護自立支援の推進に向けた取組	岐阜県、大分県、札幌市
児童相談所の強化等に向けた取組	静岡県

(3) 調査項目

- ・当該記載項目の取組内容及び推進体制
- ・当該記載項目に関する取組状況と取組による効果
- ・当該記載項目を推進する上での課題と今後の展開

(4) 実施方法

オンラインによる個別の半構造化インタビュー

(5) 実施期間

令和3（2021）年11月15日～令和4（2022）年2月17日

³ 記載項目のうち「各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み」は、都道府県等の今後の取組を推進するという事例インタビュー調査の趣旨を鑑み、対象外とした。

2. 推進計画の取組に関する事例

インタビューにご協力いただいた都道府県等の各記載項目に関する取組の要点を整理し、事例集として取りまとめた（インタビューメモは本報告書の「第Ⅶ章 資料編」で掲載）。

(1) 「子ども中心」を理念の軸とした統合的な推進計画の策定（岡山県）

事例 1

① 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

「子ども中心」を理念の軸とした統合的な推進計画の策定（岡山県）

> 基礎情報

- 子ども数：289,116人^{*1}
- 代替養育が必要な子ども数：496人^{*2}
- 児童相談所数：3か所（中央児童相談所、倉敷児童相談所、津山児童相談所）
- 児童虐待相談対応件数：615件^{*3}

> 計画策定プロセス

- 岡山県家庭的養育推進計画（平成27年度～令和11年度）を全面的に見直し、令和2年3月に岡山市と共同で策定。
- 平成30年、岡山県社会的養育推進計画策定検討会のもとに児童養護施設等実務者、里親・ファミリーホーム実務者、市町村における子ども家庭支援体制構築実務者、児童相談所等実務者による各ワーキンググループを立ち上げ、議論を行った。
- 県では、岡山県社会福祉審議会児童福祉専門分科会から委託を受けた弁護士が一時保護所の子どもの意見を聴く取組を実施している。その一環として、児童養護施設の子どもやケアラー、里子等にも推進計画についてヒアリングを行い、意見を反映した。

背景 死亡事例検証及び県における社会的養育等の実践活動の歴史

- 平成19年に発生した死亡事例検証において、「児童相談所は、どのようにすれば、子どもにとってよりよい結果をもたらすことができるのか」という視点について議論が行われた。当該事例では、子どもに関する記録は判定結果や安全確認の結果等のみと少なく、親に関する記録が大半を占めていた。こうした経緯から、子どもを中心とした支援（「子ども中心」の支援）の実践活動を展開していくべきであるとの方針を採ることになった。今回の推進計画策定はこの死亡事例検証以降に取組んできたことの延長線上に位置づけられている。
- 上記事例の対策は、英国の取組を参考に子ども中心の取組を展開していたが、児童相談所や市町村から理解が得られにくかった。そこで県の社会的養育の歴史を振り返り、明治時代に岡山孤児院を創設した石井十次の実践活動や戦後の児童相談所職員の実践活動の中で、歴史的に児童中心主義の基地があったことが判明した。児童相談所の職員には、そうした歴史的な背景やつながりも踏まえて支援の実践活動を展開していることを認識してもらいたいと考えている。

施策 「子ども中心」を理念とした推進計画の策定

- 推進計画では理念とエビデンスの双方を重視している。理念は「子どもを中心とした支援（「子ども中心」の支援）」。子どもの権利をどう実現していくのかということの意味している。
- 具体的には、「子どもの保護される権利（安全確保）」と、「子どもの意見を聞かれる権利」つまり「子どもの参加する権利」は、同時に実現されなければならないと考えており、計画策定においても大事にしたところである。
- これまでも、県が作成したニーズアセスメントツールを活用して、子どもや親の参加による相談支援に取組んできた。推進計画策定のタイミングで、「意見を聞かれる子どもの権利」を保障し、参加を実現するシステムの構築を通じて、子どもの権利の実現を目指して、今後10年を見据えて取組まなければならないと考えている。
- 科学的なエビデンスをきちんと取ることも大切にしており、計画内のデータは統計学の専門家に相談しながら各種推計値の算出を行った。こうした理念とエビデンスの双方をつなげるのが現場の実践活動であると認識している。
- 施策担当部署と現場が一体感を持ちながら実践活動を展開していくことが大切であり、子どもの参画が実現されることでそれがより高まると考えている。



課題・今後の取組方針

- 実際に計画を推進していくと、計画の内容とこれまでの取組を接続する必要も出てきた。これに関しては、一時保護所における子どもの意見聴取の取組を事業化すること、意識的に里親委託を推進すること等、施策担当部署と現場がコンセンサスを取りながら推進していく。
- 「子どもの保護される権利」を定めた子どもの権利条約や児童憲章の考え方についてもきちんと実現されているのかという点に疑問を持っており、県では特に意識するようになっていく。今後は「子どもの保護される権利」と「子どもの参加する権利」の一体的な実現を目指すためには、子どもたちと一緒に活動をしていくことが必要不可欠であり、それを推進していくことが、これからの課題である。

(2) 子ども家庭支援の強化に向けた仕組み・体制・サービスの計画的構築（福岡市）

事例 2

① 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像及び③市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

子ども家庭支援の強化に向けた仕組み・体制・サービスの計画的構築（福岡市）

> 基礎情報

- 子ども数：262,151人^{*1}
- 代替養育が必要な子ども数：485人^{*2}
- 児童相談所数：1か所（福岡市子ども総合相談センター）
- 児童虐待相談対応件数：2,639件^{*3}

施策① 区分対応の仕組みと在宅支援体制の強化（令和2年度～）

背景

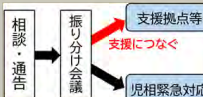
- 児童相談所への相談・通告が急増。それに伴い児童相談所が状況を確認し終結するケースも増加したが、その中には、より早期に区などの在宅支援につながることで状況の悪化や将来の保護を防げるケースがあると考えられた。
- そこで令和元年度、厚生労働省「通告窓口の一元的運用に関する調査研究」に参加し、相談・通告の中から在宅支援が必要なケースを振り分けて区などの支援につなぐ区分対応の仕組みの実現可能性を探った。

取組

- 計画では、子どもや家族が適切な機関で支援を受けられる区分対応の仕組みの構築と在宅支援体制の充実（子ども家庭総合支援拠点設置等）を位置づけた。
- 令和2年度は振り分けの基準や支援拠点の業務を考えるワーキンググループ（本庁が調整、区と児童相談所が参加）を開催、令和3年度は各区支援拠点の設置（7区全体で約30名増員）と子ども家庭支援センターの増設を実施。
- 児童相談所内に新設した調整課（総合相談係）において、令和3年度から振り分けを開始。通告内容を振り分け会議で検討し、各区の支援拠点または児童相談所の支援部署が対応するもの、緊急支援が必要なものに分類している。相談・通告のうち在宅支援サービスや地域ネットワークによる支援を要するものは、各区支援拠点につなぐことが望ましいと考え、振り分けている。

効果

- 緊急対応は必要ないものの継続した支援が望まれるケースは、これまでの児童相談所による対応では早期に終結とつながりがあったが、各区の支援拠点に送致することで、息の長い在宅支援につながりやすくなった。



> 推進計画の策定プロセス

- 令和元年策定。計6回開催した社会的養育のあり方検討会では、社会的養育を経験したこのある委員2名に参画いただいた。
- 上記の2名の委員が中心となり、施設や里親の子どもの意見を聴く「子どもの声を聴かせてワーク」を実施。推進計画の各施策の着想を得るとともに妥当性を検証した。

施策② 官民共働による在宅支援サービスの充実（令和2年度～）

背景

- 約20年前から官民共働で里親養育を推進するなど、子どもや家族の支援に取り組むNPO等の民間団体との連携を深めており、その力量や知見を信頼し、事業や研究と一緒に進めるパートナーズという認識が行政側にある。
- 平成28年に児童相談所に家庭移行支援係を設置し、家庭養育が一層進んだことが、乳児院・児童養護施設等の多機能化への動機づけになった側面もある。

取組

- 計画では、子どもが家庭から分離されずに安全に生活できる家庭養育の推進に向け、在宅支援サービスの量や種類の充実を位置づけ、そのためのNPO等の民間との共働、施設の多機能化・機能転換などの方向性を明確化した。
- 令和2年度は養育支援訪問事業を拡充し、保護者への相談支援に加えて育児・家事ヘルパーや訪問による子どもの相談支援をNPO等と連携して開始。
- ショートステイも令和2年度よりNPOの専用棟設置で受け皿を拡大し、令和4年度からは2つのNPOで里親ショートステイを全市展開の予定。学校送迎だけでなく、自宅送迎や身近な受け皿拡大によるアクセス向上を図っている。
- 令和2年度に母子生活支援施設に委託し妊娠早期からの相談（SNS等）と居住支援を開始。妊娠届出前からの把握やアウトリーチ、親子入所支援を実施。
- 今後、民間助成も活かしながら、乳児院や児童養護施設での通所型や訪問型の地域支援、里親による親子支援など、多様な支援展開を計画している。

課題・今後の取組方針

- 要保護児童ではない早期支援のケースを誰がどのようにケースマネジメントしていくか、ショートステイ等のサービス提供を行う団体に必要な情報を共有する基準や方法等が課題。ショートステイ時の相互の情報共有については、本庁とNPO、区で協議を進めている。

(3) 意見を聴かれる子どもの権利を実現し、一時保護所の環境改善等につなげる（岡山県）

事例 3

②当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)及び⑧一時保護改革に向けた取組

意見を聴かれる子どもの権利を実現し、一時保護所の環境改善等につなげる（岡山県）

基礎情報

※1…令和2年度推計値 ※2…令和2年度推計値（岡山県社会的養育推進計画）
※3…令和2年度（令和2年度福祉行政報告例）

- 子ども数：289,116人^{※1}
- 代替養育が必要な子ども数：496人^{※2}
- 児童相談所数：3か所（中央児童相談所、倉敷児童相談所、津山児童相談所）
- 児童虐待相談対応件数：615件^{※3}

施策 一時保護所の子どもの意見を聴く取組（平成30年度～）

背景

- 弁護士と児童相談所が協働して、一時保護所の子どもの意見を聴かれる権利を保障する取組を平成30年度から試行し、令和2年度に事業化した。実績として、これまでに合計約200名の子どもが参加し、小学5年生以上の子どもの43～44%から意見を聴いた（令和3年10月末時点、「必要ない」と意思表示した子どもを除く）。

目的

- 一時保護所を利用する子どもの現状理解の実態を知ること
- 児童相談所の中で子ども親の議論を深めること
- 子どもに対して相談の開始から最終まで情報を提供し、その意見を聴く仕組みを児童保護機能の内部に構築できるか検討を行うこと
- 子どもが自ら意見を発信できる環境とは何か検討を行うこと

取組

- 岡山県社会福祉審議会の児童福祉専門分科会から委託を受けた岡山弁護士会子どもの権利委員会所属の弁護士5名（児童相談所の非常勤弁護士）が、毎週月曜日午後15時に実施。対象は小学3年生以上^{※4}の子ども、内容は主に一時保護所で暮らしやすさへの思いや改善の希望についてである。
- 子どもへのフィードバックは、原則として翌日に一時保護課長から行う。子どもから聴いた内容に対して、弁護士が申込書を作成し、所長に共有される形で児童相談所職員へ送付され、対応結果を記入し返送する。伝える内容は、子どもが選択する。

効果

- 日頃から児童相談所職員と関係が深い非常勤弁護士が実施しているため、職員も子どもの意見に対し優先順位を上げて対応している。
- 一時保護所におけるルール改善の例として、以前は茶髪やピアスをやめなければ個別対応していたが、子どもの意見を踏まえてルールを廃止した。
- 取組を通じて、児童相談所職員に「自分たちも率先して環境改善に取組まなければならない」という意識が生まれ、一時保護所の廊下に職員プロフィールや子どもにわかりやすい日課表、退所時のアンケート結果と対応を貼り出す等の自主的な環境改善もつながっている。

一時保護所の特徴

- 一時保護所の定員：20人（中央児童相談所のみ）
- 一時保護所における一時保護期間の平均日数：11.1日（令和元年度）
- 一時保護所では、普通の暮らしが継続できる環境の整備に主眼を置いている。そのため、少しでも快適に過ごせるように対応・改善を重ねている。

事例 子どもの意見をソーシャルワークに活かした事例

- 取組の中で、児童養護施設の利用が決まった子どもから、それまで担当の児童福祉司や児童心理司が聴けていなかった思いが伝えられたことがあった。「実は自分は潔癖であり、施設での集団生活ができるか心配。でも、これを言ったら担当（の児童福祉司）に迷惑をかけてしまうのではないかと思っている」とのことだった。
- 弁護士が「僕も潔癖だよ」と共感を示したことで、子どもから担当の児童福祉司にも本心が話せた模様。その結果、里親委託へと方針が変更となった。

【本事例のポイント】

- 担当の児童福祉司や児童心理司は、子どもとの関係性によって子どもの見方が固定化してしまうことがある。また、子どもが付度な言動をとってしまい、本心を話さないこともある。
- 事前に子どもの背景情報や先入観を持たない弁護士が話を聴くことで、子どもから意見が出やすくなり、一時保護所の環境改善や今後の支援方針等を再考する上で非常に役立っている。

課題・今後の取組方針

- 子どもの意見を踏まえて一時保護所の環境改善に取組んでいるが、スマホの所持や土日の外出、通学、入浴時間の自由化等の意見は、人員体制等の見直しが必要のため、即時の対応が難しく、毎年積み残されている。これらの意見については、今後、混合処遇の見直しや一時保護委託先の拡充等も含めた包括的な検討が必要だと考えている。
- 今後、この取組を里親や児童養護施設の子どもに拡げていくことを検討しているが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、実施が難しいことが課題であるが、実現に向けて引き続き取組んでいきたい。

(4) 子どもの権利擁護の各種取組と一時保護の地域分散化（福岡市）

事例 4

②当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)及び⑧一時保護改革に向けた取組

子どもの権利擁護の各種取組と一時保護の地域分散化（福岡市）

基礎情報

※1…令和2年度推計値 ※2…令和2年度推計値（福岡市における社会的養育のあり方について）
※3…令和2年度（令和2年度福祉行政報告例）

- 子ども数：262,151人^{※1}
- 代替養育が必要な子ども数：485人^{※2}
- 児童相談所数：1か所（福岡市子ども総合相談センター）
- 児童虐待相談対応件数：2,639件^{※3}

施策① 独立型の訪問アドボカシー（令和2年度～）

背景

- 令和元年度より、NPO法人子どもNPOセンター福岡が中心となって運営し、施設や里親の代表、児童相談所、本庁子ども家庭課が参画する「子どもアドボカシーシステム研究会」を開催。官民共働で権利擁護の仕組みや意見表明支援のあり方を検討している。令和3年度に発足したNPO法人子どもアドボカシーセンター福岡が運営を引き継いだ。本研究会には教育委員会も参画。

取組

- 計画では、里親や社会的養護施設に一時保護や措置されている子どもを定期的に訪問して意見表明を支援、代弁等を行う仕組みづくり、地域や学校など様々な分野で子どもたちの意見表明が支援される社会づくりを位置づけた。
- 平成30年度より子どもNPOセンター福岡がアドボカシーを養成。令和2年度は同NPOと市が協力し、里親・児童養護施設・一時保護所の計11名の子どもへの訪問(子ども1人2～5回)を試行実施。アドボカシーが権利ノート(従来用)を用いて子どもの権利を説明し、質問項目を限定せずフリーで聴く形式。
- 令和4年度からは予算事業化(国の実証モデル事業に申請)して訪問対象を広げ、代弁や対応促進の流れ、調査審議に関する課題等を整理する計画としている。

効果

- 子どもへの説明の仕方や子どもの権利ノートの内容について改善点が見えた。
- 権利面接^{※4}と異なり、話題を限定しないため、日常的な支援者(施設職員等)に話さないようなこと、大人が日頃尋ねることは少ないが子どもが重要だと思っていることなど幅広い子どもの気持ちや意見を汲み取ることができている。
- 今後回数を増やすことで、判断等への子どものタイムリーな参加、ニーズに合った的確な支援につながりうる。訪問後の対応促進が重要な課題となる。

※4…担当以外の児童福祉司や児童心理司が1回、全ての子どもに養育状況等について話を聴く取組

施策② 子どもの権利ノートの見直し（令和2年度～）

- 行政、施設職員が主体となって作ったノートは文章が中心だったため、子どもの手に馴染まず、活用が進まなかった。そこで、子どもによりわかりやすい内容とするためノートの見直しを行った。子どもアドボカシーシステム研究会に「子どもの権利ノートワーキングチーム」を設置して子どもから意見を聴き、反映させた。令和4年度より配布を予定。
- 制作過程で大人と子どもの対話を重視し、内容だけでなく冊子の色等についても意見をもらった。親しみやすいよう、中に書き込めるスペースやゲームのコーナー等も設けた。
- 措置入所時や権利面接だけでなく日常生活の中で困った時に活用されればと考えている。子どもとの対話のポイント等を記載した支援者向けのハンドブックも作成。今後は施設職員、児童相談所職員や里親に当ノートの活用に関する研修も実施する。



施策③ 一時保護の地域分散化（令和元年度～）

- 一時保護所における一時保護期間の平均日数：15日（令和2年度）
- 一時保護委託先となっている6か所の施設のうち、4か所が一時保護専用施設を有する。
- 乳幼児だけでなく、学齢児もできるだけ早く一時保護委託を行い、訪問や来所によるアセスメントを行う方針を採っている。
- 基本的に乳幼児はすぐに乳児院もしくは里親への一時保護委託を行う。学齢児以上の場合は一時的保護所で2週間ほどアセスメントをした上で一時保護委託を行っている。
- 行動観察は基本的に施設や里親が行う。実際の生活に近い施設や里親の方が、子どもの日常の姿が現れやすく、適切な見立てや行動診断に基づく支援につながりやすい。

課題・今後の取組方針

- 一時保護の地域分散化自体も子どもの権利擁護だと考えている。子どもの意見を聴くことは権利保障やケースワークとしても重要なが、適切な養育環境(育つ権利)や通学の保障も欠かせない。その対応について子どもが評価し意見を言うことも必要で、両方重要である。
- 一時保護や措置から家庭復帰した子どもや在宅支援をしている子どもの意見表明の支援や場づくり、親の参加に基づく支援プランづくりなどが、今後の課題である。

(5) 県の働きかけによる市町村のネットワークづくりと家庭支援体制の強化（山梨県）

事例 5

③市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

県の働きかけによる市町村のネットワークづくりと家庭支援体制の強化（山梨県）

基礎情報

※1…令和6年度推計値 ※2…令和6年度推計値（やまなし社会的養育推進計画）
※3…令和2年度（令和2年度福祉行政報告書）

- 子ども数：111,720人^{※1}
- 代替養育が必要な子ども数：356人^{※2}
- 児童相談所数：2か所（中央児童相談所、都留児童相談所）
- 児童虐待相談対応件数：1,347件^{※3}

市町村と連携した子ども家庭支援体制の概要

- 要保護児童対策地域協議会の状況：実務者会議は年4回、個別ケース会議はケースの状況に応じて必要な機関（保育所、医療機関、放課後等デイサービス等）を市町村が招集し開催。①在宅支援となっている子どもについて、市町村が児童相談所の関与が必要だと判断して開催する場合、②児童相談所の一時保護等から家庭復帰となり地域の支援体制を整えるために開催する場合、がある。
- 指導委託の状況：市町村への指導委託は1件、児童家庭支援センターへの指導委託は12件（令和3年度）。
- 子育て世代包括支援センターは27市町村中24市町村、子ども家庭総合支援拠点8市町村に設置済み。
- 児童家庭支援センターは国中地域にある「子ども家庭支援センター・テラ」1か所。

施策① 県による要保護児童対策地域協議会の設置（令和2年度～）

- 県独自の施策として山梨県要保護児童対策地域協議会を設置し、医療・教育・福祉・行政・司法等の代表者を集めて各機関の取組を共有している。本協議会に、市町村における子ども家庭支援体制の強化、拠点設置促進のため、市町村部会を設置し、令和2年度は研修会や子ども家庭総合支援拠点を設置した市による講演、課題共有を行った。
- 令和3年度は2回の実施を予定、子ども家庭支援に係る課題や対応例について、児童相談所からの助言、市町村同士の実践例の共有を図る予定。

効果

- 四半期ごとに開催し、市町村が主体的に助言しあう関係性を作りたい。これが間接的には子ども家庭総合支援拠点の設置にも寄与すると考えている（令和4年度、新たに4市町村での新設を予定）。
- 令和3年度、県ではヤングケアラー支援ガイドラインを策定したが、これは県の要保護児童対策地域協議会にヤングケアラー部会を設置して検討したものである。

施策② 児童家庭支援センターの強化（令和4年度～5年度予定）

- 県東部（郡内地域）に児童家庭支援センターの新規設置を目指している。これまで児童家庭支援センターが県中西部（国中地域）にしかなく、郡内地域まで支援の手が届きづらいため、協働していない市町村もあり、支援の選択肢となっていなかった。そのため、市町村で比較的高いリスクのケースがあると全て郡内地域にある児童相談所へ送致され、業務がひっ迫してしまうことから、児童相談所からも設置の意向が強かった。こうしたことから社会資源の確保の必要性を重視し、県が児童家庭施設に委託の働きかけを行った。
- 市町村が「自分事」として設置・協働する必要性から、ニーズを聞きながら進めている。今後、市町村の意見交換会としてニーズを把握する機会を設け、把握した困りごとを支援できるメニューを用意したい。
- 特に郡内地域の児童養護施設ではショートステイがなく、子どもと親を少しの間分離した方がよいようなケースが全て一時保護による対応となっているため、導入を進めたいと考えている。

展望

- 令和4年度、児童家庭支援センターの指導委託を推進し、児童相談所の業務負担を軽減したいと考えている。また、これが市町村の間接的な人材育成にもなると考えている。



【子ども家庭支援センター・テラ】

課題・今後の取組方針

- 小さな県だからこそできるヨコの繋がり強化し、連携を促進したい。子ども・家庭が市町村間を移動したときに支援が途切れることはあってはならないと考えている。県による要保護児童対策地域協議会の取組を通じて、市町村同士が直接関わられる関係づくりを目指す。
- 県による要保護児童対策地域協議会の市町村部会では、市町村から主体的に課題を提起する場としても運営する考え（当面は県が主導して運営する必要がある）。
- 市町村にはショートステイの活用を含めて、児童家庭支援センターの存在を周知していく必要がある。また、人材確保が難しいため、社会福祉士や臨床心理士の確保が今後の課題である。

(6) 市町村支援担当児童福祉司の充実及び各種研修の実施による市町村の相談支援体制の強化（大阪府）

事例 6

③市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

市町村支援担当児童福祉司の配置の充実及び各種研修の実施による市町村の相談支援体制の強化（大阪府）

基礎情報

※1…令和2年度推計値 ※2…令和2年度推計値（第三次大阪府社会的養育体制整備計画）
※3…令和2年度（令和2年度福祉行政報告書）

- 子ども数：826,782人^{※1}
- 代替養育が必要な子ども数：1,659人^{※2}
- 児童相談所数：6か所（中央子ども家庭センター、池田子ども家庭センター、吹田子ども家庭センター、東大阪子ども家庭センター、富田林子ども家庭センター、岸和田子ども家庭センター）
- 児童虐待相談対応件数：16,055件^{※3}

市町村と連携した子ども家庭支援体制の概要

- 各子ども家庭センターにおいて、管内市町村児童福祉主管課との連絡会を実施し、子ども家庭センターとの連携や、各市町村における課題等の情報共有を行っている。また、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会においてアセスメントシートの記入に関する研修や事例を用いた研修等を実施している。
- 子育て世代包括支援センターは令和2年度末までに41/41自治体に設置完了している。子ども家庭総合支援拠点は、令和3年12月時点で29/41自治体が設置済みで、令和4年度中に7自治体での開設が予定されている。

施策① 市町村支援担当児童福祉司の配置（平成30年度～）

取組

- 各市町村の児童相談体制や要保護児童対策地域協議会の運営状況などを踏まえて、府として必要な助言及び適切な援助を行うため、各子ども家庭センターに市町村支援担当児童福祉司を配置。
- 具体的な業務としては、市町村へ事業送致するケースや指導委託するケースについて市町村と調整を行ったり、各市町村の要保護児童対策地域協議会への出席や連絡会議の実施、市町村へのヒアリングを通じて課題を共有したりするなど、各市町村における児童家庭相談や連携の充実を図っている。

効果

- 市町村支援担当児童福祉司が配置されていることで、子ども家庭センターが組織として各市町村の状況を把握することができ、後方支援について検討がしやすくなっている。
- 各センターの市町村支援担当児童福祉司は月1回程度の情報共有を行っており、府内市町村で共通する課題を把握したり、他子ども家庭センターで行っている有効な取組を取り入れたりする等、府全体の市町村支援にも活かしている。

施策② 市町村職員受入れ研修（平成27年度～）

- 市町村の相談対応力の強化、児童相談所と市町村の役割分担の理解及び連携の強化のために実施している。
- 対象は、児童福祉主管課、母子保健主管課においての相談業務経験1年以上の職員としている。研修期間は1週間程度で、5つの研修メニュー（A：S・V・組織判断力の強化、B：アセスメント力の強化、C：虐待相談対応力の強化、D：児童家庭相談の強化、E：地域支援の強化）から市町村職員の希望をふまえて研修プログラムを組んでいる。

施策③ 母子生活支援施設の活用促進に向けた研修会（令和元年度）

取組

- 大阪府社会福祉協議会母子施設部会が、母子生活支援施設の活用促進を目的にプロジェクトチームを立ち上げ、平成30年度中に府内全福祉事務所を訪問した。これを踏まえ、複雑で多様な困難を抱える母子家庭に福祉事務所等と母子生活支援施設が共同してより良い支援が行えるよう、令和元年度に学識経験者を講師に招聘し、研修会を開催した。
- 大阪府は、同チームと協力し、府内福祉事務所へ研修会の開催案内とともに、参加への勧奨を行った。研修会には福祉事務所職員及び府職員、施設職員等が参加し、事例検討を通して問題解決に向けたグループワークを行い、福祉事務所職員等と母子生活支援施設職員の相互理解と協働体制の構築を図った。

効果

- 困難ケースの課題や各福祉事務所が抱える課題及び情報等について、関係者間の共有が図れたことに加え、それぞれが顔を合わせて意見することで、関係性を築くことができたことが一番の効果であったと思われる。

課題・今後の取組方針

- 市町村職員受入れ研修においては、研修を受けた職員が短期間で別の部署に異動する場合があるなど、市町村が組織として研修の効果を蓄積することが難しいという課題はあるが、本研修を継続的に実施することにより市町村の児童家庭相談体制強化を支援していく。
- 母子生活支援施設の活用促進においては、研修会を通じ、定期的な情報交換会の開催を望む意見が多く寄せられたが、新型コロナウイルスの影響により、第2回目の開催にまだ至っていない。現在、令和4年度に開催すべく同チームと大阪府の関係者で準備を進めているところである。

(7) 関係機関との連携強化及び情報共有を通じた里親支援体制の構築（山形県）

事例 7

⑤ 里親等への委託の推進に向けた取組

関係機関との連携強化及び情報共有を通じた里親支援体制の構築（山形県）

基礎情報

※1…令和2年度推計値 ※2…令和2年度推計値（山形県社会的養育推進計画）
※3…令和2年度（令和2年度福祉行政報告書）

- 子ども数：161,700人^{※1}
- 代替養育が必要な子ども数：259人^{※2}
- 児童相談所数：2か所（中央児童相談所、庄内児童相談所）
- 児童虐待相談対応件数：672件^{※3}

里親支援体制の概要

- 児童相談所の里親担当職員の配置状況：
中央児童相談所（令和元年度～）、庄内児童相談所（令和3年度～）各1名
- 里親支援専門相談員の配置状況：
児童養護施設5か所（村山・最上・置賜・庄内の4地域）
- 県がフォスタリング機関として指定し、中核里親支援機関として位置付けた子ども家庭支援センター「チェリー」では、里親推進員を配置し、各機関の情報の取りまとめのほか、普及啓発・リクルート（出席講座等）、里親研修、里親サポーターの派遣業務、サロン（年1～2回）等を実施している。
- 5か所の児童養護施設ではサロンや研修等、2か所の乳児院（県立・民間）では委託前の子どもとの交流や研修等を実施。また児童家庭支援センター「シオン」では普及啓発に注力している。

施策① 里親養育支援委員会による継続的支援（平成29年度～）

- 各児童相談所で、里親委託のケースごとに里親及び児童の担当児童福祉司、市町村の児童福祉及び母子保健担当職員、地区担当の里親支援専門相談員、子どもの所属先（保育所や学校）等が参加する里親養育支援委員会を設置。委託前から里親と顔が見える関係性を構築し、連携してきめ細やかな継続的支援を行っている。

効果

- 保育所利用などの事務手続きがスムーズになる、里親支援専門相談員から里親サロンへの参加について働きかけができるようになるなど、里親に対する支援が手厚くなった。
- 里親支援専門相談員が得た里親に関する情報の児童相談所に対するフィードバック、児童相談所への支援の協力依頼等も行われている。



施策② 里親担当者会議の開催（令和3年度～）

- オンラインで毎月15時間程度、児童相談所を含めた里親担当者が情報共有を行う里親担当者会議を開催している。議題は県が提案し自由に発言できる形式。
- 検討内容は個別ケースに関することを中心に、例えば子ども家庭支援センターが実施する里親登録研修で気になる里親希望者がいた際、各施設に施設実習での確認ポイントを伝えたり、各施設での気づきについて情報交換をしたりしている。
- 普及啓発の取組に関する情報交換、施設から里親委託となった養育事例の検討なども行っている。



効果

- 本会議がフォスタリング機関の育成につながっている。各施設の好事例を他施設に伝える仕組みが構築され、施設間の情報共有や連携が強化された。例えば、乳児院間で成長記録の実施方法を共有しているほか、児童養護施設では里親サロンの際に里親にもリーフレット配布等のリクルートに協力してもらえるよう呼びかけているなど、普及啓発に関連したユニークな取組が共有されている。
- フォスタリング機関が定期開催する里親サロンについても、地域を越えて実施する話が挙がるなど、支援体制を広げる動きがある。

課題・今後の取組方針

- 現在は県が主体となって運営している里親担当者会議について、子ども家庭支援センターがその運営を担えるよう育成していく。
- 各機関がマッチングのノウハウを蓄積するため、里親担当者会議で不調ケースの振り返りや里親選定の事例検討を行いたいと考えている。アセスメントについても多機関で情報交換を行い、児童相談所のアセスメントに活かしたい。
- 里親が多い地域では児童相談所と里親支援専門相談員の間で密な情報交換が行われているが、里親登録者数が少ない地域では頻度が低くなるのが課題である。
- 県内に中核となる民間フォスタリング機関が1か所しかないため、将来的には増やすという選択肢も検討していく必要がある。

(8) 多機関連携の枠組み作りによるフォスタリングセンター開設と里親支援体制の構築（栃木県）

事例 8

⑤ 里親等への委託の推進に向けた取組

多機関連携の枠組み作りによるフォスタリングセンター開設と里親支援体制の構築（栃木県）

基礎情報

※1…令和2年度推計値 ※2…令和2年度推計値（栃木県社会的養育推進計画）
※3…令和2年度（令和2年度福祉行政報告書）

- 子ども数：321,244人^{※1}
- 代替養育が必要な子ども数：687人^{※2}
- 児童相談所数：3か所（中央児童相談所、県南児童相談所、県北児童相談所）
- 児童虐待相談対応件数：1,595件^{※3}

里親支援体制の概要

- 児童相談所の里親担当職員の配置状況：
各児童相談所に里親担当職員及び里親委託推進員（非常勤）各1名
- 里親支援専門相談員の配置状況：
児童養護施設9か所、乳児院3か所
- （一財）栃木県里親連合会（里親会）は県単位の組織の他に地区単位の組織があり、各地区の児童相談所、里親支援専門相談員と連携して里親支援を行っている。
- 特別養子縁組を積極的に推進しており、毎年7～10件ほど^{※4}成立している。
※4…児童相談所が関わったケースのうち、過去5年間の平均値

施策 栃木フォスタリングセンターの開設（令和3年度～）

背景

- 従来、児童相談所は里親の養育力を勘案して慎重に委託を行っていたため、早期に養育を安定させる観点から施設への委託を中心としていた。
- 背景として、平成25年頃から施設の小規模化・地域分散化が進んでいたため、里親より施設への委託が選択されやすい状況にあった。児童相談所以外の機関が里親委託に関わることは殆どなかった。
- 平成25年頃から、県と各施設の職員による施設退所児童のアフターケアについて検討するワーキンググループを開催。各施設等が個別対応しきれなくなった経緯から、各施設や自立援助ホーム、里親会等が参加する「とちぎユースアフターケア事業協同組合」を設立。現在も続けているこの取組が機能したことから、その推進方法を参考としてフォスタリングセンターの立ち上げに至った。
- 立ち上げ前の令和2年度、予備獲得と並行して関係機関（児童相談所、児童養護施設職員、里親会等）のワーキンググループを実施。県としては地区里親会が一環になり、里親会を中心に里親支援を推進する体制を想定していたが、里親会の組織体制が十分でないことから、里親会と栃木県児童養護施設等連絡協議会、ファミリーホーム運営者が連携し、新たな実施主体を立ち上げることとした。

取組

- 令和3年7月、（一社）とちぎ家庭養育推進協議会が発足。この協議会は「オール栃木」として、（一財）栃木県里親連合会会長、栃木県児童養護施設等連絡協議会会長、ファミリーホーム運営者が理事を務める。
- この協議会に県が委託する形で、県内全域を対象としてフォスタリング業務を包括的に実施する栃木フォスタリングセンターを令和3年10月に開設。マッチング業務のみを児童相談所が行い、制度の普及啓発、研修、委託後支援までを単年度で委託している。
- 職員は5人。リクルーター、トレーナー（非常勤）、養育支援担当、その他非常勤職員が2名。また、フォスタリングパートナー（ベテランの里親がアドバイザーとなる）も養成。取組にアドバイスを行う有識者等は参画していない。
- 令和3年11月より、児童相談所ごとに地区里親会、里親支援専門相談員、児童相談所職員が参加する月1回の定例会議を開催。地区担当の児童福祉司が取りまとめを行い、各里親への具体的な支援手法について話し合っている。

効果

- 養育が安定しているケースを中心に、すでに約20ケースが進行している。この仕組みがうまく回れば、よりきめ細やかな支援が可能になり、里親にとっても相談先が増える。
- 例えば里親や里親に関心のある方等が気軽に参加できる里親カフェ等、必要に応じて機動的に対応してくれる。これまで児童相談所では里親の育成が上手くできていなかったため、里親に社会的養育について考えてもらう機会がつけられることは有難い。フォスタリングチェンジ・プログラムも令和3年度より開始。



課題・今後の取組方針

- 栃木県フォスタリングセンターについては今後、複数年度の委託とし、各地区の里親支援専門相談員も巻き込んで安定的・継続的に運営を進めたいと考えている。
- 地区里親会と児童相談所が協働しながらこの取組を進めていく。3地区の中には里親同士が支え合う地域と、横のつながりがなく協働が進んでいない地域がある。これらをどうまとめていくかが課題。
- 年々子どもが抱える問題（虐待等の養育環境）が複雑化しており、様々な機関の視点でバックアップする体制を整えなければならない。里親委託の推進においては、児童相談所とフォスタリング機関の関係性が構築されていることが重要だと考えている。

(9) 乳児院への相談窓口の設置、及び関係機関との連携強化における側面支援（長野県）

事例 9

⑥パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組

乳児院への相談窓口の設置、及び関係機関との連携強化における側面支援（長野県）

基礎情報

※1…令和6年度推計値 ※2…令和6年度推計値（長野県社会的養育推進計画）
※3…令和2年度（令和2年度福祉行政報告書）

- 子ども数：277,141人※1
- 代替養育が必要な子ども数：562人※2
- 児童相談所数：5か所（中央児童相談所、松本児童相談所、飯田児童相談所、諏訪児童相談所、佐久児童相談所）
- 児童虐待相談対応件数：2,825件※3

特別養子縁組推進体制の概要

- 特別養子縁組の成立件数：16件（令和元年度、うち児童相談所が関与したものが13件）
- 児童相談所の里親担当者数：17人（専任10人のうち常勤職員8人、非常勤職員2人）
- 子どもの最善の利益を鑑み、積極的に特別養子縁組を選択肢として考慮すべきだと考え、推進計画に目標数値を定めた（児童相談所が関与した県内の特別養子縁組の成立件数…令和6年度：12件、令和11年度：18件）。
- 県内に民間あっせん機関はなく、ケースの状況に応じて各機関と連携する。「にんしんSOSながの」の取組では、特別養子縁組の対象となるケースが発生した際、児童相談所の関与によるあっせんを含め様々な民間あっせん機関に依頼する選択肢があることを伝えて支援しており、実際に県内で実績のある民間あっせん機関につながったケースが2件ある。

施策① 相談窓口「にんしんSOSながの」の設置（平成30年度～）

事業概要

- 平成31年3月より、産前・産後母子支援事業として、0歳児における虐待死の防止及び特別養子縁組の推進を目的とする「にんしんSOSながの」の取組を開始した。本事業は乳児院への事業委託により実施しており、産科医療機関、各市町村、学校等と連携して予期せぬ妊娠等に対する相談業務を行っている。令和2年度の相談件数は210件で、そのうち8件を市町村につないだ。相談内容は妊娠不安が最も多い。
- 初年度は市町村への通知を行うとともに、支援を行う上での課題を把握し、取組の周知や改善を行うため、当該乳児院、産科医療機関、市町村、学識経験者、民間あっせん機関（事業立上げ時から事業への助言を実施）が参加するワーキンググループを2回開催した。



連携支援

【産科医療機関との連携の円滑化】

- 予期せぬ妊娠については、産科医療機関が相談者と最初に関わりを持つケースも多いことから、その理解を得るために、令和2年10月に信州産婦人科連合会※4にて事業説明と協力依頼を行い、連携強化に努めた。
- 事業開始から2年目以降は、当該乳児院も相談対応の経験を積むことで産科医療機関との信頼関係が構築でき、支援が充実するようになった。

【市町村との連携の円滑化】

- 相談の中には、相談者の居住地である市町村と連携した支援が必要なケースもあるが、県内の市町村数が多いため、当該乳児院と顔の見える関係性が構築できていないこともある。また、初年度には当該乳児院と連携する際の担当窓口が明確になっていない市町村もあった。
- そこで、県が市町村ごとの担当者名簿を作成し、当該乳児院との連携がスムーズになるよう支援を行った（市町村には趣旨を文書で説明し、窓口部署と担当者名を記載）。

※4…長野県内の産婦人科連合による研究、情報交換組織

施策② 教育委員会との連携による若年層への啓発活動（令和2年度～）

- 「にんしんSOSながの」には若年層からの相談が多く未然予防も重要であることから、学校へのアプローチが必要だとし、令和2年度より県内の高校で出張授業を実施。テーマは予期せぬ妊娠や本事業の支援内容等である。
- 令和3年度は県教育委員会の養護関係部署とも連携し、県内の高校・大学で本事業の趣旨や子どもの権利等について伝える実践授業を行っている。高校により方針が異なるため、当該乳児院と協働しながら個別にアプローチを行い、理解を得ながら授業の実施先を拡げたいと考えている。
- これまでに高校5校、大学3校で授業を実施した（東信地域6校、南信地域2校、北信地域1校）。

課題・今後の取組方針

- 民間あっせん機関については、各機関に特徴があることは理解しているが、その全容を掴むまでに至っておらず、積極的な連携ができていない。
- 特別養子縁組の推進においては、実親の同意取得等において課題もある。そのため、まずは里親委託の体制を充実させた上で、段階的に推進したいと考えている。

(10) 出自を知る権利の保障、および医療機関との連携による特別養子縁組推進（大分県）

事例 10

⑥パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組

出自を知る権利の保障、および医療機関との連携による特別養子縁組推進（大分県）

基礎情報

※1…令和6年度推計値 ※2…令和6年度推計値（大分県社会的養育推進計画）
※3…令和2年度（令和2年度福祉行政報告書）

- 子ども数：159,959人※1
- 代替養育が必要な子ども数：498人※2
- 児童相談所数：2か所（中央児童相談所、中津児童相談所）
- 児童虐待相談対応件数：1,516件※3

特別養子縁組推進体制の概要

- 特別養子縁組の成立件数：4件（令和3年度）
- 児童相談所の里親担当：9名（専任7名のうち常勤職員3名、非常勤職員4名）
- 管内に民間あっせん機関はなく、養子縁組希望里親のリクルートから成立後支援までを中央児童相談所が中心となって行う。リクルートは市町村や不妊治療を行う県内の医療機関にポスターを掲示。成立後支援は、児童相談所があっせんした子どもの定期訪問を乳児院の里親支援専門相談員とともに行うほか、乳児院では養子縁組里親を対象に年2回程度サロンを実施している。
- 特定妊婦の情報把握に力を入れており、特別養子縁組も想定したソーシャルワークを行っている。市町村要保護児童対策協議会では、母子保健事業により把握した特定妊婦を県と市町村による共同管理台帳に登録し、特別養子縁組を選択肢として支援を行う。

施策① 子どもの出自を知る権利の保障

【取組1】 真実告知

- 里親登録時から養子縁組希望里親に真実告知の必要性を必ず伝え、登録後は年に一度、真実告知をテーマにした研修会も開催している。研修は児童相談所面談で実施し真実告知を経験した養親や子どもの体験も伝えている。
- 養子縁組成立後の子どものトラブル事例では、真実告知がされていないケースが多く、その課題感からも真実告知は必ず実施しなければいけないと考えている。
- 子ども担当の児童福祉司が里親担当児童福祉司と協力して成立後支援を担っていたが、今年度から里親や措置児童を支援する専任組織を設けたことで、より組織的に細やかなサポートを行えるようにしている。



【取組2】 ライフストーリーワーク

- 令和3年度から児童相談所に措置児童等を専任的に担当する組織を設置したことにより児童福祉司や児童心理司が組織的に、子どもと一緒に生い立ちの整理を行っており、現在までに積極的な取組が行われはじめています。
- 平成19年度に県が作成した子どもの権利ノート（令和2～3年度にかけて見直しを実施。本人や養育者が記入できる仕様で、幼児期・小学生・中高生期の3段階に分け、子どもがどのような社会的養育の場に進んでもそのノートを持ち続けられるようにしており、これが子ども自身で生い立ちを振り返られる契機になればと考えている。

【取組3】 記録保管

- 子どもの求めに応じて出自に関する情報を提供できるよう、児童相談所運営指針により記録の永年保管が義務付けられる以前の平成22年度から、養子縁組が成立した子どもの記録は必ず保管する方針を採っている。

施策② 医療機関との連携による特別養子縁組の推進

- 平成26年度から大分県産婦人科医会と連携して特別養子縁組を推進。総合病院からクリニックまで、40か所の医療機関から規模を問わず協力を得ている。
- 特定妊婦のうち急を有する事案は特別養子縁組を前提とした対応を検討するよう、産婦人科医から直接児童相談所に連絡が入ることもあり、児童相談所職員が一度訪問し支援を検討する。
- 連携が促進された背景として大分県バリエイタルビジネス事業を中心に医療機関と行政の連携システムがあり特別養子縁組に関する勉強会や医師・母子保健関係者向けの制度の普及啓発を行っていることが大きい。児童相談所の児童福祉司が講師をつとめることもある。

課題・今後の取組方針

- 県内1か所の乳児院が令和4年度、乳幼児総合センターに移行予定。養子縁組里親支援を中心としたフォスダリング業務の委託を検討している。
- 子ども一人ひとりのつながりのある育ちを保障するため、「育てノート」※4や、「育ちアルバム」※5の導入を検討中。県が作成した子どもの権利ノートがベースになるのではないかと。
- 記録の開示に対する正式な問い合わせはこれまでなく、今後開示方法の整理を予定している。

※4…養育者が子どもの胎児期からのライフストーリーを綴るノート

※5…子どもが育ちの過程を振り返ることができるよう、養育の段階に応じて子どもが主体となって養育者とともに作成し、子どもに読ませるアルバム

(11) 児童家庭支援センターへのフォスタリング事業の委託（岐阜県）

事例
11

⑦施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

児童家庭支援センターへのフォスタリング事業の委託（岐阜県）

基礎情報

※1…令和2年度推計値 ※2…令和2年度推計値（岐阜県社会的養育推進計画）
※3…令和2年度（令和2年度福祉行政報告書）

- 子ども数：302,882人^{※1}
- 代替養育が必要な子ども数：636人^{※2}
- 児童相談所数：5か所（中央子ども相談センター、西濃子ども相談センター、中濃子ども相談センター、東濃子ども相談センター、飛騨子ども相談センター）
- 児童虐待相談対応件数：2,268件^{※3}

里親家庭や在宅支援の体制の充実に向けた児童家庭支援センターの取組

- 児童家庭支援センターと児童相談所は県内5つの圏域にそれぞれ1か所ずつ設置されており、協働できめ細やかな里親支援を行っている。児童家庭支援センターは5か所のうち4か所は児童養護施設が、1か所は児童心理治療施設を運営する社会福祉法人が設置している。
- 令和2年度からフォスタリング事業を児童家庭支援センター5か所に委託しており、児童養護施設が運営する児童家庭支援センターではレスパイトケアにも対応している。
- フォスタリング事業において、児童家庭支援センターに市町村コーディネーターを配置。市町村からのショートステイの要望について、児童家庭支援センターを介することで対応が進んでいる。

施策 児童家庭支援センターへの市町村コーディネーターの配置（令和3年度～）

概要

- ・市町村コーディネーターはフォスタリング事業の推進を担う職員のひとりで、里親リクルートやショートステイの促進等を担う。
- ・令和4年度より、各児童家庭支援センターに市町村コーディネーターを1名ずつ配置する予定。
- ・それを先立ち令和3年度、3か所の児童家庭支援センターに配置した。
- ・市町村コーディネーターの財源は里親委託加速化プランの実施に付随する。フォスタリング事業において国庫補助率は1/2が基本だが、国による里親委託加速化プランの採択により、2/3となる。



取組

- ・市町村が里親に直接ショートステイを任せることは難しいため、市町村コーディネーターのいる児童家庭支援センターを通じて、里親へのショートステイを進めている。実際に市町村コーディネーターを配置した圏域では、市町村との連携が進んだ。
- ・これまで市町村のショートステイ先は各地の児童養護施設であったため、市町村と児童養護施設の間には連携の実績がある。その意味でも、今後同一法人において児童養護施設を運営する児童家庭支援センターがショートステイの調整を行うことでスムーズに連携が進むと考えている。

推進計画の進捗管理と見直しの実施

- ・令和元年度に学識経験者、児童養護施設等関係者、里親関係者、市町村、児童相談所の代表から構成される岐阜県社会的養育推進会議を設置し、推進計画を策定した。
- ・推進計画の策定時に進捗管理をしっかり行ってほしいとの意見があり、令和2年度以降も同じ委員で秋期と年度末の年2回、進捗管理会議を実施している。秋期の会議は翌年度の予算要求と事業方針の合意形成、年度末の会議では1年間の振り返りと翌年度の事業予定についての説明を目的に実施。
- ・推進計画に記載されている指標については各年度の数値を、具体的な取組については対応する県の事業や各施設の取組を会議内で報告し、丁寧に関係者の理解を得ている。
- ・都道府県社会的養育推進計画策定要領に則った計画の見直しを進める予定だが、前期の中間年度は計画策定から年数が浅い。そのため現在取組んでいる年2回の進捗管理の作業が基本的に後期の見直しに反映される予定である。

課題・今後の取組方針

- 市町村コーディネーターは今後、市町村との連携を深めながら里親のリクルート、ショートステイの利用促進を行う予定である。
- 児童養護施設等のさらなる多機能化については、推進計画の策定を契機に補助金や措置費を活用し徐々に運営体制を整えている。

(12) 財政的・技術的支援による施設の高機能化及び多機能化の推進（三重県）

事例
12

⑦施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

財政的・技術的支援による施設の高機能化及び多機能化の推進（三重県）

基礎情報

※1…令和2年度推計値 ※2…令和2年度推計値（三重県社会的養育推進計画）
※3…令和2年度（令和2年度福祉行政報告書）

- 子ども数：281,575人^{※1}
- 代替養育が必要な子ども数：590人^{※2}
- 児童相談所数：6か所（北勢児童相談所、鈴鹿児童相談所、中勢児童相談所、南勢志摩児童相談所、伊賀児童相談所、紀州児童相談所）
- 児童虐待相談対応件数：2,315件^{※3}

施設の小規模・地域分散化の状況

- 児童養護施設：12か所、乳児院：3か所、本体施設の定員：404名
- 前身の家庭的養護推進計画より、児童養護施設等のユニット化を推進してきた。平成27年度から県の単独事業として児童養護施設は地域小規模児童養護施設に、乳児院は小規模グループケアに移行するための補助金を交付した。具体的には配置定員を満たし、児童指導員・保育士を加配する場合に1ユニットあたり225万円を上限として補助を行う（乳児院のみ令和3年度も継続）。
- 6か所の児童相談所を取りまとめ、専門性の向上を図り、一体的、地域横断的なマネジメントを行うために設置された児童相談センター（1か所）がある。

施策① フォスタリング機関立上げの伴走支援（令和2年度～）

- ・フォスタリング機関の設置については、法人の規模や状況を鑑みて、県による委託の働きかけも行っている。県単独での財政支援はなく、国の補助金を活用し支援している。
- ・児童相談センターは各児童相談所に対して人的・技術的支援を行っており、里親専任職員計3名（正規職員2名、会計年度任用職員1名）を配置している。6か所の児童相談所のうち、北勢及び中勢児童相談所では里親専任職員を配置しているが、それ以外の児童相談所では兼務職員のため、児童相談センターの職員が技術的支援を行い、フォスタリング機関業務の一部と一緒に担当している。

成果

- ・令和2年度に2か所、令和3年度に1か所フォスタリング機関を設置した。最終的に4～6か所の設置を目標としている。
- ・設置済みの機関については、児童相談所職員等が支援を行うことで、これまで委託が進んできた。今後新たに委託する施設についても、地域や施設の状況に応じて分担し、委託先が経験を積んだ後に包括的な委託をしたい。

施策② 専門的職員の加配とケアニーズが非常に高い子どもの受入れ促進

- ・毎月の三重県児童養護施設協会の施設長会に参加し情報交換を行っているほか、年に1回、同協会と予算要望に関する意見交換会を行っており、令和3年度は専門的職員の加配について意見をいただいた。
- ・心理担当職員は13施設中8施設に、自立支援担当職員は13施設中1施設に配置（令和2年度）。自立支援コーディネーターは令和4年度から配置を行う。
- ・県内3か所の乳児院では、近隣の児童相談所及び医療機関と連携してケアニーズが非常に高い子どもの受入れを行っている。乳児院等多機能化推進事業を活用し、令和4年度から乳児院に医療機関等連絡調整員（看護師等）の配置を推進する。

推進計画の策定プロセス及び進行管理の方法

- ・平成30年度及び令和元年度、施設関係者、市町、学識経験者が参加する推進計画策定検討会議を計8回開催。これとは別途、実働組織として、学識経験者及び児童養護施設、里親会、子育て支援NPOの代表者各1名が参加する作業部会を3回開催するとともに、児童養護施設・里親家庭出身者のヒアリングを1回実施した。
- ・推進計画の進行管理のため、令和2年度から社会福祉審議会児童福祉専門分科会の下にある里親審査部会を里親審査・施設機能強化部会と名称変更し、里親の審査と推進計画の進行管理を行っている。

課題・今後の取組方針

- コロナの状況や、児童養護施設の年齢制限撤廃等を踏まえ、中間期には計画の見直しが必要だと考えている。現在の推進計画では、本体施設の小舎制を解消し、オールユニット化を進めるとしているが、施設には難しい実情もあることを認識している。
- 専門的職員の加配については配置要件や施設の体制の問題から難しい面もあるが、施設においても自立支援の重要性を認識されており、配置に対して前向きであるため、令和4年度には自立支援担当職員の配置を進めたい。

(13) 小規模かつ多機能化による養育環境の向上と地域支援の充実（大分県）

⑦ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

事例 13

小規模かつ多機能化による養育環境の向上と地域支援の充実（大分県）

基礎情報

※1…令和6年度推計値 ※2…令和6年度推計値（大分県社会的養育推進計画）
※3…令和2年度（令和2年度編成行政報告書）

- 子ども数：159,959人^{※1}
- 代替養育が必要な子ども数：498人^{※2}
- 児童相談所数：2か所（中央児童相談所、中津児童相談所）
- 児童虐待相談対応件数：1,516件^{※3}

児童養護施設及び乳児院の状況

- 児童養護施設：9か所、乳児院：1か所
- 児童養護施設等は生活単位の小規模化や地域分散化を進めてきた。平成30年度末時点での、4施設は本体施設の全てがユニット化されており、6施設が地域小規模児童養護施設又は分園型小規模グループケアを実施している。
- 各施設は里親レスパイト受け入れや里親支援専門相談員の配置、児童家庭支援センターの運営、ショートステイ・トワイライトステイ受け入れ等の在宅支援も積極的に実施。

施策① 児童養護施設の小規模・地域分散化と乳児院のセンター化

背景

- ・ 全国へ先駆けて平成14年度から里親委託を推進。県が施設と協働で里親委託を推進する過程で、ケア単位の小規模化は「安全かつ良いケアが提供できる」と児童養護施設が実感したことが影響している。
- ・ 平成20年頃から耐震化等のため施設整備に対する有利な国の補助が受けられるようになり、施設の建替や改築が進む等、ケア単位の小規模化・個別化が進んだ。平成25年時点、大倉制施設は県内9か所中1か所のみだった。

取組

- ・ 児童養護施設の改築等がさらに進行中。令和4年4月には大倉制施設がなくなり全ての児童養護施設が小規模グループケアもしくは地域小規模児童養護施設に移行する予定。
- ・ 乳児院も令和4年度に改築予定で、「乳幼児総合支援センター」に名称変更する。4人のグループケアを3つ、3人のグループケアを1つ確保し、将来的には3つまで減らす予定。



施策② 施設の高機能化による地域支援の充実

取組 1

児童養護施設の高機能化（児童家庭支援センター×ショートステイ）

- ・ 多機能化の主な内容は地域支援の充実であり、市町村からどれだけの事業を受託し、協働して進められるかに尽きる。例えば支援対象児童等見守り強化事業を具全域で進めるよう検討しているが、その受け皿になるのが児童養護施設である。
- ・ ショートステイは保護者のニーズが高く、児童養護施設の力を発揮できる事業の一つだが、児童養護施設では入所児童の心情への影響や体制等の問題で受け入れが難しい。今後4か所（既存1、新規3）の児童養護施設に一時保護専用施設が併設されるが、現状の制度ではこの専用施設でショートステイを受け入れることはできない。これまでも子どもの預かり機能を持った児童家庭支援センターの設置を進めてきたが、令和3年度開設する2か所の児童家庭支援センターにも宿泊機能を設けることで、受け入れができる仕組みとすることとしている。
- ・ 家族療法事業では、在宅支援メニューとして地域の親子が通所して受ける家族療法を、児童養護施設でも受けられるよう、児童養護施設の心理職等の活用を検討している。
- ・ 多機能化には、どの施設も理解を示している。児童養護施設がこれまで培ってきた子どもを預かり育てる機能は、地域の支援に生かせるものである。この機能強化を重点的に進めることについては、推進計画策定時から周知している。

取組 2

乳児院の高機能化

- ・ 令和4年度、乳児院が乳幼児総合支援センターに移行した後、特別養子縁組を主としたフォスターリング業務を委託し、多胎児支援等の産後ケアを行う予定。

課題・今後の取組方針

- ・ 推進計画策定時から、児童養護施設の高機能化とは何を指すのか、という疑問が現場から挙がっていた。児童心理治療施設や児童自立支援施設と、高機能化した児童養護施設との違いを明確にすることが難しい。

(14) 一時保護委託が可能な里親の力量形成、及びボトムアップでの子どもの権利擁護（相模原市）

⑧ 一時保護改革に向けた取組

事例 14

一時保護委託が可能な里親の力量形成、及びボトムアップでの子どもの権利擁護（相模原市）

基礎情報

※1…令和2年度推計値 ※2…令和2年度推計値（社会的養育推進の基本的方向性）
※3…令和2年度（令和2年度編成行政報告書）

- 子ども数：102,645人^{※1}
- 代替養育が必要な子ども数：232人^{※2}
- 児童相談所数：1か所（相模原市児童相談所）
- 児童虐待相談対応件数：1,636件^{※3}

一時保護所の特徴

- 一時保護所の定員：25名
- 一時保護期間の平均日数：35日（令和3年度12月未現在）
- 近年は定員超過となるが増えているため、令和2年度より社会福祉法人への委託で専用施設「オレンジ」（定員6名、幼児～小学3年生を対象）を開設。令和2年度は16名、令和3年度12月未現在（延べ人数）は15名が利用した。一時保護所でアセスメントをした上で、落ち着いた生活できる状況が確認された場合に委託を行っている。
- 児童相談所及び一時保護所間において、子どもの記録は児童相談システムで共有しているほか、一時保護所の生活においてすぐに必要な情報（外出の可否・エリア、アレルギーの有無、学校での学習状況、障がいや集団適応、内服・塗布薬等）の共有には令和2年度よりフェイスシートの様式を活用している。また、健康調査票には感染症の情報等も記入する。

施策① 一時保護委託が可能な里親の力量形成

- ・ 過去2年間で、低年齢の子どもを中心に里親への一時保護委託が増えた。令和元年度は28名、令和2年度は60名、令和3年12月未現在では57名を委託している。限られた期間のみでも一時保護委託を行っているため、人数が伸びている。
- ・ 里親認定後の研修では、一時保護所での実習も行う。例えば一時保護所にいる子どもの背景、措置・委託や措置解除について説明し、一時保護の長期化や定員超過等についても理解を促している。令和3年度は一時保護委託が可能な里親が84世帯中16世帯となった。
- ・ 基本的には理解のあるベテラン里親に依頼するが、委託経験がない里親に依頼することもある。その場合、里親担当が保健師と連携して頻りに訪問したり、頻りに連絡を取ったりして支援する。また、委託後に振り返りを行うことで里親に気づきを促している。

施策② 職員発案による子どもの権利擁護に関する取組

背景

- ・ 平成27年に一時保護所で子どもへの不適切な対応があり、児童相談所全体で権利擁護を考える「子ども人権プロジェクト」が発足した。3年間実施し、その後権利擁護推進委員会の通称を「ひまわりの会」として児童相談所全体に委員を募り、取組を継続している。

目的

- ・ 職員のボトムアップで取組を推進することにより、協力し合いながら子どもと向き合えるようになることや、良い取組を互いに認め合うことでモチベーションを高める空気感を醸成することが重要だと考えている。

取組

- ・ 「ひまわりの会」は児童相談所職員全体による自発的な組織で、職員向けの研修を年数回行っている。その中でも立場の違う職員が事例検討を通じてお互いの権利意識を話し合うことで、児童相談所及び一時保護所の多職種が参加するリレーミーティングの機会となっている。
- ・ 啓発活動として「ひまわり教室（子ども自身に権利があることを伝える取組）」を行っているほか、この取組がハード面・環境面の改善（洗面台に台を付けて子どもが使いやすい、児童相談所内の壁紙を飾る等）にもつながっている。令和3年度は、職員同士の支え合いを目的に、「ピカリはつと（ピカリはつとの反対の意）」として好事例をホワイトボードに書き込む新たな企画を実施している。
- ・ 一時保護所職員の提案で、職員が子どもの個室での生活を体験したり、浴室を実際に使ってみたりするなど、子どもの気持ちを感じるための工夫が自主的に行われるようになった。子どもを指導する立場ではなく、子どもの立場に立って考えることで、職員に気づきが生み出されている。



課題・今後の取組方針

- 社会資源が少なく一時保護が長期化する傾向にあるため、一時保護の受け入れ先を確保する必要がある。一時保護所の定員増加、一時保護の地域分散化を理想の姿としている。
- 専用施設の運営が可能な新たな法人については見通しが立っていない。施設の小規模化への対応が喫緊の課題となっており、専用施設の優先的な設置は難しい状況である。社会的養護に関する社会的資源全体の確保を含め、今後検討を行っていく予定である。

(15) 企業・団体と連携した自立支援の取組の制度化（岐阜県）

事例
15

⑨ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

企業・団体と連携した自立支援の取組の制度化（岐阜県）

基礎情報

※1…令和2年度推計値 ※2…令和2年度推計値（岐阜県社会的養護推進計画）
※3…令和2年度（令和2年度福祉行政報告書）

- 子ども数：302,882人※1
- 代替養育が必要な子ども数：636人※2
- 児童虐待相談対応件数：2,268件※3

社会的養護自立支援の推進概要

- 児童養護施設退所者への対応は、各児童養護施設に配置されているアフターケア担当職員と、各児童の担当職員が行っている。
- 自立支援担当職員を2か所の児童養護施設に、それ以外の2施設には職業指導員を配置。
- 継続支援計画については、社会的養護自立支援事業において居住費や生活費の支援をする場合に、各児童相談所等施設関係者と児童養護施設のアフターケア担当職員が協働して作成。
- 県の単独事業で退所者の自立支援の補助金を設けている。児童養護施設が退所者のアフターケアを実施した場合、年間30万円ほどを限度に職員の交通費等の経費を補助。
- 退所児童等アフターケア事業を社会福祉法人に委託しており、退所児童等に加えて、入所児童等の自立に向けた相談支援も実施している。

施策① 児童養護施設等サポーター制度（平成25年度～）

- ・ 児童養護施設をサポートする企業・団体のサポーター制度であり、推進計画策定以前の平成26年2月から実施。
- ・ 令和4年1月時点で94社・団体の登録があり、県内の企業が多い。
- ・ サポーター制度への登録の申し込みは、県ホームページや、児童養護施設、アフターケア事業を委託している社会福祉法人を通じて行われることが主である。



- ・ サポーター登録をした企業・団体には、2か月に1度メールマガジンを送付している。内容は児童養護施設の紹介やボランティア活動、寄付等各施設からの要望であり、県で取りまとめて配信している。
- ・ 退所児童の就職率が高いことが課題であるため、中学生以上の入所児童を対象として夏休みにサポーター企業において、インターンとして2日～1週間程度、職場体験を実施している。子どもに社会生活や退所後の生活のイメージを持ってもらうための取組である。

効果

- ・ インターンは県が主導し、年間約10社程度の実績がある。コロナ禍のため、令和2・3年度の実施は見送った。
- ・ 各児童養護施設ともにサポーター企業・団体から定期的な支援がある。

施策② んご職親プロジェクト（平成30年度～）

- ・ 退所児童の就労上の課題のひとつである住居の確保方策として、就職先探しとセットで住居提供が行われるよう、企業・団体等によるネットワークを構築することを目的とした事業である。
- ・ アフターケア事業を委託している社会福祉法人の発案のもと、県が入って制度化をした。
- ・ 全56社の登録があり、業種は建設系が多い。これまでに16人の退所児童が12社の登録企業へ就職している。
- ・ 県の役割としては企業の登録と情報共有である。アフターケア事業を委託している社会福祉法人を中心に、児童の希望に沿って調整を行い、登録企業の受入れに繋げている。
- ・ 県からごんご職親プロジェクトの費用は支出していない。

課題・今後の取組方針

- ・ 支援コーディネーターは未配置。アフターケア事業を委託している社会福祉人と共に、今後配置を検討していきたいと考えている。
- ・ 措置費における自立支援担当職員加算の活用を促進するため、措置費に上乗せできるような県単独補助金の制度見直しを行った。これにより各児童養護施設のアフターケア担当職員を自立支援担当職員として再配置できるよう促し、各施設のアフターケアを手厚く支援していきたいと考えている。

(16) 職業指導員の関わりと継続支援計画の全数作成（大分県）

事例
16

⑨ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

職業指導員の関わりと継続支援計画の全数作成（大分県）

基礎情報

※1…令和6年度推計値 ※2…令和6年度推計値（大分県社会的養護推進計画）
※3…令和2年度（令和2年度福祉行政報告書）

- 子ども数：159,959人※1
- 代替養育が必要な子ども数：498人※2
- 児童相談所数：2か所（中央児童相談所、中津児童相談所）
- 児童虐待相談対応件数：1,516件※3

社会的養護自立支援の推進概要

- 児童養護施設や里親等のもとから自立する子ども等の自立後のケア（アフターケア）等を行うため、平成23年度に児童アフターケアセンターおおいたを開設。
- 平成25年度から県内9か所の児童養護施設に順次職業指導員を配置してきた（現在全施設に配置）。
- 平成30年度から児童アフターケアセンターおおいたに支援コーディネーターを配置。令和3年度は48人の子どもの継続支援計画を策定した。
- 支援コーディネーター・職業指導員・自立支援担当職員が自立支援に関わり、毎月の連絡会で情報共有を行っている。
- 職業指導員・自立支援担当職員は児童養護施設の措置費、支援コーディネーターは児童アフターケアセンターおおいたに児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金で配置している。

施策① 職業指導員による自立支援（平成23年度～）

背景

- ・ 児童養護施設の中での職業指導が職業指導員の一般的な業務だが、平成23年度に開設した児童アフターケアセンターおおいたと、各児童養護施設間の連携窓口が必要となり、その役割も任せている。
- ・ 子ども達の自立に向けたサポートや、自立後の若者から児童養護施設が相談を受けた際の対応が課題であったため自立支援担当職員の役割も担っている。

取組

- ・ 具体的な業務として、児童アフターケアセンターおおいたと連携したソーシャルスキルトレーニング（各児童養護施設での生活訓練等）の実施や、自立を見越した様々な職業経験の提供を行っている。さらに、県で実施の農福連携※4の場に子どもを参加させている。

※4…子どもが職業体験が農業分野に限らず、自然や生きがいを持って社会貢献も実現していく取組。

- ・ ソーシャルスキルトレーニングは、継続支援計画とは別に職業指導員や自立支援担当職員が個々の子どもの今後の方向性と能力に応じて作成した支援計画に基づいて行っている。
- ・ 施設退所者の支援窓口の役割もあり、コロナ禍においては状況把握のため、施設退所後の若者に対して緊急アンケートを実施するとともに、電話による生活状況のヒアリングを行った。



施策② 全ての子どもに対する継続支援計画の作成（平成30年度～）

- ・ 支援コーディネーターの配置を開始した平成30年度から、当該年度に自立のため児童養護施設を離れる子どもは全員面会し、継続支援計画を作成している（里親委託児童は令和元年度から開始）。
- ・ 措置解除時点での子どもの記録を確実に残し、自立にあたっての給付金等を子どもが確実に受給できるようにするため、継続支援計画の全数作成を支援コーディネーター委託の条件としている。
- ・ 継続支援計画の全数作成のため、各年度の始めに措置解除予定の児童リストを児童相談所から児童アフターケアセンターおおいたに提供し、その後支援コーディネーターが児童相談所の児童福祉司や児童養護施設等と打ち合わせを行い、最終的に子どもも本人も同席して計画を作成、というプロセスで作成する。

課題・今後の取組方針

- ・ 要保護・要支援児童に係る県と市町村の連携は児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会を中心に行っている。退所後支援は、子ども・若者育成支援推進法に基づく協議会での連携が望ましいが大分県では市町村子ども・若者支援協議会の設置は進んでいないことが課題である。児童養護施設退所後の若者に対する支援継続のため、市町村での設置促進が必要だと考えている。
- ・ 社会的養護自立支援の取組の評価と、児童養護施設退所者等によるニーズ把握を行うため、令和4年度に県独自の児童養護施設退所者等の実態調査を行う予定。

(17) 継続支援計画の全件作成と施設退所者ヒアリングの施策への反映（札幌市）

事例
17

⑨社会的養護自立支援の推進に向けた取組

継続支援計画の全件作成と施設退所者ヒアリングの施策への反映（札幌市）

基礎情報

※1…令和2年度実績値 ※2…令和2年度推計値 ※3…札幌市児童相談所体制強化プラン
※4…令和2年度（令和2年度福祉行政報告書）

- 子ども数：280,463人^{※1}
- 代替養育が必要な子ども数：798人^{※2}
- 児童相談所数：1か所（札幌市児童相談所）
- 児童虐待相談対応件数：2,562件^{※3}

社会的養護自立支援の推進概要

- 平成29年度から社会的養護自立支援事業を実施。支援コーディネーターを確保し、令和元年度は37人の子どもの継続支援計画を策定した。
- 支援コーディネーター（専任1名）については乳児院を運営する社会福祉法人に業務委託を行っている。関わる児童数が多く市で対応することが難しいため外部委託を始めた。

施策① 全ての子どもに対する継続支援計画の作成（平成29年度～）

- ・ 児童養護施設への措置や里親委託のケースなど、児童相談所で支援した子どもについては措置解除・委託解除のタイミングで原則全員を継続支援計画の作成対象としている。具体的な支援実施の要否は、関係者会議で担当の児童福祉司のみならず複数の支援者の視点で判断する。
- ・ 支援コーディネーターは措置解除の3か月前から子どもや児童養護施設、里親等と面談する等して関係性を築きながら、継続支援計画の作成を開始する。
- ・ 措置解除となる子どもは毎月2～3名おり、就職等の自立が決まっている場合も継続支援計画を作成するが、関係者会議で改めて必要性を協議し、必要がないと判断されれば支援は終了となる。ただし支援が必要な子どもの方が多く、その場合は支援のロードマップとして継続支援計画を作成し関係者と共有する。
- ・ 関係者会議のコアメンバーは支援コーディネーター、児童相談所の児童福祉司・児童心理司、児童福祉施設、里親、教職員、就労関係の支援員等。子どもは関係者会議には同席せず支援コーディネーターが面談をするほか、児童養護施設の職員が子どものニーズを聞き取り情報共有を行う。こうした丁寧な配慮により、子どもの思いを汲んだ計画が立てられていると考えている。



効果

- ・ 支援コーディネーターの存在は自立する子どもにとって、一緒に将来を考えるプロセスを経るだけでなく、相談先を増やす観点からも重要だと考えている。児童養護施設や里親は熱量をもって子どもの将来を考えてくれているが、特に施設職員は複数の子どもに関わっているため、子どもの将来のことを専門に考える大人の存在が必要である。

施策② 児童養護施設退所者へのヒアリング（令和元年度～）

- ・ 各施設等に退所者の紹介を依頼し、児童相談所の法務担当課長（弁護士）がヒアリングを行う取組。児童相談所の業務の一貫として実施し、ヒアリング結果は児童福祉施策への反映、一時保護所のルール変更等の検討材料としている。
- ・ ヒアリング内容は、一時保護所での生活、児童養護施設や里親に措置されたときの状況、自立支援事業に必要なメニュー等。児童相談所が関わり始めてから自立するまで（例えば一時保護、児童養護施設措置、自立支援事業、自立等）の各段階についても聞いている。

効果

- ・ 令和2年度は3人の退所者から話を聞き、令和3年度は10人程度に増やす予定。12月頃から2月にかけてヒアリングし、3月にとりまとめ、4月に児童福祉審議会に結果を報告する。
- ・ 令和2年に実施したヒアリングでは自立に向けた不安が多く挙げられ、「退所してすぐに1人暮らしをするという不安が大きい」という声があった。なお令和3年度から、一定期間一人暮らしを体験することで自立への不安を軽減することができる自立後生活体験事業を創設し、今後活用していく。

課題・今後の取組方針

- ・ 現在の仕組みでは業務委託先の状況の変化や入札結果等で支援コーディネーターの担い手が変わる可能性があるが、支援の継続性の観点から支援コーディネーターをはじめ自立支援に携わる「人」「場所」が子どもと繋がり続ける方法を考えなければならない。
- ・ 継続支援計画の作成件数が増えている。現在の支援コーディネーターの国の補助基準額は児童相談所あたり1名と決まっているが、令和7年度に第二児童相談所が開所予定であるため、子どもと繋がり続ける「人」「場所」と合わせて支援コーディネーターの増員も今後の検討課題。

(18) キャリア形成支援や体系的研修を通じた体制強化と専門性の向上（静岡県）

事例
18

⑩児童相談所の強化等に向けた取組

キャリア形成支援や体系的研修を通じた体制強化と専門性の向上（静岡県）

基礎情報

※1…令和2年度推計値 ※2…令和2年度推計値 ※3…令和2年度（令和2年度福祉行政報告書）

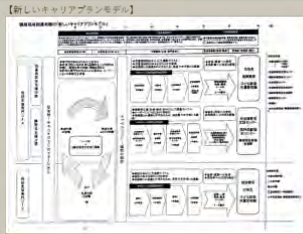
- 子ども数：540,384人^{※1}
- 代替養育が必要な子ども数：416人^{※2}
- 児童相談所数：5か所（中央児童相談所、賀茂児童相談所、東部児童相談所、富士児童相談所、西部児童相談所）
- 児童虐待相談対応件数：2,398件^{※3}

児童相談所の体制

- 児童福祉司：58名、児童心理司：23名（令和2年度）
- 児童相談所では班体制を組んでおり、班長がSVを行う体制としている。
- 児童福祉法改正により、介入と支援の機能分化が明確に位置付けられたことを踏まえ、各児童相談所で介入型支援を行う班を増員する方針。3か所の児童相談所で危機対応介入班を設置している。警察OBも数名採用し、警察との連携を深めている。

施策① 職員のキャリア形成支援

- ・ 平成30年に「静岡県健康福祉部選考職の専門性向上のためのキャリアプラン」を策定。これは県的全職員を対象とした「キャリア・ディベロップメント・プログラム」を福祉職・心理職に適用させたものである。
- ・ 複数の現場経験の必要性や身につけたい専門性の希望等、職員がキャリア形成を検討できるよう、経験年数（教育異動期間～管理職）とキャリアの方向性を描いた見取り図「新しいキャリアプランモデル」を掲載。各種研修もこれを指針として受講検討を行う。
- ・ 専門職ほど職員の担当したい業務範囲が絞られていることが多いが、異動があるためキャリアの早期から進路を狭めるのは難しい。職員の採用時に、前述のキャリア・ディベロップメント・プログラムやキャリアプランを用いて丁寧に伝える必要があると考えている。



施策② 入職時からの研修の体系化・見える化

- ・ 児童福祉司や児童心理司等、専門職のための研修予算を年間860万円確保している。
- ・ 個人のスキルアップにつながる専門研修と、法定研修を含めた基礎的な研修を実施。「研修の手引き」に沿って、専門研修の希望調査票に受講歴と職歴を記入することで、キャリアの現在地を把握し、受けるべき研修を検討できる仕組み。
- ・ 職員の専門性を高めつつもバランスの取れた育成が必要。例えば心理職が児童福祉司を担当する等、異なる立場で経験を積む方法もある。多様なアプローチ手法を修得できるよう研修を実施している。
- ・ 虐待臨床については通常のケースワークとは異なる部分も多いため、法定研修に加えて面接スキル研修を実施。入職初期に必要な知識とスキルを修得できるよう配慮している。

施策③ 新卒職員のリクルート活動（令和2年度～）

- ・ 虐待事案の増加と重篤化で福祉職・心理職の確保が必要となり、国の人材確保事業でリクルートを推進。
- ・ 首都圏やOB/OGがいる大学に直接訪問し、県や児童相談所の業務を紹介したいと考えていたが、コロナのためオンライン形式に変更。児童相談所や児童養護施設、乳児院等の仕事を紹介する説明会を3回実施し、学生からの質問も受け、具体的なイメージを伝えた。また、県及び民間の各施設について紹介動画を制作しウェブに掲載している。

効果

- ・ リクルートの取組を通じて、志願者数が多少増加したように思う。
- ・ 一時保護を積極的に行っており、また職員増加により取得できる情報も増えているため、担当ケース数だけでは評価が難しい。しかしながら、虐待対応件数は増える中でも、一連の体制整備の取組によって1人あたりの担当ケース数は減少していると思われる。

課題・今後の取組方針

- 今後は市町村支援児童福祉司の増員にも注力したい。業務を市町村と分担することで、児童相談所の負担軽減にもつながると考えている。
- リクルートの取組を令和4年度以降も続けたい。コロナの状況が改善すれば、大学に直接訪問する機会を得たいと考えている。

3. 小括

事例インタビュー調査で都道府県等に好事例として聴取した事項に関連して、得られた気づきを3点に整理した。なお、詳細なインタビューメモは本報告書の資料編で参照されたい。

(1) 各記載項目の一体性・不可分性

都道府県等へのインタビュー調査の実施に際しては、策定要領で示された記載項目に沿って計画策定時の掲載内容や現在の取組状況等を「事例」として尋ねる形で話を伺ったが、多くの都道府県等で各テーマを（個別のものとしてではなく）複数の記載項目にまたがるテーマとして位置付けていた。推進計画では便宜的に項立てされているものの、それぞれの記載項目は本来的には不可分なものであることが改めて確認された。

また、複数の記載項目を一体的に推進する視点を持つことで、施策間・取組間で相乗的な作用が生じうることも示唆された。例えば、インタビューを実施した都道府県等の中には、他の施策で設置した会議体や培った人的ネットワークを拡張して、関係機関との合意形成や認識共有のための場として活用しているところが複数みられ、ある取組を推進していった結果として他の取組も推進しやすくなっていることが特徴として見受けられた。

(2) 都道府県等の支援的役割

都道府県等が社会的養育の体制整備を進める上で、市区町村や民間団体、あるいは児童相談所や一時保護所の現場職員が、取組を主導的に牽引している地域もあった。そのような場合であっても、インタビュー先の都道府県等では、関係機関同士の連携促進の場づくり、地域としての方向性や重点施策の提示、理解醸成のための自治体内外（特に庁内）への働きかけなど、市区町村や民間団体が動きやすいよう側面支援が行われていた。

都道府県等が支援的に関わっている取組のうち、都道府県等が新たに事業を委託する等して役割を担ってもらう場合は、その主体に任せきりにするのではなく、しっかりと伴走しながら丁寧な技術的支援を実施していた。一方、都道府県等以外の主体が既に実施している取組を横展開する場合は、主に財政的支援が想定されがちだが、それ以外の都道府県等の関与方策も重要であると考えられる。

(3) 推進計画の策定・運用プロセスの工夫

インタビューした都道府県等では、推進計画の策定段階で社会的養護経験者の参画や関係者へのアンケート調査・インタビュー調査が実施されていたところも多く、そのことが各種取組の推進において力強い原動力となっていることがうかがえる。当事者参画は経験者としての意見やアイデアを得られる方法であるとともに、関係機関が各取組について子ども中心で捉え直す契機となっていた。

なお、推進計画の進捗管理など継続的な検討体制を維持している都道府県等もあったが、少数にとどまった。

第V章 都道府県等向けシンポジウム

1. 概要

(1) 目的

本調査研究の中で実施した「見える化」(第III章)や事例集の作成(第IV章)、各調査から得られた推進計画の記載項目に関する知見を都道府県等へフィードバックするため、都道府県等の推進計画担当者に向けたイベントを開催した。イベントでは、自治体間で社会的養育を推進するための取組内容や推進上の工夫に関する知見の共有を図るとともに、今後、各都道府県等が推進計画のPDCAを通じて発揮すべきマネジメント機能について理解を深めることを目指して実施した。

(2) イベント名称

「都道府県社会的養育推進計画シンポジウム—今後の社会的養育推進計画のあり方を考える—」
(主催：早稲田大学社会的養育研究所)

(3) 開催日時

令和4(2022)年3月3日 13:00~17:30

(4) 対象

各都道府県等の推進計画の企画・調整担当者を対象とした(1自治体につき上限3名まで)。

(5) プログラム

当日のプログラムは以下の通り。

図表 V-1 都道府県等向けシンポジウムのプログラム

進行	概要
13:00-13:10 開会挨拶	開会挨拶 ・早稲田大学社会的養育研究所長 上鹿渡和宏
13:10-13:40 行政説明	児童福祉行政の制度改正の展望 ・厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長 中野孝浩氏
13:40-14:20 調査報告	都道府県社会的養育推進計画のレビュー結果と先進事例の紹介 ・栃木県保健福祉部こども政策課児童家庭支援・虐待対策担当主査 三村友宏氏 ・札幌市子ども未来局児童相談所地域連携課運営指導担当係長 山本大輔氏 ・早稲田大学社会的養育研究所 家子直幸
14:20-14:25 休憩	
14:25-15:45 グループワーク	推進計画担当者同士での情報交換・交流 ・早稲田大学社会的養育研究所 上村宏樹
15:45-15:50 休憩	
15:50-17:25 パネル討論	今後の社会的養育推進計画の役割や期待 ・山梨県子育て支援局子ども福祉課児童養護・発達障害担当副主査 清水愛氏 ・福岡市子ども未来局こども部こども家庭課こども福祉係長 福井充氏 ・Children's Views & Voices 副代表/早稲田大学社会的養育研究所ユース会議構成員 中村みどり氏 ・厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課課長補佐 胡内敦司氏 ・早稲田大学社会的養育研究所長 上鹿渡和宏 ・早稲田大学社会的養育研究所 家子直幸
17:25-17:30 閉会	

(6) 開催方法

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、対面形式での密なコミュニケーションを避けるため、参加者はオンライン会議アプリケーション Zoom での開催とし、開催者・登壇者のみ現地参集とした。

(7) 申込

都道府県等宛にメールにてチラシを発信することで告知し、参加を呼びかけた。申込者数は 37 自治体から計 70 名となった。

図表 V-2 都道府県等向けシンポジウムの告知チラシ

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 都道府県社会的養育推進計画シンポジウム
今後の社会的養育推進計画のあり方を考える

2022年3月3日(木)
13:00-17:30

オンライン
開催(Zoom)

2月18日(金)
申込〆切



趣旨・概要

早稲田大学社会的養育研究所では、厚生労働省の補助事業により「都道府県社会的養育推進計画の実践に向けた調査研究」を実施しています。この調査研究は、全自治体の社会的養育推進計画を拝読し、各記載項目の記載内容のレビューや好事例集の作成を進めるものです。

このシンポジウムでは、自治体間での社会的養育を推進するための取組内容や推進上の工夫に関する知見の共有を自治体のご担当者同士で図っていただく機会を設けるとともに、今後、各自治体が体制整備（量的および質的な充実）をお進めになる際の計画のあり方に関し、参加者・登壇者双方で検討を深めることを目的としています。

プログラム(案) ※今後、変更の可能性があります

ごあいさつ：早稲田大学社会的養育研究所長 上鹿渡和宏
行政説明：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
調査報告：自治体の社会的養育推進計画担当者を交えて、全国の社会的養育推進計画のレビュー結果と、現行計画における先進事例をご紹介します。

グループワーク：自治体で社会的養育推進計画に基づく取組を進める上での工夫や課題について、ご担当者同士で情報交換・交流していただく機会を設けます。

パネル討論：自治体担当者、社会的養育経験者(当研究所ユース会議構成員)、厚生労働省とともに、今後の社会的養育推進計画の役割や期待について、参加者の皆様のご意見も交えながら議論します。

参加対象 **自治体の社会的養育推進計画の企画・調整のご担当者**

※複数のご担当者にご参加いただけますが、1自治体につき上限3名までとさせていただきます。
※プログラムの都合により、自治体職員の方に限ります。民間団体の方々のご参加いただけません。

お申込み方法 **電子メール**で以下の事項を明記のうえお申込みください。

①お名前 ②ご所属自治体・課 ③ご連絡先電話番号 ④ご連絡先メールアドレス

※同一のメールで複数の方のご参加登録をしていただけますが、その際にご参加の一人ずつについて、それぞれ上記①～④をご記載ください。
※3月3日当日のご参加用Zoom URLは、2月28日(月)頃にお申し込みいただいたメールアドレスにご案内いたします。それまでにZoomアプリケーションを最新版に更新していただくことを推奨します。

お申込みアドレス：waseda.ricsc@gmail.com
申込〆切：2022年2月18日(金)

主催：早稲田大学社会的養育研究所
(<https://waseda-ricsc.jp>)
お問い合わせ先：waseda.ricsc@gmail.com



Research Institute for Children's Social Care
早稲田大学 社会的養育研究所

2. 実施結果

図表 V-3 都道府県等向けシンポジウムの当日の様子



以降では、都道府県等向けシンポジウムで議論された内容の一部を抜粋し掲載している。

(1) 開会挨拶

○早稲田大学社会的養育研究所の紹介

- ・2020年度より社会的養育推進計画が各自治体で策定され、家庭養育優先原則に基づく社会的養育を構築する取組が展開されている。これにより、社会的養育の体制を構築し、子どもの最善の利益を保障する成果を得るために、子どもの声を聴くことや客観的評価、実証的研究が必要である。当研究所は2020年4月に早稲田大学総合研究機構に設置され日本財団の助成も受けて取組みを進めている。
- ・主な研究プロジェクトは以下の通り：乳幼児里親支援研修・プログラムの開発・実践 / フォスタリング・アセスメントのあり方に関する調査研究 / フォスタリング機関の評価のあり方に関する調査研究 / 家庭養育推進自治体モデル事業との協働 / 親子分離予防ソーシャルワークの実態把握 / 保護者支援プログラム活用促進に向けた取組 / ユース会議 / 海外文献の翻訳・紹介 / 里親研修プログラム Skills to Foster 日本語版の開発。

○本シンポジウムについて

- ・当研究所で実施中の厚生労働省令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「都道府県社会的養育推進計画の実践に向けた調査研究」は、推進計画の10項目の記載項目の取組の効果的なPDCAサイクル運用手段を開発するとともに、各都道府県等における推進計画の実践への機運を高めることを目的として実施している。
- ・本シンポジウムでは、各調査から得られた事項を自治体の推進計画ご担当者へフィードバックし、自治体間での社会的養育を推進するための取組内容や推進上の工夫に関する知見の共有を図ると

ともに、今後、施策の充実のために必要となるマネジメント機能について検討する。

(2) 行政説明（児童福祉行政の制度改正の展望）

○社会的養育をめぐる現状

- ・ 改正法による対応について、国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として、家庭と同様の環境における養育の推進等を明記し、①保護者支援、②「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるために必要な措置、③（②の措置が適当でない場合）児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるために必要な措置を行う。良好な家庭的環境としてグループホームや分園型などの小規模型施設、家庭と同様の養育環境として養子縁組やファミリーホーム、里親が位置付けられているが、中でも里親委託を推進しつつ、施設については入所児童だけでなく、外部化・多機能化して地域展開していく視点を重視している。また、入所児童に対しては施設の小規模化を図って家庭に近い環境を目指し、施設の機能については家庭に対する支援という形で多機能化・高機能化を進めていく制度の流れになっている。
- ・ 児童虐待相談対応件数のうち、措置をされるのは約 2%であり、それ以外の約 98%の家庭に対する支援体制が十分ではない。この点が今回の制度改正の大きな課題であり、さまざまな訪問支援サービス、居場所づくり、親子関係の形成支援のような支援を市町村の体制として進めている。
- ・ 里親委託率は、平成 22 年度末の 12.0%から、令和 2 年度末には 22.8%に上昇したものの、目標の 75%には不十分である。

○予算事業について（制度改正を待たずにできること）

- ・ 令和 3 年度予算における児童入所施設措置等負担金の拡充内容（案）で、心理療法担当職員の加配、親子支援事業（施設機能強化推進費加算）の創設、家庭支援専門相談員の加配等について、特に虐待経験のある児童の割合が増えており、トラウマケアとして心理的ケアのニーズの高まりを受け、児童養護施設などに地域巡回を行う心理療法担当職員を配置し、個別では心理職の配置が難しい里親やファミリーホーム、アフターケア事業所などに対し、心理的支援の手が届くようにする。また、親子支援事業の創設により、社会的養護に至る前段階及び退所後の家庭支援及び親子関係再構築支援の取組を推進し、乳児院や児童養護施設等に親子で通所又は入所してペアレント・トレーニングや育児・養育に関する相談等に応じる。さらに、児童養護施設や乳児院等に配置した家庭支援専門相談員が、入所児童の家庭復帰に向けた支援及びアフターケアに加えて、地域の要支援家庭等への訪問支援等を行う場合、家庭支援専門相談員を加配する。
- ・ 里親委託・施設地域分散化等加速化プランについて、令和 2 年 8 月に里親委託率の数値目標や里親推進に向けた取組等の「見える化」を公表したが、その結果を踏まえて、各都道府県等に対して、国の財政面の支援の活用も含めた更なる取組や里親等委託率の目標値の引き上げ等について個別に助言等を実施した。そして、令和 6 年度末までの期間を「集中取組期間」として位置付け、毎年度、「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の提出を求めることとし、プランに基づく都道府県等の取組推進のため、フォスタリング事業の拡充などにおいて、補助メニューの拡充等を図るとともに、集中取組期間における補助率の嵩上げを実施することにより、自治体ごとの財政面での課題等に対応し、意欲のある自治体の取組みを後押しする。また、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の拡充や里親等委託推進提案型事業も実施し、先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開を図る。

○児童福祉法等の改正に向けて

- ・子育て家庭において、悩みを共有できる相手・場がないという家庭が多いことがわかっているため、そうした方に対する支援を市町村の事業として行う。また、子育て支援の利用状況について、要対協に登録されている方が 23 万人いる中で、サービスを使っている方はほとんどいないため、サービスの拡充が必要である。訪問サービスや通所サービスの新設だけでなく、今あるショートステイ等のサービスについても充実させる。
- ・里親支援について、里親等支援をより効果的に行い、里親・ファミリーホーム養育者や里親委託がされた子どもが相談しやすい環境を整えるため、一貫した体制で継続的に里親等支援を提供すべきである。また、里親支援機関（フォスタリング機関）が、里親の募集・確保に向けた取組やその周知なども含め、都道府県や市町村、児童相談所等の関係機関と連携して里親支援を確実に行うことができるようにしていく。里親を増やすためには、里親を支援する体制づくりに加えて環境づくりが必要であるため、里親支援センターの新設により、里親委託の推進をさらに加速させたい。
- ・施設の多機能化・高機能化について、新設する里親支援センターの受け皿がないのではないかとこの意見があるが、社会的養育のノウハウを持った児童養護施設を含めた入所施設の専門性を地域展開した取組を進めていく中の 1 つとして里親支援機能が期待できる。親子再統合支援や妊産婦支援等に加えて、里親支援機関としての役割をどれだけ果たすことができるか、社会的養育推進計画の中で検討いただきたい。
- ・社会的養育推進計画について、地域の支援体制をこの計画の中に位置付けることが大切である。里親の推進に向けた数値目標 75%に向けて、里親や施設の数、具体的な取組やそれに係る目標等が不明確であること、ニーズに合わせた体制構築が困難といった現状の課題に対し、推進計画によって整備状況などを一層見える化し、掲げた目標に向けて着実に取組むことができるよう、体制整備のための取組を制度に位置付ける。
- ・法改正の前に、新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備するため、①母子保健と児童福祉の相談支援機関を再編した一体的な相談支援体制の整備の推進、②支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援の推進、③支援の必要性の高い妊産婦・子どもへの支援体制の強化を支援内容とした事業予算を組んでいるため、ぜひ活用していただきたい。

(3) 調査報告（都道府県社会的養育推進計画のレビュー結果と先進事例の紹介）

- ・推進計画の各記載項目の取組の評価・検証・フィードバックを行う際の効果的な PDCA サイクルの運用手法（推進計画のマネジメント機能を発揮する方法）を開発するとともに、各都道府県等における推進計画の実践への機運を高めることを目的に調査研究を行った。
- ・各自治体の推進計画の各記載項目について PDCA サイクルの改善に寄与することを想定し、評価基準（案）を作成して試行的に実施した。評価基準（案）の例として、記載項目「都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像」、「当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）」、「市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組」における評価項目数と「見える化」の例を示した。事例インタビュー調査については、策定要領の各記載項目に関し、高い効果が期待される取組や、他自治体には見られないユニークな取組について情報収集し、全国の自治体の今後の計画推進の参考に資することを目的に実施し、事例集としてまとめる経過を示した。

- ・先進事例として、栃木県の「多機関連携の枠組み作りによるフォスタリングセンター開設と里親支援体制の構築」、札幌市の「継続支援計画の全件作成と施設退所者ヒアリングの施策への反映」を紹介いただき、それぞれ取組の概要とその効果、今後の課題をお話しいただいた。

(4) グループワーク

- ・グループワークのテーマとして、①各自治体の取組推進の現状、②調査結果や事例報告からの気づき、③この後のパネル討論で聞きたいこと、の3点を設定し、別々の都道府県等の推進計画担当者6~7名を1グループとしたグループワークを実施した。
- ・グループワークの進行は以下の通り。

図表 V-4 都道府県等向けシンポジウムのグループワークの進行

時間	内容
14:25-14:30	進行の説明、ブレイクアウトルームへの移動
14:30-15:00	自己紹介 テーマ①：自身の自治体の取組推進の現状は？
15:00-15:20	テーマ②：調査結果や事例報告からの気づきは？
15:20-15:30	テーマ③：この後のパネル討論で聞いてみたいことは？
15:30-15:45	会場からのコメント

以降では、それぞれのグループで話し合われた内容を、テーマ毎に横断的に整理した。

○里親委託の推進

- ・施設の受け皿の不足に伴い、里親を増やすことが急務である。また、里親登録数は、フォスタリング機関にリクルートなどを委託することで増えている自治体も多いが、登録者数に対して里親委託率が上がらない現状がある。里親委託を増やすにあたって、質の担保も今後の課題である。
- ・新型コロナウイルスの影響を受け、里親登録研修が行えないことで、思うように登録者数を増やせない自治体もある中、Zoomを活用したオンライン説明会を実施するなどの工夫により登録者数を増やした自治体もある。
- ・里親委託を増やすことができたとしても、一時保護所の入所率が100%を超えている自治体もあり、本来施設入所対象の子どもが入所できない現状がある。しかし、里親委託率だけを追いかけていくということではなく、個々の子どもに沿った支援が重要であり、同時に里親に対しても孤立させない支援が必要である。
- ・里親事業は事業効果を数値で説明しづらいにも関わらず、委託率が上がっていないことを受け、施設の小規模化・地域分散化により受け皿が減ると児童相談所から指摘を受けた。その調整が難しい。
- ・児童相談所は普段の虐待業務に追われているため、里親支援専門相談員を配置し、その方々を活用したい。
- ・養育体験発表会や、学生に里親の体験談を聞いてもらおうと、将来保育士になったり家庭を持ったりしてくれるという効果があると考えられる。

○フォスタリング業務に関する関係機関との連携・役割分担

- ・フォスタリング機関は積極的に動いてくれているが、関係機関との連携がうまくいっていないように感じられ、児童相談所がどういった里親を求めているのか、情報が伝わってこないため、連携が難しい自治体もあるが、情報共有について、フォスタリング機関と児童相談所、フォスタリング機関と施設という形で、フォスタリング機関が間に入って情報共有を行ってうまく連携している自治体もある。
- ・児童相談所・フォスタリング機関・本庁の役割分担について、現状ではそれぞれができることをしており、役割が明記されているわけではないためはっきりしていない。役割分担がうまくいっていないことで、里親協議会から里親支援専門相談員に相談すればいいのか、フォスタリング機関に相談すればいいのかわからないという声がある。フォスタリング機関と連携して漏れのない支援をしたいが、どのように役割を分けるか課題。
- ・リクルートや研修、マッチングなどの委託について、児童相談所よりも外部の人が里親に寄り添うほうがうまくいく場面もあると感じる。しかし、マッチングを委託する際に、個人情報の取り扱いに苦労した。里親については児童相談所が主でやっていたが、これからはフォスタリング機関に直接情報がいくため、里親から児童相談所に提出した個人情報はどうなるのかという問い合わせもあった。
- ・市町村の取組、施設の取組、里親推進の取組、すべてつながっているが、どうしてもそれぞれが担当者ごとに分かれてしまっている。全体に目配せをしながら、それぞれ意見が異なる中で、そこをまとめてスピード感を持って運営していくのが難しい。
- ・フォスタリング機関にはマッチングまで対応してもらうことと、里親に「フォスタリング機関は仲間だが児童相談所は違う」と見られないようにすることが難しい。児童相談所ごとにフォスタリング機関を設置していく中でばらつきが出てくることを考えると、難しい課題。措置変更時にフォスタリング機関にもしっかり意見を言ってほしい。
- ・なかなか施設や里親とうまくいかない場合、途中で行き場がなくなって戻ってくる子どもが一時保護所に増えている。家庭養育に逆行しているかもしれないが、そうした心理的なケアができる場所が必要である。
- ・家族再統合に向けた動きをしたい場合、実親との面会が必要であるが、休日ではないとできない場合は里親と実親との面会が難しくなるため、フォスタリング機関や児童相談所が立ち会うことになる。そうすると、ますます施設養育に対して里親養育の場合の負担が大きくなるため、今後進めていくにあたっての課題になる。

○権利擁護の推進

- ・権利擁護の取組みに関して、NPO に委託して施設やファミリーホームに対して訪問アドボケイト（一時保護所は弁護士会によるアドボケイト）、入所退所児童へのアンケートと結果の取りまとめ、民間法人による里親・施設両方の自立のためのアフターケア、当事者によるアフターケア、第三者委員の定期的な訪問と子どもへのヒアリングなどを実施している自治体もある一方、権利ノート以外の権利擁護のやり方がわからない自治体もある。今後については、児福審の活用や学習支援・通学保障が課題である。
- ・権利擁護の取組みを広げていきたいが、予算の問題やアドボケイトの養成が課題である。また、権利擁護のための人材確保やその人材を資格職だけで揃えることについては、アプローチ方法が難し

い。

- ・法改正により、子どもの権利擁護について改正される見込みということで、意見表明支援員や権利救済機関を設置する必要がある。また、措置されている子どもの声を本庁で聞く取組みなど、当事者の方々の意見を国の動きに合わせて反映する体制づくりが必要となる。

○社会的養護自立支援の推進

- ・継続支援計画と自立支援をどうやっていくのが重要な課題。
- ・自立支援事業について、コーディネーターを配置して、NPOに委託していきたい。

○市区町村との連携

- ・啓発はチラシなどで連携しているが、それ以上は進展していないのが正直なところ。社会的養護という枠で児童相談所が措置するというで考えると、里親と市町村は距離がある。ショートステイなどで市町村が里親を活用して県や児童相談所と連携したことがあると、市町村と里親との距離が近くなると感じた。そのような連携があると見えやすい体制ができるかもしれない。

○推進計画の見直し

- ・代替養育が必要な子ども数について、過去の措置人数を見ると人口が減っていることを考慮して、必要な子どもの数も減っていくと推測して計画を立てた自治体もあるが、正確な数を把握していない自治体もある。
- ・見直しについて、中間評価は必要であるかもしれないが、5年間の区切りで修正が必要だろう。また、見直しのあり方が課題であり、その中でヤングケアラーやショートステイなど新しい課題にどう対応するのかを検討したい。

○施設の高機能化・多機能化等

- ・児童の数は減少しているが、社会的養護の児童数は変わっておらず、虐待件数や要保護児童数が多い。施設入所人数も多く、施設が不足していることに加え、高年齢児が入所できる施設がない。施設内での養育のあり方も問題になっている。児童養護施設が少ないため、自立援助ホームが一時保護先になることも多く、自立援助ホームの設置も急務である。これらの課題に加え、施設内の問題への対処や小規模化、児童相談所の増設など、いろいろな課題が一度に出てきたところを一つずつやるより、全部を絡ませていかななくてはいけないということで、大規模な計画になりつつある。
- ・対応が難しい子どもを里親に委託することは困難であるため、施設はある程度必要だろう。心理士を家庭に派遣するようなイメージが国から出されているが、精神科に通う子どももいるため、なかなか難しく、研修も必要である。
- ・心理療法職員が足りないため、国へ要望している。

○一時保護改革

- ・閉鎖的な環境での一時保護や、措置費の扱いも課題である。

○議論を深めたいテーマ

- ・里親委託率と不調件数は関連していると考えられるが、不調の対応と情報共有のあり方について知りたい。また、委託率を高めて不調件数を減らすために、どのような取組を行っているか。
- ・里親養育の支援計画について、どのような人が関与をして誰が作り、どのような工夫をしているか。また、推進計画の見直しの方法について知りたい。
- ・75%という数字が挙げられているが、間違いなく長期委託の子は里親にすでに委託した。里親希望者は不妊治療をして養子縁組をしたい人が多いが、希望年齢が0～3歳で小学生・中学生を育てた

い里親が少ないにも関わらず、高年齢の子どもたちがいて施設の数が狭められている中で、どう75%に近づけていけば良いのか。

- ・市区町村との連携について、ポスターやチラシによる広報活動で止まっている現状であり、他に何かよい取組があれば知りたい。

(5) パネル討論

○山梨県：県の働きかけによる市町村のネットワークづくりと家庭支援体制の強化

- ・県独自の施策として令和2年度より県版要対協を設置し、医療・教育・福祉・行政・司法等の代表者を集めて各機関の取組を共有している。また、市町村における子ども家庭支援体制の強化や拠点設置促進のため、市町村部会を設置し、令和2年度は研修会や子ども家庭総合支援拠点を設置した市による講演や課題共有を行なった。
- ・これらの取組により、市町村が主体的に助言し合う関係性の構築、間接的な子ども家庭総合支援拠点の設置促進などの効果が得られた。令和4~5年度に児童家庭支援センターの強化として、県東部（郡内地域）への児童家庭支援センターの新規設置を予定している。
- ・県版要対協の取組を通じ、市町村同士が直接関われる関係づくりを目指すこと、市町村にはショートステイの活用を含めて、児童家庭支援センターの存在を周知していく必要があること、社会福祉士や臨床心理士の確保などが今後の課題である。

○福岡市：親子分離予防を中心とした家庭養育の推進

- ・保護者支援による親子分離予防を中心とした体制やメニューの構築、その手段としてNPOの役割強化や社会的養護施設の多機能化などが計画の軸となっている。計画策定段階では、仕組・体制・メニューのつながりと具体策の記述、全体像の提示や視覚化、多機能化イメージの共有など、具体的な取組を行いながら、家庭復帰が進んでいることや里親移行が進んでいる中で得られたニーズ（在宅サービス、妊娠相談、里親支援など）の把握、施設入所者数の減少に伴う施設側の機能転換への意識の高さといった背景を活かすことで、計画実行段階へ進んだ。
- ・計画実行段階では、利用促進と質の確保のため、ケースマネジメントに必要な専門性を特定し、必要な研修等の検討・実施、サービス自体の運用改善を行った。また、メニューを充実させても、メニューを担う団体が地域的に偏在していたため、市全域をカバーすることも念頭に、多機能化の具体策への施設側の迷いに対して国予算の積極的情報共有などの働きかけを行った。
- ・現在（令和3~4年度）は、研究との協働、メニュー拡大と予算確保の取組、当事者参画推進に向けた取組を行っている。今後（令和5~6年度）は、施設多機能化の本格化、さらなるメニュー拡大・アクセス向上、早期支援の体制・メニューの構築の取組を進めていく。

○早稲田大学社会的養育研究所：調査研究に従事した所感

- ・各自治体の推進計画を調査したところ、記載項目レベル（構成・項立て）はほぼ全国共通であるが、どこまで詳細・具体的に記載するかは策定要領で定められていないため、掲載内容の観点では自治体間のバラつきが大きかった。特に、自治体の政策方針、合意形成の状況、推進計画としての公表範囲はいずれも多様であり、今回の調査結果としての「見える化」がそのまま自治体の取組の充実度であるとは言えないことが本調査研究の限界である。
- ・PDCAサイクル（計画・実施・評価・反映）の体制がない地域も見られたため、自治体がPDCAサイクルを円滑に運用し、各取組の充実を図る動き（マネジメント機能）の強化が課題であろう。同

時に、国がマネジメント機能の発揮を支援する取組(マネジメント支援)を行うことも期待される。

- ・推進計画中間年を控えて、推進計画の「評価」のあり方も再考する時期である。「見える化」のメリットとデメリットを考慮すると、マネジメント支援の1つと言える「見える化」以外の方法として、統計や実態調査の活用、助言等の技術的支援が今後必要だと考えられる。

○登壇者によるディスカッション

<推進計画の「見える化」の結果を踏まえて>

- ・上鹿渡：多くの都道府県等で里親等委託率 75%という数値目標に向かって取組んでいると思うが、数値だけが大切なのではない。平成 28 年の法改正の通り、子どもにとっても可能であれば親元で生活することが望ましいといわれる中、計画にその要素をきちんと盛り込む必要がある。今回、評価基準(案)に基づいた「見える化」が示されているが、特に、権利擁護の具体的な方策や仕組みについては、半数以上の自治体が掲載していなかった。計画を策定してからある程度年数が経過した現在でも、全部取組んでいるわけではなく、まだほとんど取組めていないという自治体もあるということで、自治体間で差が大きいことがわかる。市町村との連携についても掲載していない自治体が多いという結果になった。

<取組拡充の工夫と課題>

- ・清水氏：市町村は児童家庭支援センターを活用しながら子ども家庭支援を推進することを、具体的には考えていないのではないか。その中で、児童家庭支援センターを増設することになったきっかけは、日本財団の助成を受けて、ハード面の整備についても前向きに検討できる機会をいただいたことだった。当県はショートステイの需要が非常に高く、これまで一時保護をしてきた子どもも、ショートステイを活用すれば在宅で支援できたと考えられる家庭も多かったため、児童相談所でも児童家庭支援センターを活用してショートステイを増やす案は前からあった。そのため、市町村が児童家庭支援センターを活用したいと思えるような意識づけになる機会を作る必要があり、説明と話し合いの場を設けたことで、市町村でも具体性が得られたのだろう。
- ・福井氏：支援のニーズの把握に努めるため、月に1回は区(子ども家庭総合支援拠点)と意見交換の場を設けている。朝の登園・登校の送り迎えの支援があれば家庭復帰できるケースや、定期的な休息の確保ができれば家庭で育てることができるケースがある、というメッセージは、以前より児童相談所の実践の中から発信されてきた。また、乳児院に入所してからでは親子交流の回数が少なく、親子関係や家族再統合の支援が十分にできないため、乳児院に入所する前に親子が同居の状態でも支援できる場所が確保できないか、といったニーズも区や児童相談所から発信されており、ヘルパー派遣やショートステイ、産前産後母子支援事業などの施策を充実させてきた。その結果、実際に家庭復帰をする子どもが増え、その後にサポートしていかなければならない区(支援拠点)側の責任として、まだまだ支援メニューや人員体制が脆弱で十分に在宅支援ができていないという問題意識も強まり、人員体制を強化して支援拠点を設置し、メニューもさらに充実させる方向性に向かってきた。その際、さらなる施設の多機能化による訪問・通所の支援や、既に養育里親のリクルートと支援を委託している NPO に里親、ショートステイの担い手になってもらうといった様々な発想を得た。
- ・清水氏：乳児院で、若い親に対して、事業を活用しながら特定妊婦の段階での支援ができないかと県に意見が示されたが、県ではなかなかメニューを用意できない実情がある。産前産後のケアについては、所管が児童養護の関係ではなく、母子保健や子育て支援も関係してくるため、横の連携を

取らなければならない、なかなか進められていない。特定妊婦については、民間の方ではかなり危機を感じている状況があるが、県では市町村側の課題認識を直接肌で感じることができない。児童家庭支援センター設置に携わることをきっかけに、市町村間で困り感を共有する意見交換会などを設け、市町村部会などの場も活用していきたい。

- ・福井氏：特定妊婦支援について、区の子育て世代包括支援センターが妊娠届けを全件受けているが、全国的には届け出前の死亡事例も一定件数あり、届け出前にどのように支援するか、行政側でも課題認識がある。民間側ともその認識を共有したところ、ある母子生活支援施設が多機能化の一環として、産前産後母子支援センターを設置して SNS など若い人からも広く相談を受け付け、妊婦健診に至っていないような段階から相談できる方法を考えている、という話を聞くことができた。そこから、どのような産前・産後母子支援事業がありえるかを検討し、具体的な話に発展していくことになった。このように、行政側の課題認識を民間へオープンに伝えてみることも大切であろう。

<児童家庭支援センターの役割の展開>

- ・胡内氏：児童家庭支援センターは、児童相談所の手が届きにくいところをサポートしたり、市町村では対応するのが困難な広域で専門的な相談に対応したり、県民からの相談を直接受けたりする役割を持っている。山梨県のように、県ではなく市町村が何に困っていて、どのようなサポートをする児童家庭支援センターを設置すれば良いのか、という視点は今後大切になる。特に、人口が少ない町村は、児童福祉法が改正されれば、求められる支援メニューをしっかりと供給していく必要があるが、町村だけで準備するのは現実的に難しいかもしれない。そのため、児童家庭支援センターを、児童人口規模を見ながらエリア毎など必要なところに設置し、そのエリア全体の市町村の支援メニューも広域的に児童家庭支援センターが受けたり、児童相談所での一時保護や措置になる前段階で市町村と児童家庭支援センターと一緒に支援したりして、親子分離しないための策を講じることができるだろう。このように、児童家庭支援センターは市町村、市民、児童相談所等をつなぐ意味でキーになりうる機関である。措置解除後に、在宅指導措置に切り替える際、全てを児童相談所の職員で対応しようとするとう業務負担がさらに大きくなるため、児童家庭支援センターや社会福祉法人に在宅指導措置を委託することも検討課題である。児童福祉法が改正されれば、民間に委託した場合の在宅指導措置の費用は義務的経費になるため、自治体の体制強化、財政支援にもなると考えられる。
- ・福井氏：児童家庭支援センターの計画上の位置付けとして、当市では児童相談所と区（支援拠点）の補完的役割として、土日と夜間に相談窓口を開設することなど、児童相談所や区で対応できていない対象や頻度の通所相談を担っている。また、付加機能として、里親家庭へのショートステイの調整や、家族再統合に向けたプログラムの提供を児童家庭支援センターに委託しており、区や児童相談所の役割を一部、代替・補完してもらっている。児童相談所には相談しにくいという里親からの相談の受け皿にもなっている。

<権利擁護の取組と当事者参画>

- ・中村氏：権利擁護の新たな取組は必要だが、ベースとして子どもの声を聴く必要性を関係者みんなが持っているかがポイントになる。子どもの声を聴くとき、「聞いたなら何が変わるのか」という思いや「聴いてしまったら課題を突きつけられるため聴かないほうが良いのではないか」など、関係する大人それぞれの思いもあるだろう。法改正を受けて、当事者参画を策定要領の2番目に入れていただいたのはとても大きな意味を持つのに対し、現場の人たちの子どもの声を聴く取組や権利擁護

自体の必要性の認識が追いついていないのではないか。実際に子どもたちからは、「家庭で育ちたい」「転校したくない」「学校に通い続けたい」「もっと大人に自分たちの声を聴いてほしい」などの声が挙げられる。また、県よりも市町村の方が子どもたちは身近に感じていた。子どもの声を聴くことで、子どもたちからたくさんのアイデアをもらうことができ、これから考える施策をより良くすることに必ず繋がるはずである。例えば、「一保護所においてもオンラインで友達に会いたい」という話から、そのような取組を始めた一時保護所もある。親子を分離させない、児童虐待で子どもを死亡させないために市町村や都道府県ができることは何か、一つひとつのことをどのように実現するか、といったことが大きな推進計画のベースになるが、大人たちの認識にばらつきがあると実現は難しく、まずは権利擁護の仕組みの必要性を共有することやその姿勢が重要である。

- ・家子：子どものニーズと施策を結びつける一つの方法として、推進計画を立て、それをきちんと見直すことも挙げられる。子どもの声を施策に反映させるには、推進計画の記載項目がそれぞれ個別に存在するという考え方ではなく、すべて連動しているという視点が必要であり、その中で当事者参画は欠かせない。子どもや親の声をベースに推進計画を立てる流れができれば、行政施策がその地域の家庭にとってより良いものになるだろう。子どもの声を聴くことと、客観的に把握することの双方が必要で、それを推進計画の中でどのように実践できるかが問われているのではないか。
- ・福井氏：都道府県等の推進計画担当者にとっては、子どもの声を聴く以上、それを行政施策に反映しなければいけないというプレッシャーもあり、その感覚が当事者参画の壁になっている可能性はある。とはいえ実際に、自分たちが考えた施策（例えば、一時保護の分散化）について子どもの声を聴いたところ、歓迎されることも多く、それが推進計画の担当者にとっては、自分たちがやろうとしていることの意味づけやモチベーションになった。なお、計画策定過程で当事者参画が実現できたのは、当事者と関わる民間団体に頼ることができたことも大きい。各自治体内にそのような活動をしている民間団体があれば、どうしたら子どもたちの声を聴けるかを相談しても良いだろう。

< 推進計画の評価指標と「見える化」 >

- ・胡内氏：都道府県等での取組のさらなる充実に向けて、推進計画のマネジメント機能を発揮してもらうため「見える化」は重要な要素だと考えているが、現在の策定要領に示されている「評価のための指標例」は、データ収集しやすい指標が並んでいるため、今後どのような指標が計画の評価に有効なものとなるのか検討は必要。この調査研究では、自治体が自身の推進計画に記載されている取組内容を見直したり、推進計画の取組の進捗を把握したりすることに活かしてもらいたい。児童福祉法が改正され、様々な支援メニューが都道府県や市町村等で始めると、推進計画も新たな取組を取り込んで充実することになると考えられるため、引き続き検討したい。
- ・福井氏：当市では、里親の役割が変遷してきた。最初は満床の施設の補完的役割であったが、次第に里親のほうが乳幼児の成長や予後が良好であるという経験を踏まえて里親委託を推進し、委託率も上昇し、現在は児童養護施設には小学5年生以上しかいない状態になった。そこで、当市の取組を評価する際は、里親委託率が評価の中心ではなく、里親という一時的な養育から家庭復帰をいかにできるか、家庭復帰が難しい場合に必要な特別養子縁組ができるか、といったパーマネンシーの視点で評価することが重要になってきている。そのための指標例として、措置解除後の先として家庭復帰・親族養育・特別養子縁組の3つを合わせたパーマネンシー保障の割合の高さ、それに至った入所期間の短さ、あるいはそれ以前の分離予防で在宅支援サービスが行き届いているか、在宅支援サービス利用者がどのくらいいるか、在宅支援のサービス利用者がどのくらい伸びているか、

といった事項を今後は評価する必要がある。パーマネンシー保障の評価は、子どもや家族に施策を説明する根拠にもなるし、財政部局への説明ともなると考えており、研究者と協働して指標を充実させていきたい。

- 上鹿渡：実践とともに施策も同時に動かしていくことが必要である。「見える化」によって、長期入所の子ども、家庭復帰が必要な子ども、養子縁組が必要な子どもがいることを認識できたら、家庭復帰を支える在宅支援サービスや市町村の体制が必要となるため、実践と施策を一緒に整えていくことが大切である。そのためにも、まずは「見える化」等によってニーズがある子どもがいるとの認識を自治体内で共有できなければ、サービスの充実にもつながりにくいだらう。

3. 小括

本調査研究でのシンポジウム開催の趣旨は、調査結果で得られた知見をフィードバックする機会とするとともに、都道府県等における推進計画のマネジメント機能に関する推進計画担当者の意見を聞き検討を深めることだった。これらに関し、参加した都道府県からは以下のような反応が寄せられた。

(1) 推進計画に関する情報提供への期待

イベント開催目的のうち、調査研究で得られた知見のフィードバックに関して、試行的「見える化」や取組事例の全ては限られた時間の中で言及できなかったが、事例報告や法改正の動向は参考になったとの肯定的反応が多かったことから、参加者は幅広いテーマに関心を持っていたと推察される。

グループディスカッションや事後アンケートを通じて、参加者が具体的な取組方法について参考情報を得たいとの期待があったことも伺えた。里親委託の推進は最も多くの参加者が期待を寄せていたテーマだが、その中でも取組段階によって議論を希望する点に違いがみられた。例えば、里親委託を目下推進中の段階では、保護者への説明や同意の具体的ノウハウ、フォスタリング機関の新設や業務見直しにおける都道府県等の関与方法などが期待事項として挙げられたが、里親委託率が一定程度の段階に達した自治体からは、児童養護施設の小規模化・多機能化、里親養育の質の向上に向けた取組方策など、里親委託と関連しつつもより総合的な観点での課題に直面していることが報告された。また、里親委託の推進以外の記載項目についても知りたかったとの意見があり、中でも子どもの権利擁護（アドボカシー）については、他自治体の具体的な推進方法についての関心が高かった。

(2) 推進計画のマネジメントに関する担当者の意見

都道府県等の推進計画の運用において、PDCA（計画・実施・評価・反映）のサイクルを円滑に回すマネジメント機能の必要性については、参加した都道府県等から理解を示すコメントが複数得られた。策定要領の記載項目は実施の局面では事業化の形態を取ることも多く、えてして自治体担当者・実施主体・実施内容が事業ごとに連携せず運用されがちである。そのため、各事業の一貫性や連動性を高めたり、関係機関の合意形成・意識醸成を図ったり、実施結果を踏まえて事業を見直したりする、いわゆるマネジメント機能が必要になり、それを学ぶには他自治体の取組事例の経緯や内容を詳細に知ることが現時点では効果的な手段だと考えられる。

なお、社会的養育の各取組は（体制整備が含まれることもあって）計画策定後一定期間を経なければ顕在化しづらいため、都道府県等にマネジメント機能を求めるにしても、推進計画や策定要領は腰を据えて取組める期間中（5年間など）は変更せず運用してほしい、との意見もあった。

(3) 推進計画担当者同士の意見交換の場

参加者は都道府県等の推進計画の担当者が参加する場を設定したこと自体についても、担当者ならではの悩みが共有できたこと、他自治体の取組における具体的な推進方法を直接聞いたことなど、肯定的なコメントが多数寄せられ、このような機会をもっと設けてほしいとの意見もあった。

また、同様の場を設定する際の改善点についても、多くの指摘が得られた。事前の資料提供、具体的なディスカッションテーマの事前の提示、児童相談所や施設職員の意見の反映、10項目の記載項目すべての実践報告、マネジメント層を対象とした場の設定、参加者同士の連絡先交換など、参加者の意見について今後対応を検討することが望まれる。

第VI章 考察

1. 調査研究の総括

(1) 試行的評価・検証と「見える化」

① 都道府県等の推進計画の掲載内容

本調査研究において作成した40項目の評価基準(案)に沿って各都道府県等の推進計画の掲載内容を評価・検証したところ、ほぼすべての項目で自治体間の掲載の充実度には大きな差がみられた。また、推進計画の記載ぶり(どこまで詳細・具体的に書くか)は策定要領では定めていないことから、特に当事者参画、子どもの権利擁護、中核市・特別区の児童相談所設置、児童家庭支援センターの機能強化・設置促進といったテーマでは具体的な記述が少ない都道府県等が多かった。また、人員体制や人材育成など人的基盤に関する計画が十分に記載されていないこともあった。

なお、全国的に推進計画の構成・項立ては国が示した策定要領の記載項目とほぼ共通していたが、「虐待防止・早期発見・早期対応の推進」など、独自の項目を立てていた都道府県等もあった。

② 推進計画の運用状況

社会的養育の各種施策の推進において、都道府県等の担当者にしか担えない支援的な役割(連携のための場づくり、関係機関や庁内他課への働きかけ、曖昧な役割分担の再整理、伴走支援/等)があるものの、そのようなことは推進計画では表現されづらい。また、子どもを中心として政策を検討するとの視点に立ちかえれば、各記載項目は個別テーマとして存立しているというより、複数の記載項目に横断的な取組として推進されているのが自然である。

行政計画は一般に(a)目標の設定(b)手段の総合的・体系的提示の2点が特徴とされるが、上記のような背景から、改めて施策を体系的に捉える試みが求められる。それには、一部の有識者から意見があがったように、都道府県等においては推進計画(あるいは社会的養育の体制整備における)マネジメント機能が必要であり、国ではそれに対してマネジメント支援が必要である。しかしながら実態として、推進計画策定以降にマネジメント機能を発揮するための会議が開催されている都道府県等は僅少であり、PDCAサイクルを推進する体制は現状、十分でない。

③ 本調査研究における「見える化」の限界

本調査研究の評価基準(案)は、主として推進計画の策定方法や社会的養育の体制整備方針を評価・検証するものであり、この範囲において、都道府県等が約1~2年前に公表した推進計画の掲載ぶりを見える化したものである。国が策定要領で示した10項目の記載項目はいずれも社会的養育の充実を図る上で重要であるが、推進計画の掲載内容(公表範囲)自体も都道府県等により様々で、本調査研究の評価基準(案)では、子どもの権利擁護、自立支援、特別養子縁組は評価項目数が2~3項目のみにとどまり、他の記載項目と比較すると少ないなど、記載項目を横断的に評価・検証できる枠組みとはなっていない。

また、国は策定要領を平成30年7月に示し、都道府県等には推進計画を令和元年度末までに策定するよう求めていたが、その後、児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)や里親委託・施設地域分散化等加速化プランなど、都道府県等の社会的養育の政策方針に影響しうる国の動きがあるなど、政策の動向が動的であるのに対して推進計画は静的なものであり、その時点での実態とは異なることに留意が必要である。

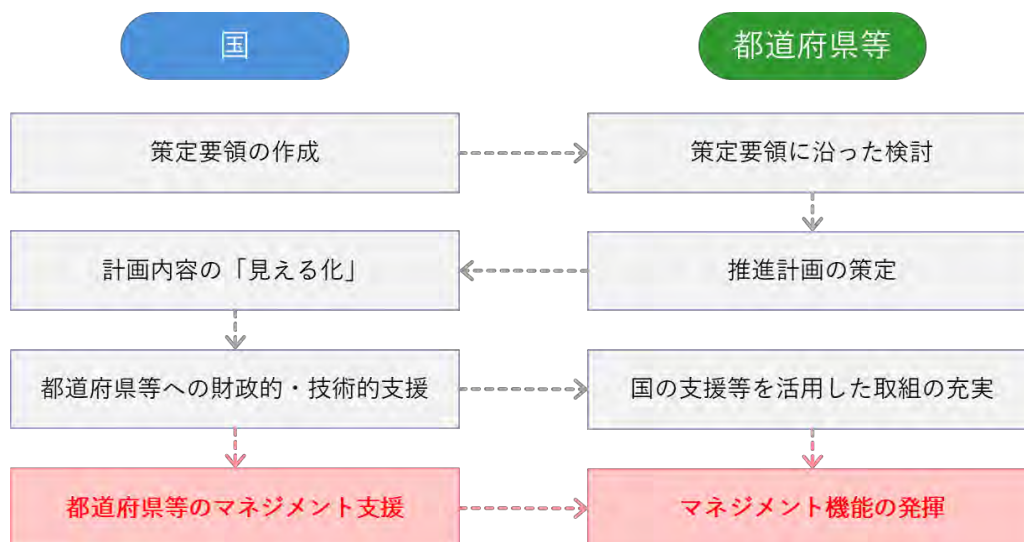
(2) 効果的な PDCA サイクルの運用

① マネジメント機能とマネジメント支援の初期的概念整理

現行の推進計画は、国の策定要領において計画期間の前期（2020～2024 年度）の中間年にあたる 2022 年度を控えて、あるいは前期末となる 2024 年度を見据えて、評価・検証のあり方も再考する時期に差し掛かっていると見える⁴。本調査研究では都道府県等と国による評価・検証のあり方の 1 つとして「マネジメント機能」に着眼しており、これは PDCA サイクル（計画・実施・評価・反映）を円滑に運用し、各取組の充実を図る動きであると定義付けられる。

策定要領ではまた、「これらの取組を進めるに当たっては、各都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものである」としている。策定要領を示した国の通知は地方自治法に基づく技術的助言であるとの趣旨を鑑みて、国では都道府県等の自律的な取組の推進に資するよう、マネジメント機能の後押し（マネジメント支援）を行うことが望まれる。これは、社会的養護の第三者評価制度になぞらえるならば、都道府県等のマネジメント機能は自己評価、国のマネジメント支援は外部評価に相当する位置付けであると考えられる。

図表 VI-1 都道府県等のマネジメント機能と国のマネジメント支援の位置付け（イメージ）



② マネジメント機能を発揮している都道府県等の例

マネジメント機能やマネジメント支援のあり方に関して、本調査研究内だけでは包括的に整理しきれず、今後の検討が必要とされるどころだが、本調査研究でインタビュー調査を行った都道府県等の取組内容の端々にはマネジメント機能の要素が多数含まれている。例えば、多機能化の一環として施

⁴ 策定要領の「4.(11)留意事項」の中には、以下の記述がある。

「全面的な見直し後の計画期間は 2029 年度を終期とし、2020 年度から 2024 年度、2025 年度から 2029 年度ごとの各期に区分して策定すること。計画の進捗状況について、毎年度検証するとともに、2020 年度から 2024 年度の期末及び各期の中間年を目安として、進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図ること。なお、国においては、区分された期間内でも毎年度ごとの都道府県の進捗状況を把握、評価し、公表するとともに、必要な支援策を検討する。」

設に児童家庭支援センターとショートステイ機能を付設するなど複数の記載項目に係る事業の連動性を担保すること、都道府県等の方針に合致する民間団体の取組が定着するよう関係機関と調整するなど支援的役割を発揮すること、既存の会議体を活用して関係機関のネットワーク形成を図るなど合意形成の場を整えること、といった方策の概要を事例集に取りまとめている。都道府県等においては、各事例から自身の自治体内の実情に照らして事業化等への参考となる取組を見つけることに加えて、推進計画のマネジメント機能を発揮する方法を読み取ることも検討されたい。

なお、推進計画とは異なるものの、札幌市が死亡事例検証に続いて実施した外部評価⁵は、都道府県等によるマネジメント機能の発揮に関して示唆深い内容となっている。同評価報告書の概要版では、以下のように評価結果が取りまとめられており、「目指すべき全体像」を明確化するよう求めているが、これは推進計画の策定要領で第一に「都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像」を検討することとしている点とも整合的である。本調査研究の推進計画の10項目の記載項目は、シンポジウムで都道府県等の推進計画担当者からもコメントが寄せられたように、個別に推進する過程で他の記載項目と一体的に進める必要性が生じるため、それぞれの取組に関与する関係機関に他の記載項目についても理解を得ることで一貫性が確保できると考えられる。

図表 VI-2 令和元年6月死亡事例に係る検証の提言に対する札幌市の取組の評価報告書【概要版】(抜粋)

2 児童福祉部会の外部評価結果

①業務の見直しと自己評価について

- ・「検証報告書の提言ごとに取組むべき事項をまとめる⇒事業を実施し、自己評価を行う⇒取組内容と自己評価について外部評価を受ける」という取組を行った点は、全国的にみても先駆的なものであり、姿勢及び取組を高く評価する。
- ・業務の見直しのためのワーキング開催やマニュアルの改訂、子ども虐待防止に関する研修の実施など検証報告書の各提言に対応する取組に積極的に着手したことは評価できる。
- ・一方で、改善した取組の中で「再び本事案の女儿のようなケースが発生した場合、確実に救うことができるのか」といった点から見て疑問が残る部分もあり、再度本事案のような事態を起こさないという視点から、改めて業務を振り返る必要がある。
- ・検証報告書の提言に対する取組と自己評価については、担当部局ごとに検討されているが、札幌市全体としての「目指すべき全体像」を明確にしたうえで、組織横断的な評価を行うべきである。

②人材育成について

- ・子ども虐待防止には専門性が必要であることを札幌市として自覚した上で、「子ども虐待防止に関する職務に従事する職員」の育成体系（育成ビジョン）を作成し、札幌市の中にいかに専門職集団を形成していくのかを検討する必要がある。

③評価の継続について

- ・二度と同じ事案を繰り返さないための取組について、(複数)年次ごとに目標を定めて、外部の専門家と札幌市職員が協働で継続的に点検・評価を行い、取組の方向性を確認するべきである。

⁵ 札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会（2022）「令和元年6月死亡事例に係る検証の提言に対する札幌市の取組の評価報告書」

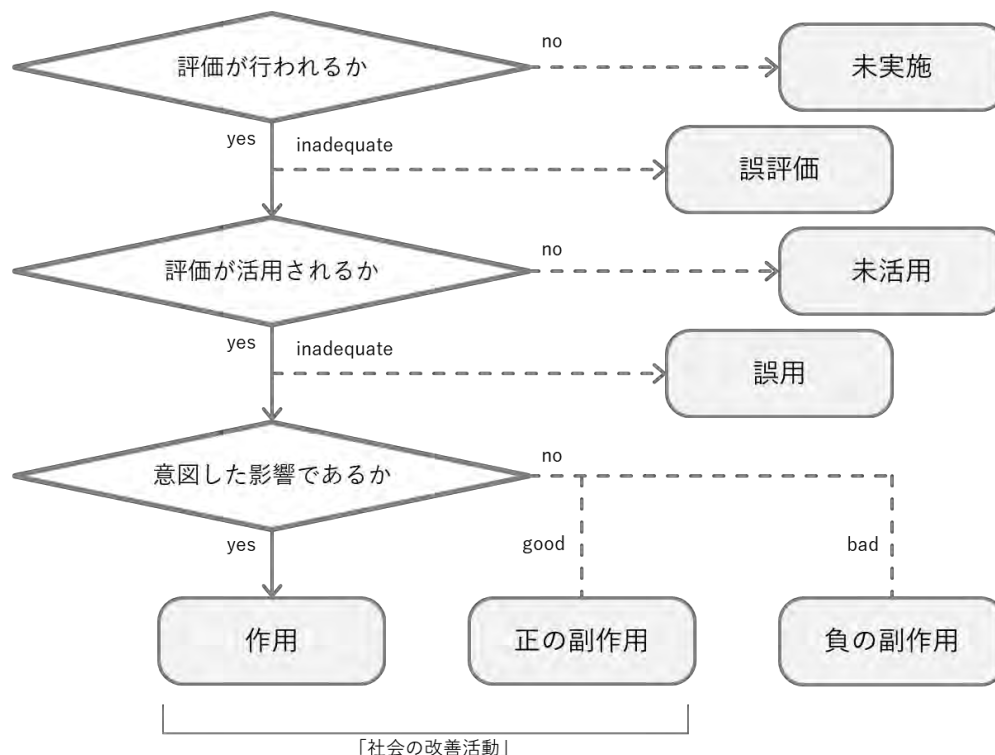
2. 今後の方向性

(1) マネジメント支援がもたらす影響の総括

これまで国では、都道府県等の推進計画のマネジメント支援として様々な施策を講じてきた。狭義のマネジメント支援としては、個別に実施されているヒアリング、主として定量指標を用いた検証・評価とその結果の「見える化」、加速化プランに代表されるような財政支援などであるが、より広義に捉えれば、統計や実態調査の分析や各種調査研究に基づく情報提供もマネジメント支援に位置付けられる。これらの中では圧倒的に「見える化」が分かりやすく注目を集めやすいという性質があるが、本来はそのメリットとデメリットを整理して検討を進めるのが望ましい。例えば、「見える化」のメリットとしては都道府県等での予算要求の根拠となり得ること、関係機関との協議を進める上で議論の材料になること等が考えられる。他方、「見える化」のデメリットとして、数字だけが独り歩きしがちで、高水準の数値目標を掲げながら達成の道筋となる具体的施策がセットで示さないケースがあることも指摘されている⁶。

国によるマネジメント支援は実際のところ、複数の手法の組み合わせで構成されている。計画前期の中間年に差し掛かった今、マネジメント支援が実態にどのような影響を及ぼしているかを分析する、いわゆる「評価の評価」によりマネジメント支援のあり方を検討することは、子どもの福祉の向上の観点で意義があると考えられる。その際の1つの考え方として、マネジメント支援を行う際に意図していた結果（作用）、意図していなかったものの子どもの福祉に寄与した結果（正の副作用）、意図せず子どもの福祉にとってリスク要因となった結果（負の副作用）を峻別することが想定される。

図表 VI-3 「評価の評価」を検討する上での概念整理⁷



⁶ 安部計彦（2020）「都道府県社会的養育整備計画に見る里親委託率の上昇」西南学院大学人間科学論集 vol.16-1,pp125-152

⁷ 家子直幸（2020）「評価の活用と副作用」日本評価学会第21回全国大会

(2) 評価・検証（見える化）のあり方や評価指標の見直し

本調査研究で試行的に実施した策定要領に基づく評価基準（案）の作成と現行の推進計画の見える化や、シンポジウムに参加した都道府県等の推進計画担当者のコメント等から示唆されることとして、記載項目毎の計画時点での記載の充実度は自治体間で差が大きく、また計画策定以降の PDCA サイクルの運用に注力できていない都道府県等も多いため、結果的に計画内容にも進捗状況にも地域間格差が生じていると推察される。地域の実情は踏まえつつも、策定要領が示されてから約4年間が経過していることから、記載項目単位（ないしその中の具体的な記述）では計画前期で当然に実施されているべき取組もあると考えられる。例えば、評価指標の把握や当事者参画は記載項目の第一番目に示されており、国での技術的支援も行われてきたことから、このような項目では計画前期の中間年である2022年度に進捗状況を詳細に見える化し、以降段階的に高い取組水準へと促すことも一案である。

また、評価指標に関して、現行の策定要領で示されている「評価のための指標例」には体制整備に関連する評価指標が多く含まれているが、施策のプロセスや結果に焦点化した指標も併せて検討されることが望ましい。その一例として、「児童を心身ともに健やかに育成する責任」（児童福祉法第2条第3項）をもとにして、以下のような指標を設定することが考えられる。

<養育におけるプロセスや結果に関する指標>

- ・実家庭以外で養育されている子どもの割合
- ・長期で施設入所している子どもの割合
- ・予定外の措置変更（不調）があった子どもの割合
- ・支援計画が更新されたケースの割合
- ・永続的な養育への移行した子どもの割合
- ・ケアリーバーの就学・就職等の割合
- ・被措置児童等虐待の件数
- ・きょうだいで措置されている件数 / 等

<子どもの認識や主観に基づく指標>

- ・措置先において、安全で安定したケアを受けていると感じている程度
- ・支援計画を理解している程度
- ・意向が考慮されていると感じている程度 / 等

<職員・スタッフに関する指標>

- ・職員一人あたりの担当ケース数の平均値
- ・メンタルヘルスに関する問題による職員の休職率 / 等

(3) 実施が望まれるマネジメント支援方策

本調査研究で実施したシンポジウムに参加した推進計画担当者からは、自治体同士の学び合いの可能性について高く評価された。国が主導するマネジメント支援の一環として、自治体間の学び合い（ピア評価）の促進が PDCA サイクルの円滑な運用に有効だと考えられ、国において具体的な検討が望まれる。例えば、推進計画の2025年度からの計画後期での見直しを見据えて、オンライン上で推進計画担当者が相互に意見交換・相談できる定例の場（連続講座）を設けたり、担当者の異動を見越して意見交換を活性化させるファシリテーションノウハウを外部に蓄積することも1つの方法である。

また、児童福祉法の趣旨に叶う範囲で、都道府県等の発意に基づく独自施策へ国が補助する制度も、都道府県等による自律的なマネジメント機能に寄与すると考えられる。加速化プランはその典型例であるが、他領域では、例えば介護・高齢者福祉政策で平成29年地域包括ケア強化法を裏付けとした「保険者機能強化推進交付金」及び「介護保険保険者努力支援交付金」を創設し、重点施策を設定するなどメリハリ付けした政策誘導がなされている。各自治体が創意工夫を凝らして、子どもの福祉に繋がる施策を検討し、多くの関係機関とともに実践に取り組むよう期待したい。

第 VII 章 資料編

1. 都道府県等インタビューメモ

(1) 山形県しあわせ子育て応援部子ども家庭支援課（里親等への委託の推進に向けた取組）

① 現状と取組の効果

i. 推進体制の概要

- ・中央児童相談所では、令和元年度から専任で里親担当の児童福祉司を 1 名配置している。業務経験が 5 年以上あり、支援は手厚くなった。例えば特別養子縁組の成立後支援を強化するための里親サロンの実施を考えている。また、判定会議では里親委託の優先的な検討が浸透している。
- ・庄内児童相談所では、令和 3 年度から専任で里親担当の児童福祉司を 1 名配置している。里親養育支援委員会も含めて委託中の継続的な支援ができるようになった。

ii. 児童相談所を中心とした里親支援体制及び関係機関との役割分担

- ・令和 3 年度より、里親支援専門相談員・里親支援機関（児童家庭支援センター）・児童相談所の里親担当児童福祉司と里親担当者会議を毎月実施している。
- ・開催方式はオンラインとし、毎月 1.5 時間程度実施している。議題は県が提案した上で、自由に発言ができる形式を取っている。現在は県が主導しているが、今後は里親支援機関である子ども家庭支援センター（チェリー）に運営をお願いしたいと考えている。
- ・検討内容は個別ケースの共有がメイン。その他、子ども家庭支援センター（チェリー）が実施する里親登録研修で気になる里親希望者がいた際、各施設に施設実習で見てほしいポイントを伝え、各施設での気づきについて情報交換をしている。また普及啓発の取組の情報交換、施設から里親委託となった奏功事例の検討なども行っている。
- ・本会議を実施するようになり、状況は大きく変化したと思う。例えば各乳児院で成長記録の実施方法を共有したり、普及啓発については里親サロンの際に里親にもリクルートに協力してもらったりしているとの報告があった。また、他施設でも里親サロンにリーフレットを置いてもらうなど、各施設の好事例を他施設にも伝え共有している。
- ・施設入所中の子どもについて、家庭体験事業に積極的な施設では、その事業を通じて里親委託になったケースが 2～3 ケースあった。重要な取組のため、他施設の参考に資するように情報提供している。

iii. 里親養育支援委員会による継続的支援

- ・各児童相談所で、里親委託のケースごとに里親及び児童の担当児童福祉司、市町村の児童福祉及び母子保健担当職員、地区担当の里親支援専門相談員、子どもの所属先（保育所や学校）等が参加する里親養育支援委員会を設置している。
- ・施設で安全委員会方式を取り入れたことから取組が始まった。里親が不調の一步手前の状況で相談に来ることが多く、安心して養育できるように始めた取組である。
- ・子どもの委託前から関係機関で顔が見える関係性を作り、例えば保育所利用などの事務手続きをスムーズにするなど、連携してきめ細やかな継続的支援を行っている。
- ・母子保健の担当者からは予防接種について、里親支援専門相談員からは里親サロンへの参加について働きかけを行う。いつでも相談できる体制を整えた上で、委託後は月 1 回ほどのペースで実施しており、支援は手厚くなった。

iv. フォスタリング機関の取組

- ・子ども家庭支援センター（チェリー）が中核里親支援機関を担い、5 か所の児童養護施設に里親支援専門相談員を配置している。その他に 2 か所の乳児院、児童養護施設（七窪思恩園）に附置された児童家庭支援センター（シオン）がある。

- ・子ども家庭支援センター（チェリー）の業務は主に普及啓発（出前講座等）、研修（登録時と更新時）、里親サポーター制度の派遣業務、里親サロン（現在はコロナの関係で実施なし。再開後も年1～2回の予定）のほか、各機関が持っている情報の取りまとめである。今年度から里親登録時の研修カリキュラムの見直しを検討している。
- ・児童家庭支援センター（シオン）では特に普及啓発に注力している。地元企業の後援団体を持っており、リーフレットを配ったり里親制度を説明したりするなどしている。
- ・4 地域の里親支援機関で定例的に里親サロンを行っている。実施内容について情報交換もしており、地域を超えて実施する話もある。各機関の取組を他の機関でも取り入れ、支援体制を広げようとしている。
- ・4 地域に里親支援専門相談員を置く体制は、平成 27 年度の家庭養育推進計画で定めていたものである。
- ・包括的な業務委託を検討した形跡は見られず、現在なぜマッチングがフォスタリング機関の業務に含まれていないのかは分からないが、児童相談所を中心に進める前提があったと推察される。
- ・関係機関のワーキンググループは平成 27 年から年 4 回行っていたが報告会に留まっており、県全体に取組をどう還元するか、各施設の連携にまで話が進まない状況であった。また里親支援専門相談員は各施設に 1 名ずつで、施設内にいながら施設外の業務を行う役割なので孤立しがちであったが、現在は体制強化に向けて動いている。
- ・里親養育支援委員会に各地域の里親支援専門相談員が入っており、里親に関する情報の児童相談所に対するフィードバック、児童相談所への支援の協力依頼等も行われている。ただし、里親が多い地域では児童相談所と密な情報交換が行われているが、里親登録者数が少ない地域では頻度が低くなるのが課題である。

② 記載項目「里親等への委託の推進に向けた取組」を推進する上での課題と今後の展開

i. 里親支援体制の構築及び関係機関の育成

- ・里親担当者会議がフォスタリング機関の育成に繋がっている。里親委託等推進委員会についても、今後は学識経験者を入れた形で定期的に行いたい。
- ・児童相談所の担当者も異動があるが、以前と異なり専任職員が担当しているのでノウハウ蓄積と力量形成は進むだろう。
- ・里親支援専門相談員の育成は進んだが、民間施設が包括的にフォスタリング機関を担うなど、大きな事業を開始するのは負担が大きい面がある。また、里親委託の推進が施設の運営面でのメリットにならなければ、経営が難しくなると考える施設は多いだろう。
- ・市町村との連携は今後の課題だが、里親養育支援委員会に関わっており、里親制度や地域に里親がいることも把握している。県では里親登録時の里親調査を児童相談所だけでなく市町村も実施しているためである。里親との接点が既にあることが特徴だろう。

ii. 里親の力量形成

- ・これまで児童相談所の里親登録時の研修はテキストに則った内容だった。そこで、演習やロールプレイを取り入れ、実践に繋がるカリキュラムを作成しようとしている。里親登録数が増えてきた分、里親制度をよく理解してもらう必要があると感じている。先輩里親の話を聞く機会を増やす、映像を取り入れるなど工夫している。

iii. 乳幼児や 3 歳未満の子どもの里親委託推進

- ・乳児院では、児童相談所の一時保護と比較すると特別養子縁組前提でマッチングなどのために一時的に乳児院に措置したケース以外里親委託が思うように進んでいない。同意取得で苦労しており、児童相談所長申立てを視野に入れるようなケースも出てきている。特別養子縁組よりは養育委託のケースが多いように感じている。

iv.リクルート・アセスメント/トレーニング/マッチング/委託中/委託解除後の段階における取組

- ・マッチングのノウハウが蓄積されていない。里親委託の不調を防ぎたいという問題意識があり、里親担当者会議で不調ケースの振り返りや里親選定の事例検討を行いたいと考えている。
- ・里親申請があると殆どが登録に進む状況にあるが、児童相談所だけではなく多機関で情報交換をし、児童相談所のアセスメントに活かしたい。里親の適性について養育実習等で感じたことを実習受入施設と情報交換し、それを児童相談所のアセスメント調査で裏付けていきたい。
- ・未委託の里親だけではなく、委託中の里親にもトレーニングを実施したい。現在は委託予定の方が主な対象だが、里親へのアンケートで養育に悩んでいる様子があったため、段階に応じたトレーニングを行いたい。ただし人材不足のため講師選定が課題である。

③ 推進計画に対するご意見

- ・計画があることによって自らの自治体でも推進しなければという気持ちが醸成されるが、実際に推進する方がいなければ動かないことを実感している。ただし、実績の見える化には意義を感じている。
- ・新たな事業を始めようとするとう財政上の困難がある。政令市で事業が進むのは、自治体の規模の影響も大きいと思われる。当県は県域も広く効率的に進めづらい面がある。
- ・里親委託率を高めようとするとう不調が増えてしまうため、フォローが必要である。また、里親に対するニーズと登録数のバランスが非常に悪く、養育里親不足に陥っている。医療機関からの紹介もあり、新規登録者のうち8割程度が特別養子縁組希望。里親登録数は里親委託・施設地域分散化等加速化プランの目標値を早々に達成する見込みである。

(2) 山梨県子育て支援局子ども福祉課（市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組）

① 現状と課題

i. 要保護児童対策地域協議会に関連して、民間機関との連携状況

- ・要保護児童対策地域協議会の実務者会議は年4回、各市町村と開催している。個別ケース会議は、ケースの状況に応じて必要な機関（保育所、医療機関、放課後等デイサービス等）を市町村が招集する。児童家庭支援センターは、指導委託を受けているケースや、直接支援しているケース等の場合に参画する。
- ・要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議の形態は、在宅支援となっている子どもについて、市町村が児童相談所の関与が必要だと判断して開催する場合と、児童相談所の一時保護等から家庭復帰となり地域の体制を整えるために開催する場合に大別される。前者は市町村、後者は児童相談所が主となって役割分担や情報共有をする。後者の場合の役割は、在宅での見守りや連絡ルートの確認、次回会議の設定等である。
- ・一時保護等が解除となり家庭引き取りになる際、児童家庭支援センター指導とすることもあがるが、多くはない。基本的に解除後しばらくは児童相談所が主として定期的な通所や訪問を設定し、時期をみて市町村に引き継いでいく。

ii. 市町村への指導委託の状況

- ・市町村への指導委託は今年度1件、初めて実施した。資料を作らなければならないため、担当者が忙しく二の足を踏む要因となっている。例えば笛吹市では子育て支援課の体制もできており、実際に指導委託と同様の機能は果たしているが、制度に載せられていない。
- ・市町村と児童相談所の得意分野が異なっており、相談意欲がある保護者は市町村で対応しやすいと思われるが、相談意欲がなければ市町村は対応が難しい面があるのではないかと。市町村担当者は、保護者に支援的なスタンスで関わるため、保護者に受援ニーズがあればマッチしやすい。他方、児童相談所は保護者が望んでいない介入等も行う立場であるため、保護者の意欲が分かりやすければ

もっと役割分担がしやすいのではないかと思う。

② 子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点の設置・活用

i. 子育て世代包括支援センターの設置状況

- ・27市町村中24市町村に設置済み。未設置の1村は保健師が育休中で進められない状況にあったが、今年度新たに保健師が配置されたため、支援プランの作成方法を学び、整理しながら令和4年度内の設置を目指す。同様に未設置の1町1村は利用者支援事業の機能は発揮しているが、組織的な整理が必要なため令和4度の業務開始を予定している。
- ・これまで県の保健所が管内で担当者会議を定期的に開催し、各市町村のプラン作成の仕方や組織整理、人員配置について情報交換を行い、24市町村が設置するに至った。
- ・妊娠期から子育て期までの母子支援について、特にハイリスク妊婦の把握とアセスメントがセンターにおける今後の課題と考えている。保健所管内毎に課題を整理し、全県の課題とされれば支援は引き続き行うことが想定される。

ii. 子ども家庭総合支援拠点の設置状況

- ・27市町村中8市町村に設置している。令和4年度、新たに4市町村での新設を予定。小規模な町村が多く、拠点設置を必要としていない実情もある。

③ 市区町村の子育て支援メニューの充実・活用

i. 利用者ニーズの把握や支援メニューの開発

- ・社会的養育に関しては、養育支援訪問事業、乳児院や児童養護施設でのショートステイ・トワイライトステイなどがあるが、利用率が伸びていないため、関係者に制度周知を図りたい。病児保育は平成30年より全市町村で広域利用できる体制を整備した。
- ・利用者支援事業の基本型では、地域の子育て支援センター等、身近で敷居が低い場所が有効であり、社会的養育に限らず、孤立しがちな保護者の支援になる。子育て支援拠点は県内70か所程度だが、基本型は4か所程度にとどまるため、増やしていきたい。
- ・新規のモデル事業として、睡眠時間が取りづらく不安やストレスを抱えている産後（1歳未満）の母親を対象としたメニューを提供する予定。一時預かりを県が上乘せ助成し、市町村の協力を得ながら対象者への周知を進める。令和3年度補正予算で、2～3月よりいくつかの市町村で開始できるよう準備を進めている。

ii. 支援提供において特に連携している民間機関

- ・民間機関との連携については、県内の子育て支援NPO（20団体弱）が集まるネットワークがあり、イベントや定例会等に県担当者が加わって現場の声を聴くことがある。

iii. 県による要保護児童対策地域協議会設置の取組

- ・令和2年度、県独自の施策として山梨県要保護児童対策地域協議会を設置した。医療・教育・福祉・行政・司法等の代表者を集めて各機関の取組を共有している。本協議会に、市町村における子ども家庭支援体制の強化、拠点設置促進のため、市町村部会を設置し、令和2年度は研修会や子ども家庭総合支援拠点を設置した市による講演、課題共有を行った。令和3年度は2回の実施を予定しており、子ども家庭支援に係る課題や対応例について、児童相談所からの助言、市町村同士の実践例の共有を図る予定。既に児童相談所が市町村にアンケート調査も行っている。
- ・この市町村部会を県の要保護児童対策地域協議会の核にしたいと考えており、令和3年度以降は四半期ごとに開催し、市町村が主体的に助言しあう関係性を作りたい。これが間接的には子ども家庭総合支援拠点の設置にも寄与すると考えている。
- ・令和3年度、県ではヤングケアラー支援ガイドラインを策定したが、これは県の要保護児童対策地域協議会にヤングケアラー部会を設置して検討したものである。

iv. 職員の人材育成

- ・県の要保護児童対策地域協議会の市町村部会での講演のほか、民間助成金により山梨立正光生園で

研修棟を建設しており、将来的にそこで児童相談所・市町村・児童養護施設等の研修を行う（現在はオンラインで研修を提供）。

- ・山梨県立大学に、子ども家庭福祉に係る大学院の設置を検討中。開設させた場合、日本で初の児童虐待に特化した専門職を養成する大学院となる。
- ・令和4年度、児童家庭支援センターの指導委託を推進し、児童相談所の業務負担を軽減したいと考えている（令和3年度は12件の指導委託を実施）。また、これが市町村の間接的な人材育成にもなると考えている。

④ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に関する現状と課題

- ・令和4年度、県東部（郡内地域）に児童家庭支援センターの新規設置を目指している。これまで児童家庭支援センターが県中西部（国中地域）にしかなく、郡内地域まで支援の手が届きづらいため、協働していない市町村もあり、支援の選択肢となっていなかった。そのため、市町村で比較的风险の高いケースがあると全て郡内地域にある児童相談所へ送致され、業務がひっ迫してしまうことから、児童相談所からも設置の意向が強かった。こうしたことから、社会資源の確保の必要性を重視し、県が児童養護施設に委託の働きかけを行ってきた。
- ・郡内地域には児童養護施設が2か所しかなく、そのうち1か所に委託の働きかけを行った。人材確保が難しいため、社会福祉士や臨床心理士の確保が今後の課題である。
- ・県としては、市町村が「自分事」として設置・協働する必要性から、ニーズを聴きながら進めている。今後、市町村の意見交換会としてニーズを把握する機会を設け、把握した困りごとを支援できるメニューを用意したい。
- ・郡内地域の児童養護施設ではショートステイがなく、子どもと親を少しの間分離した方がよいようなケースが、全て一時保護による対応となっているため、今回新規設置するセンターではショートステイの導入を進めたいと考えている。児童相談所によればショートステイのニーズは高いとのことである。市町村にはショートステイの活用を含めて、センターの存在を周知していく必要がある。

⑤ 記載項目「③市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組」に関する今後の展開

- ・今後は、小さな県だからこそできるヨコの繋がりを強化し、連携を促進したい。子ども・家庭が市町村間を移動したときに支援が途切れることはあってはならないと考えている。市町村同士が直接関われる関係づくりを目指す。
- ・県による要保護児童対策地域協議会の市町村部会では、市町村から主体的に課題を提起する場としても運営する考え（当面は県が主導して運営する必要がある）。

⑥ 推進計画に対する意見

- ・里親委託率などでは数値に左右される面が否めない。それが重要なことは理解しているが、施設養育が必要な子どももいる。施設から里親への委託も、年長児ほど里親とのマッチングが難しいものであり、一律の対応は適さないのではないかと思う。

(3) 静岡県健康福祉部こども家庭課（児童相談所の強化等に向けた取組）

① 背景と課題認識

- ・厚生労働省の新プランにおいて児童福祉司等の増員について重点的に示されたことを受け、増員の要求を進めているところである。しかし行政職の内部異動による児童相談所職員への充当は難しい面も多い。虐待事案の増加と重篤化で福祉職・心理職の確保が必要となり、国の人材確保事業でリクルートを進めている。
- ・首都圏とは異なり、大学数も限られているため、少なくとも地元の人材は新卒職員だけでなく中途職員も含めて確保したい。
- ・児童福祉職の倍率が徐々に下がってきている状況であったため、専門職の募集強化以前に、行政職

を含め県職員全体の応募を増やさなければならないという課題がある。

② リクルートに関する取組

i. 新卒職員のリクルート活動

- ・令和3年度、首都圏の大学やOB/OGがいる大学に直接訪問し、県や児童相談所の業務を紹介したいと考えていたが、コロナによりオンライン形式に変更。児童相談所や児童養護施設、乳児院等の仕事を紹介する説明会を3回実施し、学生から質問も受け、具体的なイメージを伝えた。
- ・当初は施設見学会も予定しており、県立だけでなく民間の施設にも見学に来てもらうつもりだったが、中止となったため、紹介動画を作成しウェブに掲載している。
- ・詳細なデータはないが、前述の取組による志願者数は多少増加したように思う。(その年度の採用人数にもよるが、採用試験倍率(1次試験受験者対最終合格者)は、児童福祉職では令和2年度:1.6倍⇒令和3年度:2.2倍となった。一方、心理職は、令和2年度:3.5倍⇒令和3年度:2.0倍となっている。)

ii. その他

- ・中途職員の応募は常時受付けている。
- ・行政職に対しては社会福祉主事や教職員も資格を取得できるよう講座を設置している。

③ 研修に関する取組

- ・児童福祉司や児童心理司等のための研修予算を年間860万円確保している。体制強化にあたっては人員増強と、専門職の専門性の確保・向上がそれぞれ必要であるが、研修の予算要求は後者の目的で行っている。
- ・個人のスキルアップにつながる専門研修と、法定研修を含めた基礎的な研修を実施。申請に基づき所属長が許可することで受講が可能である。
- ・「研修の手引き」に沿って、専門研修の希望調査票に受講歴と職歴を記入することで、キャリアの現在地を把握し、受けるべき研修を検討できる仕組み。所属長が確認した上で個人の能力に合った研修を受講する。
- ・職員の専門性を高めつつもバランスの取れた育成が必要である。例えば、心理職が児童福祉司を担当する等、異なる立場で経験を積む育成の方法もある。児童福祉司も同様で、多様なアプローチ手法を修得できるよう研修を実施している。
- ・新規入職者に対しては、日常業務の中では先輩職員が指導したり、ベテラン職員がSVを担ったりしている。虐待臨床については通常のケースワークとは異なる部分も多いため、虐待の現状や権利擁護の重要性等を学ぶ法定研修に加えて面接スキル研修を実施。入職初期に必要な知識とスキルを習得できるように配慮している。
- ・児童相談所職員を対象とした、心理職による面接スキル研修は、少なくとも入職1年目のうちに受講する慣例であった。かつては行政職が児童相談所に異動することが多かったため、児童福祉臨床の基礎として行ってきたものである。現在は行政職の割合の減少や入職1年目は任用前の法定研修を受けることもあり、以前より基礎的な知識・スキルは共有しやすくなっていると思う。

④ キャリア形成に関する取組

- ・平成30年に「静岡県健康福祉部選考職の専門性向上のためのキャリアプラン」を策定。これは県の全職員を対象とした「キャリア・ディベロップメント・プログラム」(以降 CDP)を福祉職・心理職に適用させたものである。
- ・複数の現場経験の必要性や身につけたい専門性の希望等、職員がキャリア形成を検討できるよう、経験年数(教育異動期間～管理職)とキャリアの方向性を描いた見取り図「新しいキャリアプランモデル」を掲載している。各種研修もこれを指針として受講検討を行う。
- ・児童相談所の業務に積極的に関わりたい職員がいる一方で、実際に業務を経験する中で理想と現実のギャップを感じる職員もいる。専門職ほど職員の担当したい業務範囲が絞られていることが多い

が、異動があるためキャリアの早期から進路を狭めるのは難しい。職員の採用時に、CDP や前述のキャリアプランを用いて丁寧に伝える必要があると考えている。採用時に職員から現場の話を聞いてもらう工夫も行っている。

⑤ SV の確保を含めた体制づくり

- ・児童相談所では班体制を組んでおり、班長が SV を行う体制としている。
- ・各種研修は子どもの虹情報研修センターや西日本研修センターあかしで行われているものを活用しているが、研修と日常業務の調整が難しく、多忙のため SV 研修の未受講が生じてしまうことがある。職員には当然現場の業務もあるが、所属班内でフォローをし合い、受講ができるような体制を整えたい。
- ・児童福祉法改正により、介入と支援の機能分化が明確に位置付けられた。それに関連して、各児童相談所で介入型支援を行う班を増員する方針としている。5 か所の児童相談所のうち 3 か所で危機対応介入班を設置している。また、警察 OB も数名採用し、警察との連携を深めている。

⑥ 推進計画の進捗と成果

- ・一時保護を積極的に行っており、また職員増加により取得できる情報も増えているため、担当ケース数だけでは評価が難しい。しかしながら、虐待対応件数は増える中でも、一連の体制整備の取組によって 1 人あたりの担当ケース数は減少していると思われる。
- ・市町村職員との人事交流はあるが、静岡市や浜松市とはない。リクルートについて協力等の声掛けは行っているが、まだ活用されてはいない状況である。

⑦ 今後注力したい取組

- ・児童福祉司を中心に体制を強化してきたが、今後は市町村支援児童福祉司の増員にも注力したい。児童相談所の業務を市町村と分担することで、児童相談所の負担軽減にもつながると考えている。
- ・リクルートの取組を令和 4 年度以降も続けていきたい。コロナの状況が改善すれば、大学に直接訪問する機会を得たいと考えている。

(4) 岡山県保健福祉部子ども家庭課（都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像／当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)／一時保護改革に向けた取組)

① 記載項目「都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像」に関する現状

i. 推進計画策定の背景

- ・平成 19 年に発生した死亡事例検証において、「児童相談所は、どのようにすれば、子どもにとってよりよい結果をもたらすことができるのか」という視点について議論が行われた。当該事例では、子どもに関する記録は判定結果や安全確認の結果等のみと少なく、親に関する記録が大半を占めていた。こうした経緯から、子どもを中心においた支援（“子ども中心”の支援）の実践活動を展開していくべきであるとの方針を採ることになった。今回の推進計画策定は、この死亡事例検証以降に取組んできたことの延長線上に位置付けられている。
- ・上記事例の対策は、英国の取組を参考に子ども中心の取組を展開していたが、児童相談所や市町村から理解が得られにくかった。そこで県の社会的養護の歴史を振り返り、明治時代に岡山孤児院を創設した石井十次の実践活動や戦後の児童相談所職員の実践活動の中で、歴史的に児童中心主義の素地があったことが判明した。児童相談所の職員には、そうした歴史的な背景やつながりも踏まえて支援の実践活動を展開していることを認識してもらいたいと考えている。

ii. 推進計画の基本理念

- ・推進計画では理念とエビデンスの双方を重視している。理念は「子どもを中心においた支援（“子ども中心”の支援）」。
- ・子どもの権利をどう実現していくのかということの意味している。
- ・具体的には、「子どもの保護される権利（安全確保）」と、「子どもの意見を聴かれる権利」つまり

「子どもの参加する権利」は、同時に実現されなければならないと考えており、計画策定においても大事にしたところである。

- これまでも、県が作成したニーズアセスメントツールを活用して、子どもや親の参加による相談支援に取り組んできた。推進計画策定のタイミングで、「意見を聴かれる子どもの権利」を保障し、参加を実現するシステムの構築を通じて、子どもの権利の実現を目指して、今後 10 年を見据えて取組まなければならないと考えている。
- 科学的なエビデンスをきちんと取ることも大切にしており、計画内のデータは統計学の専門家に相談しながら各種推計値の算出を行った。こうした理念とエビデンスの双方をつなげるのが現場の実践活動であると認識している。
- 施策担当部署と現場が一体感を持ちながら相談支援の実践活動を展開していくことが大切であり、子どもの参画が実現されることでそれがより高まると考えている。

iii. 推進計画の検討プロセス

- 「岡山県家庭的養護推進計画（平成 27 年度～令和 11 年度）」を全面的に見直し、令和 2 年 3 月に岡山市と共同で策定。
- 平成 30 年、岡山県社会的養育推進計画策定検討会のもとに児童養護施設等実務者、里親・ファミリーホーム実務者・市町村における子ども家庭支援体制構築実務者、児童相談所等実務者による各ワーキンググループを立ち上げ、議論を行った。
- また、意見聴取の取組の一環として、児童養護施設の子どもやケアリーバー、里子等にもヒアリングを行い、いただいた意見を反映した。

iv. 計画を推進する上での課題

- 実際に計画を推進していくと、計画の内容とこれまでの取組を接続する必要も出てきた。これに関しては、一時保護所における子どもの意見聴取の取組を事業化すること、意識的に里親委託を推進すること等、施策担当部署と現場がコンセンサスを取りながら推進していく。
- 「子どもの保護される権利」を定めた子どもの権利条約や児童憲章の考え方についてもきちんと実現されているのかという点に疑問を持っており、県では特に意識するようになってきている。今後は「子どもの保護される権利」と「子どもの参加する権利」の一体的な実現を目指すためには、子どもたちと一緒に活動をしていくことが必要不可欠であり、それを推進していくことが、これからの課題である。

② 記載項目「当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)」及び「一時保護改革に向けた取組」に関する現状

i. 子どもの意見を聴く取組

- 弁護士と児童相談所が協働して、一時保護所の子どもの意見を聴かれる権利を保障する取組を平成 30 年度から試行し、令和 2 年度に事業化した。実績として、これまでに合計約 200 名の子どもが参加し、小学 5 年生以上の子どもの 43～44%から意見を聴いた（令和 3 年 10 月末時点、「必要ない」と意思表示した子どもを除く）。
- 取組の目的は、一つ目に一時保護所を利用する子どもの現状理解の実態を知ること、二つ目に児童相談所の中で子ども観の議論を深めること、三つ目に子どもに対して相談の開始から終結まで情報を提供し、その意見を聴く仕組みを児童保護機能の内部に構築できるか検討を行うこと、四つ目に子どもが自ら意見を発信できる環境とは何か検討を行うことである。
- 具体的には、岡山県社会福祉審議会の児童福祉専門分科会から委託を受けた岡山弁護士会子どもの権利委員会所属の弁護士 5 名（児童相談所の非常勤弁護士）が、毎週月曜日午後を実施。対象は小学 3 年生以上（令和 3 年 10 月に変更）の子ども、内容は主に一時保護所で暮らすことへの思いや改善の希望についてである。
- 子どもへのフィードバックは、原則として翌日に一時保護課長から行う。子どもから聴いた内容に

対して、弁護士が申送書を作成し、所長に共有される形で児童相談所職員へ送付され、対応結果を記入し返送する。伝える内容は、子どもが選択する。

- ・一時保護所では、普通の暮らしが継続できる環境の整備に主眼を置いている。そのため、少しでも快適に過ごせるように対応・改善を重ねている。
- ・一時保護所におけるルール改善の例として、以前は茶髪やピアスをやめなければ個別対応としていたが、子どもの意見を踏まえてルールを廃止した。
- ・一時保護所退所時にアンケートも行っており、子どもの同意を得たうえで職員からの回答を所内に貼り出している。可能な範囲で子どもにフィードバックも行う。
- ・意見を聴き取る過程で、処遇に関する意見が子どもから出されることもあるが、そうした時は、児童相談所の職員が改めて考えや思いを聴く機会が必要かどうかを弁護士から子どもに確認している。そうすると子どもからは、「もっと説明してほしい」等の要望が出るので、弁護士から職員に伝え、よりわかりやすく繰り返し説明を行うようにしている。
- ・子どもから「説明が納得できないから弁護士を立てたい」というニーズがあれば対応は可能だが、これまでの所そうしたニーズは出ていない。子どもからのニーズはむしろ「もっと説明してほしい」というものが圧倒的に多く、そこを補填していくことが大切である。
- ・この取組の導入にあたって、県の児童相談所内ではあまり反発がなかった。岡山市においても同様の取組があり、導入当初は反発があったものの、推進をする中で理解が進んできたと聞いている。意見を聴いても思いの他子どもの気持ちが揺れなかったことや、意見を聴くことで児童福祉司等が見立てた以外の子ども像が出てきたこと等が評価されたと聞いている。

ii.取組を推進する上での課題

- ・子どもの意見を踏まえて一時保護所の環境改善に取組んでいるが、スマホの所持や土日の外出、通学、入浴時間の自由化等の意見は、人員体制等の見直しが必要なため、即時の対応が難しく、毎年積み残されている。これらの意見については、今後、混合処遇の見直しや一時保護委託先の拡充等も含めた包括的な検討が必要だと考えている。
- ・今後、この取組を里親や児童養護施設の子どものみならずに広げていくことを検討しているが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、実施が難しいことが課題であるが、実現に向けて引き続き取組んでいきたい。

iii.子どもによる意見表明の事例

- ・取組の中で、児童養護施設の利用が決まった子どもから、それまで担当の児童福祉司や児童心理司が聴けていなかった思いが伝えられたことがあった。「実は自分は潔癖であり、施設での集団生活ができるか心配。でも、これを言ったら担当（の児童福祉司）に迷惑をかけてしまうのではないかと知っている」とのことだった。
- ・弁護士が「僕も潔癖だよ」と共感を示したことで、子どもから担当の児童福祉司にも本心が話せた模様。その結果、里親委託へと方針が変更となった。
- ・担当の児童福祉司や児童心理司は、子どもとの関係性によって子どもの見方が固定化してしまうことがある。また、子どもが忖度した言動をとってしまい、本心を話さないこともある。
- ・事前に子どもの背景情報や先入観を持たない弁護士が話を聴くことで、子どもから意見が出やすくなり、一時保護所の環境改善や今後の支援方針等を再考する上で非常に役立っている。

iv.取組の推進体制

- ・日頃から児童相談所職員と関係が深い非常勤弁護士が実施しているため、職員も子どもの意見に対し優先順位を上げて対応している。
- ・子どもの意見を聴いて改善をしていくことに主眼を置いているため、このような体制の良さを感じている。子どもの意見を受けて、令和3年度から女性弁護士が加わり、計5名となった。
- ・一時保護所では、課長を中心に取組を推進している。

- ・児童相談所職員に対しては、平成 23 年から県独自の人材育成基本方針に基づく体系的な人材育成研修を行っており、その中で新任者を含むすべての職員が必ず子どもの権利について学ぶ機会を設定している。

v. その他の一時保護所における取組

- ・一時保護所の定員は 20 人（中央児童相談所のみ）。令和元年度において、一時保護所における一時保護期間の平均日数は 11.1 日。
- ・取組を通じて、児童相談所職員に「自分たちも率先して環境改善に取組まなければならない」という意識が生まれ、一時保護所の廊下に職員プロフィールや子どもにわかりやすい日課表、退所時のアンケート結果と対応を貼り出す等の自主的な環境改善にもつながっている。

vi. 独立した第三者機関(児童福祉審議会等)による権利擁護の仕組

- ・岡山県社会福祉審議会児童福祉専門分科会の委員は児童福祉や心理の有識者、児童相談所の嘱託医等、日頃から接点がある専門委員の方々に構成されている。こうした状況であれば、第三者機関による権利擁護の仕組を検討することも考えられると思うが、そうでない場合は第三者機関が児童福祉や児童相談所のことに必ずしも精通していないことも考えられるため、第三者機関として介入するにあたっては工夫が必要だと考えている。
- ・第三者性についての議論もあり、英国のコミッショナーのように政府から独立して実施する場合、財源や法律に関する議論も必要だと感じている。

③ 推進計画に対する意見

- ・推進計画の「見える化」は、施策担当部署へ影響があったと感じている。特に里親委託推進に関する国の予算措置のインセンティブについては、推進計画の指標として策定が求められていなかった新規登録里親数が評価の指標となったことから、申請対象になれなかった。そのように推進計画の策定時に求めていなかった指標を予算措置のインセンティブに関連付けて求めることは避けていたきたい。
- ・推進計画によって目標を見据えられることには、一定の意義を感じている。同時に指標に沿って推進していく際には、施策担当部署と現場との連動が重要だと考えている。
- ・「今の取組を推進した先には、子どもにとって良い結果を生まれる」という意識を持っている。無理をして高い目標を掲げるのではなく、継続によって取組を加速化させ、数字が追いつくことを想定している。

(5) 大分県福祉保健部こども・家庭支援課（パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組／施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組／社会的養護自立支援の推進に向けた取組）

① 記載項目「パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組」に関する現状と取組の効果

i. 特別養子縁組の推進体制

- ・特別養子縁組の成立件数は令和 3 年度が 4 件の見込み。平成 28 年度から令和 2 年度までの過去 5 年間の平均は 5 件程度である。
- ・児童相談所の里親担当は 9 名で、うち 2 名は兼務（課長）。
- ・内訳は、常勤職員が 3 名、非常勤職員が 4 名。特別養子縁組は里親担当が担当している。

ii. 特別養子縁組に関する具体的な取組状況

○特定妊婦の情報把握

- ・特定妊婦の情報把握に力を入れており、出産後の子どもの養育について、特別養子縁組も想定したソーシャルワークを行っている。
- ・県内では市町村要保護児童対策地域協議会が県と市による共同管理台帳を持ち、活発に活動してい

る。市町村の母子保健事業により特定妊婦を把握。市町村要保護児童対策地域協議会で支援が必要と判断次第、特定妊婦として台帳に登録される。支援方法を検討する中で、特別養子縁組の検討は選択肢のひとつとして明確に位置付けられている。

- ・平成 26 年度から大分県産婦人科医会及び所属する産婦人科医と連携。総合病院からクリニックまでの産婦人科医が特定妊婦に対する支援にアンテナを張っている。40 か所の医療機関から協力を得ている。特定妊婦のうち急を要する事案は、特別養子縁組を前提とした対応を検討するよう、産婦人科医から直接児童相談所に連絡が入ることもある。連絡を受けた場合は、児童相談所職員が一度訪問し、支援を検討する。
- ・背景として、大分県ペリネイタルビジット事業を中心に医療機関と行政の連携システムがあることが大きい。特別養子縁組に関する勉強会や医師・母子保健関係者向けの制度の普及啓発を行っている。また、児童相談所の児童福祉司が講師をつとめることもある。

○フォスタリング業務

- ・養子縁組里親のリクルートは、中央児童相談所が中心となって行っている。市町村や不妊治療を行う県内の医療機関にポスター掲示を行っている。
- ・乳児院で養子縁組希望里親を対象に年 2 回程度サロンを実施。コロナの影響で令和 2 年度からは中断している。

○成立後支援

- ・児童相談所があっせんした子どもの定期訪問は児童相談所職員のみならず、乳児院の里親支援専門相談員も行う。

○真実告知

- ・里親登録時の研修等から養子縁組希望里親には真実告知の必要性を必ず伝えている。登録後は年に一度、真実告知をテーマにした研修会を児童相談所直営で行っている。
- ・研修で事前に伝えていても、真実告知を実施する段階になると難しいということは多々あるため、児童相談所のライフストーリーワークの取組を通じて支援を行っている。
- ・養子縁組成立後の子どものトラブル事例についてみていくと、真実告知がされていないケースが多く、その課題感からも真実告知は必ず実施しなければいけないと考えている。
- ・公益社団法人家庭養護促進協会に研修を依頼することが多い。真実告知を経験した養親や子どもの体験談を話してもらうようにしている。
- ・子ども担当の児童福祉司が里親担当児童福祉司と成立後支援を担っていたが、今年度から里親や措置児童を支援する専任組織を設けたことで、より組織的に細やかなサポートを行えるようにしている。

○養子縁組児童の記録保管

- ・児童相談所運営指針により記録の永年保管が義務付けられる以前の平成 22 年度から、養子縁組が成立した子どもの記録は必ず保管する方針を採っている。保管は紙ファイルで行っている。
- ・記録の開示に対する正式な問い合わせはこれまではきていない。問い合わせがあった際は、県の個人情報保護条例に基づいて開示することになると思うが、開示方法の整理が必要と考えている。

○年齢制限の緩和による変化

- ・法改正後、特別養子縁組の子どもの高年齢化はまだ見られない。ただし、養育家庭の中には、長期養育の子どもが数多くいるため、今後特別養子縁組の選択は増えてくるのではないかと。

② 記載項目「パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組」の成果、課題と今後の展開

i. 今後注力したい取組

○フォスタリング業務の委託

- ・県内 1 か所の乳児院が令和 4 年度、「乳幼児総合支援センター」に移行予定。

- ・移行後、養子縁組里親支援を中心としたフォスタリング業務の委託を検討している。児童相談所だけでは実施しきれていない真実告知のトレーニングや成立後支援の充実を期待している。

○ライフストーリーワーク

- ・令和3年度から児童相談所に措置児童等を専属的に担当する組織を設置したことにより児童福祉司や児童心理司が組織的に、子どもと一緒に生い立ちの整理を行っている。体制が強化されたことで、積極的な取組が行われはじめている。
- ・推進計画に記載している「育てノート」(養育者が子どもの胎児期からのライフストーリーを綴る)や「育ちアルバム」(子どもが育ちの過程を振り返ることができるよう、発達の段階に応じて子どもが主体となって養育者とともに作成し、子どもに渡す)の導入を行いたい。
- ・平成19年度に県が作成した子どもの権利ノートについては令和2~3年度にかけて見直しを実施した。幼児期・小学生・中高生版の3段階に分け、子どもがどのような社会的養育の場に進んでも、そのノートを持ち続けられるようにしている。本人や養育者が記入できるような仕様になっており「育てノート」も重なるところがあると思っている。

③ 記載項目「施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」に関する現状と取組の効果

i. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換における現状と背景

○現状

- ・大舎制は少なくなっている。分園型小規模グループケアは12か所。8人程度のグループケアで6人しか入所していない施設も増えてきている。
- ・児童養護施設の改築を進めており、令和4年4月には県内全9か所の児童養護施設がグループケアを行う施設になり、小規模グループケアもしくは地域小規模児童養護施設に移行する予定。
- ・乳児院も令和4年度改築予定であり、「乳幼児総合支援センター」に名称変更する。4人のグループケアを3つ、3人のグループケアを1つ用意する予定だが、将来的には4つのグループケアを3つまで減らす予定。多機能化としては、養子縁組を主としたフォスタリング機関となることと、多胎児支援等の産後ケアの受入れも行う予定である。

○背景

- ・全国へ先駆けて、平成14年度から里親委託を推進してきた。
- ・当時の委託率は1.2%。児童養護施設や乳児院との協働を念頭に、里親委託の推進にあたって養育者の研修を合同で行うなどにより、両者の交流と理解促進を図ってきた。その過程で、ケア単位の小規模化は「安全かつ良いケアが提供できる」と児童養護施設の関係者が実感したことが大きく影響しているだろう。
- ・平成20年頃から、耐震化のため施設整備に対する有利な国の補助が受けられるようになり、その助成を受けて、建替や改築が進む等、ケア単位の小規模化・個別化が進んだ。平成25年時点、大舎制施設は県内9か所ある施設のうち、1か所のみだった。
- ・ただし、その頃は職員配置基準(※)が見直し前であったため、職員数が少なく、子どもの生活への目が行き届かずに職員の中では不安があったようだ。その後、国の児童措置費の職員配置基準が変更され、職員が増員されたことにより、現場の不安解消に繋がった。
- ・※消費税率引き上げに伴い、それまで原則子ども6名に対し1名の職員で対応していた人員配置が見直されるようになった。

ii. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた具体的な取組

○施設の多機能化

- ・多機能化にはどの施設も理解を示しており、特に児童福祉法の改正にも記されているように、地域支援を行いたいという声が出ている。
- ・多機能化の主な役割は地域支援の充実であり、市町村からどれだけの事業を受託し、協働して進め

られるかに尽きると思っている。

- 例えば、支援対象児童等見守り強化事業も県全域で進められるよう工夫をしているところだが、その受け皿になるのが児童養護施設である。
- 県内の児童家庭支援センターは現在 4 か所。ソーシャルワーク機能を生かした地域支援を熱心に実施している。令和 3 年度中にもう 1 か所をオープンするため、県内ほぼ全域を児童家庭支援センターがカバーできるようになると思う。
- 児童養護施設がこれまで培ってきた、子どもを預かり育てる機能は、地域の支援に必ず生かせるものであると考えているため、この機能強化を重点的に行うべきことは、推進計画を作る頃から周知をしている。

○一時保護専用施設の整備

- 児童養護施設全 9 か所のうち、一時保護専用施設を併設しているのは現在 1 か所のみだが、今後 3 か所増え、全 4 か所となる。
- ショートステイは児童養護施設が持っている力を一番地域に還元できる。推進計画の策定時には、一時保護専用施設に空きがある場合には、そこを活用してショートステイを行うことを考えていたため、「市町村が実施するショートステイ事業等の”弾力的”な運用に対応」という文言を使用した。しかし、その後厚生労働省に確認したところ現行制度では一時保護専用施設でのショートステイの実施は難しいとのことだった。
- ショートステイは保護者のニーズがとても高い。しかし、ショートステイを実施するには人員確保が課題であり、配置のためには助成がないと難しい。また児童養護施設本体では、入所児童の心情への影響や体制等の問題から受け入れも難しい。このため、これまでも子どもの預かり機能を持った児童家庭支援センターの設置を進めてきたが、令和 3 年度開設する 2 か所の児童家庭支援センターにも宿泊機能をつけ、ショートステイを受け入れられるようにしている。

○家族療法事業

- 児童養護施設には心理職がおり親子のケアができる体制が整っている。施設に入所していなくても、在宅支援のメニューとして、地域で暮らす親子が通所して受ける家族療法を、児童養護施設でも受けられるように考えた県独自の事業（案）だが、現在はまだ事業化には至っていない。

○母子生活支援施設による特定妊婦支援

- 平成 30 年度から、産前産後の母子支援事業に県として取組んでいる。市町村や産婦人科の医療機関との連携で把握した特定妊婦に対する出産後のフォローを、母子生活支援施設で担ってもらうようにしている。

④ 記載項目「施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」の成果、課題と今後の展開

- 高機能化の検討はとても難しい。推進計画を作る頃から「児童養護施設の高機能化とは何を指すのか」という疑問が現場から挙がっていた。
- 児童心理治療施設や児童自立支援施設と高機能化した児童養護施設との違いを明確にすることは難しい。

⑤ 記載項目「社会的養護自立支援の推進に向けた取組」に関する現状と取組の効果

i. 社会的養護自立支援の推進における現状と背景

- 平成 25 年度から、県内 9 か所の児童養護施設に順次、職業指導員を配置してきた（現在、全施設に配置）。
- 平成 30 年度から、児童アフターケアセンターおおいたに支援コーディネーターを配置。令和 3 年度は 48 人の子どもの継続支援計画を策定した。
- 支援コーディネーター・職業指導員・自立支援担当職員が自立支援に関わり、毎月の連絡会で情報共有を行っている。

- ・職業指導員・自立支援担当職員は児童養護施設の措置費、支援コーディネーターは児童アフターケアセンターおおいたに児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金で配置している。

ii.社会的養護自立支援の推進に向けた具体的な取組

○職業指導員による自立支援

- ・児童養護施設の中での職業指導が職業指導員の一般的な業務だが、平成23年度に開設した児童アフターケアセンターおおいたと、各児童養護施設間の連携窓口が必要となり、その役割を担うことを目的として、職業指導員が配置された。さらに、子ども達の自立に向けたサポートや、自立後の若者から児童養護施設が相談を受けた際の対応が課題であったため、自立支援担当職員の役割も担っている。
- ・具体的な業務として、児童アフターケアセンターおおいたと連携したソーシャルスキルトレーニング（各児童養護施設での生活訓練等）の実施や、自立を見越した様々な職業経験の提供を行っている。さらに、県で実施の農福連携（子どもや障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組）の場に子どもを参加させている。
- ・ソーシャルスキルトレーニングは、継続支援計画とは別に、職業指導員や自立支援担当職員が個々の子どもの今後の方向性と能力に応じて作成した支援計画に基づいて行っている。

○継続支援計画の作成

- ・支援コーディネーターの配置を開始した平成30年度から、当該年度に自立のため児童養護施設を離れる子どもは全員面会し、継続支援計画を作成している（里親委託児童は令和元年度から開始）。
- ・措置解除時点での子どもの記録を確実に残し、自立にあたっての給付金等を子どもが確実に受給できるようにするため、継続支援計画の全数作成を支援コーディネーター委託の条件としている。
- ・継続支援計画は、各年度の始めに措置解除予定の児童リストを児童相談所から児童アフターケアセンターおおいたに提供し、その後支援コーディネーターが児童相談所の児童福祉司や児童養護施設等と打ち合わせを行い、最終的に子ども本人も同席して作成、というプロセスで作成する。

○児童養護施設退所後の若者支援

- ・施設退所者の支援窓口の役割もあり、コロナ禍においては状況把握のため、児童養護施設退所後の若者に対して緊急アンケートを実施するとともに、職業指導員等と協力して電話による生活状況のヒアリングを行った。

○居場所サロンの開催

- ・民間団体主体で居場所サロンが週2日程度定期的に開催されており、児童養護施設退所者の居場所となっている。

○子ども・若者育成支援推進法との関わり

- ・児童アフターケアセンターおおいたの運営委託をしているNPO法人に、子ども・若者育成支援推進法に基づく大分県子ども若者支援地域協議会の事務局を委託している。

⑥ 記載項目「社会的養護自立支援の推進に向けた取組」の成果、課題と今後の展開

i.社会的養護自立支援の推進における課題

- ・要保護・要支援児童に係る県と市町村の連携は児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会を中心に行っている。退所後支援は、子ども・若者育成支援推進法に基づく協議会での連携が望ましいが、大分県では市町村子ども・若者支援協議会の設置は進んでいない。児童養護施設退所後の若者に対する支援継続のため、市町村での設置促進が必要だと考えている。

ii.今後注力したい取組

- ・社会的養護自立支援の取組の評価と、児童養護施設退所者によるニーズ把握を行うため、令和4年度に日本財団の助成を受け県独自に児童養護施設退所者等の実態調査を行う予定である。

⑦ 推進計画に対するご意見

- ・代替養育を必要とする子どもの数の見込みの算出にかなり迷いがあった。数値の相関関係を導き出

すのが難しく苦勞した。

(6) 福岡市こども未来局こども部こども家庭課（都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像／当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)／一時保護改革に向けた取組)

① 記載項目「①都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像」に関する取組と効果

i. 区分対応の仕組みと在宅支援体制の強化

- ・ 児童相談所への相談・通告が急増。それに伴い児童相談所が状況を確認し終結するケースも増加したが、その中には、より早期に区などの在宅支援につなぐことで状況の悪化や将来の保護を防げるケースがあると考えられた。
- ・ そこで令和元年度、厚生労働省「通告窓口の一元的運用に関する調査研究」に参加し、相談・通告の中から在宅支援が必要なケースを振り分けて区などの支援につなぐ区分対応の仕組みの実現可能性を探った。
- ・ 計画では、子どもや家族が適切な機関で支援を受けられる区分対応の仕組みの構築と在宅支援体制の充実(子ども家庭総合支援拠点設置等)を位置付けた。
- ・ 令和2年度は振り分けの基準や支援拠点の業務を考えるワーキンググループ(本庁が調整、区と児童相談所が参加)を開催、令和3年度は各区支援拠点の設置(7区全体で約30名増員)と子ども家庭支援センターの増設を実施。
- ・ 児童相談所内に新設した調整課(総合相談係)において、令和3年度から振り分けを開始。通告内容を振り分け会議で検討し、各区の支援拠点または児童相談所の支援部署が対応するもの、緊急支援が必要なものに分類している。相談・通告のうち在宅支援サービスや地域ネットワークによる支援を要するものは、各区支援拠点につなぐことが望ましいと考え、振り分けている。
- ・ 緊急対応は必要ないものの継続した支援が望まれるケースは、これまでの児童相談所による対応では早期に終結となりがちだったが、各区の支援拠点に送致することで、息の長い在宅支援につながりやすくなった。
- ・ 課題として、振り分けられたケースの支援については区ごとに様々な対応例や専門性を蓄積しているため、好事例の共有などにより、支援プランづくり等のケースマネジメント力の向上につなげていく必要がある。
- ・ 振り分けられるケースを含め、区の支援拠点による在宅支援では、家族全体の状態や必要な支援の十分なアセスメント、家族参加による丁寧な支援プランづくりなどが重要であり、そのためには、家族との丁寧なやりとりや多くの事務作業が必要となるため、現在の支援拠点の職員体制では限界がある。在宅支援の充実に向け、国には、「こども家庭センター」設置とあわせて、人員体制を強化する支援(拠点の人員配置基準の拡充や新たな配置基準の設定等)をお願いしたい。そうすることで、より多くの世帯に対する質の高いサポートプランの作成につながると思う。

ii. 官民共働による在宅支援サービスの充実

- ・ 約20年前から官民共働で里親養育を推進するなど、子どもや家族の支援に取り組むNPO等の民間団体との連携を深めており、その力量や知見を信頼し、事業や研究を一緒に進めるパートナーだという認識が行政側にある。
- ・ 平成28年に児童相談所に家庭移行支援係を設置し、家庭養育が一層進んだことが、乳児院・児童養護施設等の多機能化への動機づけになった側面もある。
- ・ 計画では、子どもが家庭から分離されずに安全に生活できる家庭養育の推進に向け、在宅支援サービスの量や種類の充実を位置付け、そのためのNPO等の民間との共働、施設の多機能化・機能転換などの方向性を明確化した。

- ・令和2年度は養育支援訪問事業を拡充し、保護者への相談支援に加えて育児・家事ヘルパーや訪問による子どもへの相談支援をNPO等と連携して開始。
- ・ショートステイも令和2年度よりNPOの専用棟設置で受け皿を拡大し、令和4年度からは2つのNPOで里親ショートステイを全市展開の予定。学校送迎だけでなく、自宅送迎や身近な受け皿拡大によるアクセス向上を図っている。
- ・令和2年度に母子生活支援施設に委託し妊娠早期からの相談(SNS等)と居住支援を開始。妊娠届出前からの把握やアウトリーチ、親子入所支援を実施。
- ・今後、民間助成も活かしながら、乳児院や児童養護施設での通所型や訪問型の地域支援、里親による親子支援など、多様な支援展開を計画している。
- ・要保護児童ではない早期支援のケースを誰がどのようにケースマネジメントしていくかや、ショートステイ等のサービス提供を行う団体に必要な情報を共有する基準や方法等が課題。ショートステイ時の相互の情報共有については、本庁とNPO、区で協議を進めている。

② 記載項目「当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)」に関する取組と効果

i.子どもの権利擁護に関する取組

○権利面接

- ・平成26年度より、支援方針等の相談のための児童面接に加えて、権利擁護の観点から面接を行っている。担当以外の児童福祉司や児童心理司が年1回、子どもの権利について「子どもの権利ノート」(後述)で伝え、全ての子どもに養育状況等について話を聴く。
- ・取組の背景として、数件続いた被措置児童虐待を踏まえて、他の子どもたちも潜在的にそうした経験を持っていないかどうかを確認することとした。そこで、日頃の生活や養育の状況、他の子どもとの関係などを聴くために、権利面接を始めた。
- ・また、連携するNPOにおいても子どもの権利条約に定められた子どもの意見表明を支援し、それに基づいて支援や施策を進めようとする権利擁護の動きがあった。
- ・権利面接は第三者ではなく児童相談所職員が行っているフォーマルアドボカシーであるため、独立した第三者が実施するほうが、子どもが話せることも多いのではないかと感じている。今後は第三者によるアドボカシーも加わる方向で進めていきたい。

○子どもの権利ノート

- ・以前よりノートを配布していたが、行政、施設職員が主体となって作ったノートは文章が中心だったため、子どもの手に馴染まず、活用が進まなかった。そこで、子どもによりわかりやすい内容とするため令和2年度よりノートの見直しを行った。
- ・子どもアドボカシーシステム研究会に「子どもの権利ノートワーキングチーム」を設置して子どもから意見を聴き、反映させた。令和4年度より配布を予定。
- ・制作過程で大人と子どもの対話を重視し、内容だけでなく冊子の色等についても意見をもらった。親しみやすいよう、中に書き込めるスペースやゲームのコーナー等も設けた。
- ・措置入所時や権利面接だけでなく日常生活の中で困った時に活用されればと考えている。子どもとの対話のポイント等を記載した支援者向けのハンドブックも作成。今後は施設職員、児童相談所職員や里親に当ノートの活用に関する研修も実施する。

○独立型の訪問アドボカシー

- ・令和元年度より、NPO法人子どもNPOセンター福岡が中心となって運営し、施設や里親の代表、児童相談所、本庁こども家庭課が参画する「子どもアドボカシーシステム研究会」を開催。官民共働で権利擁護の仕組みや意見表明支援のあり方を検討している。令和3年度に発足したNPO法人子どもアドボカシーセンター福岡が運営を引き継いだ。本研究会には教育委員会も参画。
- ・計画では、里親や社会的養護施設に一時保護や措置されている子どもを定期的に訪問して意見表明を支援、代弁等を行う仕組みづくり、地域や学校など様々な分野で子どもたちの意見表明が支援さ

れる社会づくりを位置付けた。

- ・平成30年度より子どもNPOセンター福岡がアドボケイトを養成。令和2年度は同NPOと市が協力し、里親・児童養護施設・一時保護所の計11名の子どもへの訪問(子ども一人2~5回)を試行実施。アドボケイトが権利ノート(従来用)を用いて子どもの権利を説明し、質問項目を限定せずフリーで聴く形式。
- ・令和4年度からは予算事業化(国の実証モデル事業に申請)して訪問対象を広げ、代弁や対応促進の流れ、調査審議に関する課題等を整理する計画としている。
- ・効果として、子どもへの説明の仕方や子どもの権利ノートの内容について改善点が見えた。
- ・権利面接と異なり、話題を限定しないため、日常的な支援者(施設職員等)に話さないようなこと、大人が日頃尋ねることは少ないが子どもが重要だと思っていることなど幅広い子どもの気持ちや意見を汲み取ることができる。
- ・今後回数を増やすことで、判断等への子どものタイムリーな参加、ニーズに合った的確な支援につながりうる。訪問後の対応促進が重要な課題となる。

○子どもの声を聴かせてワーク(社会的養育のあり方検討会)

- ・今回の推進計画策定にあたっては、計6回開催した社会的養育のあり方検討会で、社会的養育を経験したことのある委員2名に参画いただいた。
- ・上記2名の委員が中心となり、施設や里親の子どもたちの意見を聴く「子どもの声を聴かせてワーク」を実施。推進計画の各施策の着想を得るとともに妥当性を検証した。

○その他

- ・安心ホットライン(電話相談)のほか、一時保護所や施設内に意見箱を設置。
- ・未成年後見人制度について、従来は国の制度を活用し、棄児等の場合にその弁護士費用を補助していたが、市に家庭移行支援係が設置された後、保護者の親権停止・喪失や行方不明等で親権行使できないケースについても積極的に活用し、より多くの子どもたちに後見人が付き、様々な相談の機会を設けている。
- ・子どもの弁護士相談として弁護士が相談に応じている。在宅指導の子どもも活用できる。
- ・人材育成においては新任者研修等で子どもの権利について当然に学んでいるほか、ケースワークにおいては子どもや家族が参加する会議をもち、子どもや家族の意向を確認し、様々な選択肢を提示・検討しながら率直に話し合い、方針を決めている。

ii. 児童福祉審議会による権利擁護の仕組に関する検討状況

- ・被措置児童虐待通告を受けて開催する権利擁護等専門部会がある(こども家庭課が運営)。将来的には柔軟に子どもが審議して欲しいことを受けて調査審議する形になるとよいと思っている。
- ・子どもと児童相談所の意見が異なる時は、児童相談所が事務局となっている処遇困難等専門部会を開催している。

③ 記載項目「一時保護改革に向けた取組」に関する取組と効果

i. 一時保護の地域分散化(一時保護委託)の実施状況

○アセスメントと情報共有を推進するための工夫

- ・乳幼児だけでなく、学齢児もできるだけ早く一時保護委託を行い、訪問や来所によるアセスメントを行う方針を採っている。
- ・基本的に乳幼児はすぐに乳児院もしくは里親への一時保護委託を行う。学齢児以上の場合是一時保護所で2週間ほどアセスメントをした上で一時保護委託を行っている。過去にも一時保護の経験がある場合は直接施設に一時保護委託となることもある。
- ・日頃の生活状況については一時保護委託先の施設から記録が送付され、受理会議で共有する。アセスメント結果は担当児童福祉司、児童心理司が適切なタイミングで施設と共有する。また、年2回ほど施設の一時保護部門と行う情報共有会議で課題を共有する。

- ・里親への一時保護委託について、乳幼児は情報が少ないため、マッチングにあたり実親に可能な範囲で情報を聞き、難しい場合は保育園からも情報を集めたり、健診の状況も確認したりする。委託後は困りごとや子どもへの関わり方を聞き取り措置の方向性を決めていく。

○養育の質の向上に向けた取組

- ・一時保護所における一時保護期間の平均日数は15日（令和2年度）。一時保護委託先となっている6か所の施設のうち4か所が一時保護専用施設を有する。
- ・行動観察は基本的に施設や里親が行う。実際の生活に近い施設や里親の方が、子どもの日常の姿が現れやすく、適切な見立てや行動診断に基づく支援につながりやすい。
- ・また心理診断は児童相談所の児童心理司が訪問もしくは子どもの来所時に行う。社会診断は保護者との面接、関係機関への調査で随時行い、これらを総合的に判断して方針を決定する。
- ・平成23年に児童相談所に弁護士が配置され、権利擁護委員会において一時保護所ルールの見直しを行った。その後平成28～29年に児童相談所内の児童心理治療施設開設及び一時保護所改築（ユニット化）とあわせて、一時保護の地域分散化（一時保護委託推進）等の改革を実施した。
- ・一時保護の地域分散化自体も子どもの権利擁護だと考えている。子どもの意見を聴くことは権利保障やケースワークとしても重要だが、適切な養育環境(育つ権利)や通学の保障も欠かせない。その対応について子どもが評価し意見を言うことも必要で、両方重要である。
- ・一時保護や措置から家庭復帰した子どもや在宅支援をしている子どもの意見表明の支援や場づくり、親子の参加に基づく支援プランづくりなどが、今後の課題である。

④ 推進計画に対する意見

- ・今回の推進計画においては「社会的養護」が「社会的養育」とされたことから、今後、在宅支援の項目をいくつか（最低でも2つ）の項目に分解し、より厚くすることが考えられる。現在は項目③に体制構築（支援拠点等）と支援メニュー拡充の両方が入っているが、「支援メニュー」だけでも多種多様な施策事業の計画が必要であり、加えて、そのメニューを組み合わせ、個々に誂えながら使う「ケースマネジメントの体制と方法」として計画すべきこと（増員、人材確保や研修、ケースマネジメント手順の整備など）も多くある。少なくとも「支援メニュー」と「ケースマネジメントの体制・方法」は別々の項目にし、指標もそれぞれ設定したほうがよいと思う。
- ・特別養子縁組の理念としてのみ「パーマネンシー保障」が出てくるが、この理念は、在宅支援による親子分離予防(家庭維持)を第一に、親子分離後の支援の優先順位や視点にも関わるものなので、計画全体の考え方や枠組みとして掲げ、記載されるべきではないかと感じている。

(7) 栃木県保健福祉部子ども政策課（里親等への委託の推進に向けた取組）

① 計画策定以前の状況と課題

- ・従来の栃木県家庭的養護推進計画策定時より、目標はあったものの里親委託には保守的であったため、児童相談所が中心となって取組んできた。
- ・(一財)栃木県里親連合会は県単位の組織の他に地区単位の組織があり、その中で里親委託を推進すべきという話は挙がっていた。ただ、児童相談所としては里親の養育力を勘案して慎重に委託を行っていたため、早期に養育を安定させる観点から施設への委託を中心としていた。背景として、平成25年頃から施設の小規模化、地域分散化が進んでいたため、里親より施設への委託が選択されやすい状況にあった。
- ・児童相談所が子どもを養育里親に委託したいと思っても選択肢がない実情があった。関係性が構築できており、すぐに委託が可能な里親に限られており、開拓する余裕もなかった。結果として体制が確立されている施設処遇に頼るという状況があった。
- ・児童相談所以外の機関が里親委託に関わることは殆どなく、普及啓発のイベント等で里親会に手伝いをお願いする程度だった。研修等を外部委託する機会もかなり限定的で、事業費としても100万

円程度しかなかった。

- ・里親支援専門相談員は一定数の施設に配置されていたものの、十分な連携はできていなかった。乳児院の里親支援専門相談員は活躍する場面があったが、就学児以降で児童養護施設から里親に措置変更となることは殆どなく、専従できるほど業務がなかったように思う。
- ・家庭復帰の可能性がない子どもは特別養子縁組を積極的に進めていく方針で、実親が育てられない意向の場合は、早期に縁組をする形で計画を進めていた。0歳児の縁組が多く、家庭復帰の可能性がなければ乳児院でマッチングの機会を設ける。児童相談所が関わるケースで毎年7~10件ほど成立している（過去5年程度の平均）。県内に民間あっせん機関はないが、茨城県、東京都の民間あっせん機関で縁組するケースも上記とは別に4~5件ある。
- ・平成28年の児童福祉法改正で家庭養育優先の方針となった際、施設は不安を感じたはずだ。しかし里親委託が難しい子どもや里親委託が継続できなくなった時にも施設は必要であるため、県としてはその専門性を活かして活動していくことを提案してきた。
- ・平成28年の児童福祉法改正後、子どもの権利擁護についてより意識するようになった。以前の計画策定の際も施設職員OBや里子には意見を聞いていたが、今回の策定においても委託中の子ども（10歳以上）に紙のアンケートを実施した。

② 現在~今後の取組

i. 栃木フォスタリングセンター

○ 立ち上げの背景

- ・平成25年頃から、県と各施設の職員が施設退所児童のアフターケアについて検討するワーキンググループを開催してきた。退所児童の困りごとに各施設等が個別対応しきれなくなった経緯から、各児童養護施設、自立援助ホーム、里親会等が参加する「とちぎユースアフターケア事業協同組合」を設立。現在も月に1回担当者が集まり、社会的養護をバックアップする取組が続いている。この取組が非常に機能したことから、その推進方法を参考としてフォスタリングセンターの立ち上げに至った。
- ・令和元年度末に推進計画が策定されたが、フォスタリング機関については別の会議体で検討することとなり、令和2年度、予算獲得と並行して関係機関（児童相談所、児童養護施設職員、里親会等）のワーキンググループを実施。フォスタリングセンターの運営組織を”オール栃木”とする方向性を提示したが、推進体制までは調整しきれなかった。ただ、フォスタリング機関の重要性は上層部に理解いただき、厚生労働省からも2/3の予算の後押しをいただいた。
- ・県としては地区里親会が一つになり、里親会を中心に里親支援を推進する体制を想定していたが、里親会の組織体制が十分でないことから、里親会と栃木県児童養護施設等連絡協議会、ファミリーホーム運営者が連携し、新たな実施主体を立ち上げることとした。
- ・里親会は仕事をしながら関わっている人が多いため、そのサポートも含めての協力依頼だったが、前述の「とちぎユースアフターケア事業協同組合」の取組で成功体験があったため協力が得られた。また、以前から栃木県児童養護施設等連絡協議会には児童養護施設施設の様々な部会があり、横のつながりがあったため、互いの情報を共有し連携してきた背景がある。

○ 概要

- ・令和3年7月、(一社)とちぎ家庭養育推進協議会が発足。この協議会は”オール栃木”として、(一財)栃木県里親連合会会長、栃木県児童養護施設等連絡協議会会長、ファミリーホーム運営者が理事を務める。
- ・この協議会に県が委託する形で、県内全域を対象としてフォスタリング業務を包括的に実施する栃木フォスタリングセンターを令和3年10月に開設。マッチング業務のみを児童相談所が行い、制度の普及啓発、研修、委託後支援までを単年度で委託している。今後軌道に乗れば複数年度の委託としたい。

- ・職員は5人。リクルーター、トレーナー（非常勤）、養育支援担当、その他非常勤職員が2名。また、フォスタリングパートナー（ベテランの里親がアドバイザーとなる）も養成。取組にアドバイスを行う有識者等は参画していない。
- ・今後は里親支援専門相談員も巻き込んで安定的・継続的に運営を進めたいと考えている。児童相談所より里親支援専門相談員が訪問したほうが里親も話しやすく安心感がある。
- ・令和3年11月より、児童相談所ごとに地区里親会、里親支援専門相談員、児童相談所職員が参加する月1回の定例会議を開催している。地区担当の児童福祉司が取りまとめを行い、情報を共有し、各里親への支援の方向性について話し合っている。まずは養育が安定しているケースから、すでに約20ケースが進行している。この仕組がうまく回れば、よりきめ細やかな支援が可能になり、里親にとっても相談先が増える。児童相談所職員にも余裕が生まれる。
- ・前述のワーキンググループにおいてもフォスタリング機関を各地区に開設した方がよいという話が出ていたが、まずはフォスタリング機関は1か所とし、地区里親会と児童相談所が協働しながらこの取組を進めていく。3地区で地域性が異なり、里親同士が支え合う地域と、横のつながりがなく協働があまり進んでいない地域もある。これらをどうまとめていくかが課題。ケースごとに対応の分担を話し合っている。

ii. その他の取組

- ・里親ショートステイについて、NPOを介して委託する取組はあるが、市町村が直接里親に委託する取組は実施しておらず、令和3年度内にモデルケースを作りたい。児童家庭支援センターにも協力していただきたいと考えている。
- ・栃木フォスタリングセンターは、例えば里親や里親に関心のある方等が気軽に参加できる里親カフェ等、行政ではできないような提案をしてくれる。これまで児童相談所では里親の育成が十分できなかったため、里親に社会的養育について考えてもらう機会がつけられることは有難い。フォスタリングチェンジプログラムも令和4年1月から開始している。

iii. 里親委託推進の課題

- ・年々子どもが抱える問題（虐待等の養育環境）が複雑化しており、高齢児の場合は里親との関係性構築が難しい実情もある。様々な機関の視点でバックアップする体制を整えなければならない。
- ・栃木フォスタリングセンターは思春期の子どもを持つ里親向けのセミナーを行うなど、機動的な点が良いと思っている。里親委託の推進においては、児童相談所とフォスタリング機関の関係性が構築されていることが重要だと考えている。
- ・まずは栃木フォスタリングセンターを円滑に運営できるよう、機能を発揮しながら実践を積み重ねていく。

③ 推進計画に対する意見

- ・子どもの権利擁護に関する取組は、モデル事業を参考に実施したいと考えているが、予算的に難しい現状がある。新しい事業を行うのに苦労しているため、次の児童福祉法改正にあわせて国の方でメニュー化をしていただくと後押しになるため嬉しく思う。

(8) 札幌市子ども未来局児童相談所地域連携課（社会的養護自立支援の推進に向けた取組）

① 現状と課題

i. 社会的養護自立支援事業の推進

○事業体制の概要

- ・自立支援事業においては本庁が担う機能を児童相談所が持ち、予算編成や議会などにも対応する。
- ・札幌市社会的養護自立支援事業における支援コーディネーター（専任1名）に関しては乳児院を運営する社会福祉法人に業務委託を行っている。

○支援コーディネーターの配置

- ・支援コーディネーターによる継続支援計画の作成は、都道府県等が自ら実施することが原則とされているが、関わる児童数が多く市で対応することが難しいため、外部委託を始めた。
- ・北海道の自立支援コーディネーター業務について、平成 30 年に企画競争入札で委託が決まったのが、乳児院を運営する社会福祉法人だった。支援コーディネーターの業務自体が当時認知されておらず、他の法人にはエントリーしてもらえなかったと聞いている。
- ・子どもと支援コーディネーターの関係性や、支援コーディネーターの経験の蓄積を考慮し、北海道と同じく乳児院を運営する社会福祉法人に平成 31 年度から業務委託している。
- ・現在の支援コーディネーターは 2 人目で、大変頼りにしており、安心して任せられる存在。委託先の社会福祉法人ではこの事業のためのセクションを設けているとのこと。

○継続支援計画の作成状況

- ・児童養護施設への措置や里親委託のケースなど、児童相談所で支援した子どもについては措置解除・委託解除をするタイミングで原則全員を継続支援計画の作成対象としている。具体的な支援実施の要否は、関係者会議で担当の児童福祉司のみならず複数の支援者の視点で判断する。
- ・就職等の自立が決まっている場合も支援コーディネーターが継続支援計画を作成するが、関係者会議で改めて必要性を協議し、必要なしと判断をされれば支援は終了となる。ただし支援が必要な子どもの方が多く、その場合は支援のロードマップとして継続支援計画を作成し関係者で共有する。措置解除の 3 か月前から支援コーディネーターは子どもや児童養護施設、里親等と関係性を築きながら、継続支援計画の作成を開始する。
- ・無断外出や家庭引き取り等の想定外の理由により、3 か月前から継続支援計画の作成時間が確保できない場合でも、継続支援計画の作成を依頼する。急遽一時保護措置となり、すぐに 18 歳を迎えるような場合には措置延長と自立支援のいずれも検討する等、突発的なケースにも対応している。
- ・子どもとは措置解除前に関わるのが原則であるが、措置解除後のケースでも支援コーディネーターが子どもと関わりを持ち、児童相談所へ情報が提供されることもある。
- ・措置解除となる子どもは毎月 2～3 名おり、継続支援計画を作成する。年度末には措置解除のタイミングが重なり、約 30～40 人の継続支援計画を同時期に作成する。児童養護施設ごとにアポイントを取り、可能な場合は子どもと会う。現在はコロナの影響でオンラインとしている。また支援コーディネーターは自立した子どものフォローアップを日常的に行っている。
- ・2～3 か月に 1 度児童相談所と支援コーディネーターで打ち合わせを行い、自立支援事業の今後の取組を考えている。
- ・関係者会議のコアメンバーは支援コーディネーター、児童相談所の児童福祉司・児童心理司、児童福祉施設、里親、教職員、就労関係の支援員等だが、その子どもに応じてメンバーは変更となる。
- ・子どもは関係者会議には同席しない事例が多い。支援コーディネーターが子どもと面談するのが基本である。子どもによっては多くの大人が関わりすぎて戸惑うことが課題であり、関わる大人の人数については配慮している。そのため、児童養護施設の職員が子どものニーズを聞き取り、児童養護施設と支援コーディネーターが情報共有を行うこともある。その丁寧な配慮により、子どもの思いを汲んだ計画が立てられていると考えている。

○その他の独自事業

- ・スタディメイトは市に登録された有償のボランティアで、勉強だけでなく、ピアノ、書道などを児童養護施設の子どものために教える。低年齢の子どもには絵本の読み聞かせ等も実施。
- ・児童養護施設入所措置児童等が、大学等に入学するにあたり措置解除となる場合に、進学のために必要な経費や生活費などとして措置費を支給する大学進学等奨励給付金については担当外だが、国の自立支援事業とは別の枠組みのはずである。

○各関係機関との連携方針、状況

- ・札幌市若者支援総合センターを運営する公益財団法人の自主事業である「いとこんち」は、市の事

業ではないが、状況に応じて児童相談所への情報提供がある。

- ・アフターケア事業を行う団体と意見交換を実施している。居場所提供、自立後の集いの場、相談窓口提供を今後行いたいとの相談があった。

○事業推進による効果 等

- ・支援コーディネーターの存在は自立する子どもにとって、一緒に将来を考えるプロセスを経るだけでなく、何かあったときの相談先を増やす観点からも重要だと考えている。措置解除の前から、児童養護施設や里親は熱量をもって子どもの将来を考えてくれていると理解している。しかし、児童養護施設の職員は複数の子どもの関わっているため、子どもの将来のことを専門に考える大人の存在が必要。
- ・各児童養護施設に配置する自立支援担当職員は専任で、自立支援事業以外には関われないため、児童養護施設の業務の実態と合わず、経営上も難しい側面がある。専任要件を継続するのであれば、単価を上げるなどの配慮が必要ではないか。

ii.就学者自立生活援助事業の推進について

- ・就学者自立生活援助事業のみで特別に実施していることはなく、自立支援事業と一本化して実施している。

iii.施設退所者等の情報把握について

○情報把握や共有における工夫

- ・令和元年度より施設退所者へのヒアリングを行っている。昨年までは外部の弁護士に依頼していたが、令和3年度から児童相談所に配属された法務担当課長（弁護士）がヒアリングを行う。対象者は、各施設等より2～3人程度の紹介を受け、就職先などのバランスを見て選定する。
- ・ヒアリング内容は、一時保護所の生活の様子や、児童養護施設や里親に措置されたときの状況、自立支援事業に必要なメニュー等。児童相談所が関わり始めてから自立するまで（例えば一時保護、児童養護施設措置、自立支援事業、自立）の各段階についても聞いている。
- ・児童相談所の業務の一貫として実施し、ヒアリング結果は児童福祉施策への反映や、一時保護所のルール変更等の検討材料とする。
- ・令和2年度は3人の退所者から話を聞いているが個人が特定される恐れもあったため、令和3年度は10人程度に増やす予定。12月頃から2月にかけてヒアリングし、3月にまとめ、4月に児童福祉審議会に結果を報告する。
- ・令和2年に実施したヒアリングでは自立に向けた不安が多く挙げられ、「退所してすぐに1人暮らしするというのは不安が大きい」という声があった。なお令和3年度から一定期間一人暮らしを体験することで自立への不安を軽減することができる自立後生活体験事業を創設し、今後活用していく。
- ・また、就職先については市の就労支援関係部署ではなく、生活相談・就労相談支援業務を委託しているため、事業者が就労場所の開拓などを担っている。
- ・さっぽろ子ども・若者支援地域協議会とは具体的な連携はない。

② 今後の展開

i.前述の取組における課題と今後の取組方針

- ・現在の仕組みでは業務委託先の状況の変化や入札結果等で支援コーディネーターの担い手が変わる可能性があるが、支援の継続性の観点から、支援コーディネーターをはじめ自立支援に携わる「人」「場所」が子どもと繋がり続ける方法を考えなければならない。
- ・継続支援計画の作成件数が増えており、支援コーディネーター1人では抱えきれないという声もある。現在の支援コーディネーターの国の補助基準額は児童相談所あたり1人と決まっているが、令和7年度に第二児童相談所が開設予定であるため、子どもと繋がり続ける「人」「場所」と併せて支援コーディネーターの増員も今後の検討課題である。

(9) 相模原市こども・若者未来局こども家庭課（一時保護改革に向けた取組）

① 現状と課題

i. 一時保護所の概要

○運営方針、定員に対する受入状況

- ・一時保護所の定員は25名（学齢児男子7名・女子7名、幼児11名）。一時保護所の定員超過日数は令和元年度は189日、令和2年度は269日、令和3年度12月末現在は144日である。1人あたりの平均在所日数は令和元年度は43日、令和2年度は37日、令和3年度12月末現在は35日である。
- ・近年、一時保護所が定員超過となることが増えており、またSNS等の影響で中高生の保護も増えている。
- ・令和2年度より、社会福祉法人への委託で専用施設「オレンジ」（定員6名、幼児～小学3年生を対象とし、社会福祉法人が運営する障害者施設の敷地内に所在）を開設。令和2年度は16名、令和3年度12月末現在（延べ人数）は15名が利用した。一時保護所でアセスメントをした上で、落ち着いて生活できる状況が確認された場合に委託を行っている。
- ・政令市となった平成22年には市の一時保護所がなかったため、県の一時保護所に委託を行うとともに、前述のグループケア施設オレンジにも委託を行っていた。平成26年、市にも一時保護所ができオレンジへの委託は一度終了したが、昨今の定員超過の状況を鑑み、一時保護に理解のある法人であることから、再度委託することになった。

○施設の状況（個室化等）

- ・個室は学齢児で男女1室ずつ、2名部屋は3室（現在は職員の宿直室も個室として利用）。幼児は4名部屋が2室、3名部屋が1室。学齢児童は極力2名部屋を個室利用としたり、2名となる場合もパーテーションで分けたりする等の工夫をしている。
- ・別館（敷地内にある2階建ての建物）は子どもを分散する必要がある場合等柔軟に使用。密室化を防ぐため、職員が頻回に訪問したり、就寝時のみ利用したりする等の工夫をしている。
- ・通学については、1人で通学ができる高校生で一時保護期間が長期となる場合は検討している。小中学生は送迎ができないため難しい実情がある。

○職員体制

- ・養護課長、総括副主幹、幼児グループ6名、学童男子グループ7名、学童女子グループ7名のほか、各グループにSVを配置している（正規職員は社会福祉職と保育士で構成）。また管理栄養士、保健師、心理療担当を1名ずつ、会計年度任用職員（非常勤）の児童指導員を15名、学習指導員を4名、庁務技能員を4名（衣類管理等）配置している。

ii. 一時保護委託の状況

- ・過去2年間で、低年齢の子どもを中心に里親への一時保護委託が増えた。令和元年度は28名、令和2年度は60名、令和3年12月末現在は57名を委託している。限られた期間のみでも一時保護委託を行っているため、人数が伸びている。
- ・里親認定後の研修では、一時保護所での実習も行う。例えば一時保護所にいる子どもの背景、措置・委託や措置解除について説明し、一時保護の長期化や定員超過等についても理解を促している。令和3年度は一時保護委託が可能な里親が84世帯中16世帯となった。
- ・基本的には理解のあるベテラン里親に依頼するが、委託経験がない里親に依頼することもある。その場合、里親担当が保健師と連携して頻回に訪問したり、頻繁に連絡を取ったりして支援する。また、委託後に振り返りを行うことで里親に気づきを促している。
- ・新たな専用施設の運営を委託できる法人については見通しが立っていない。施設の小規模化への対応が喫緊の課題となっており、専用施設の優先的な設置は難しい状況である。社会的養護に関する社会的資源全体の確保を含め、今後検討を行っていく予定である。

iii. 児童相談所と一時保護所間における子どもの情報共有

- ・児童相談所と同一の建物に一時保護所があり情報共有はスムーズである。子どもの記録は児童相談システムで共有し、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員が随時ケースについてミーティング等の会議を行う。
- ・令和2年度より活用しているフェイスシートは紙の様式で、一時保護所の生活においてすぐに必要な情報（外出の可否・エリア、アレルギーの有無、学校での学習状況、障がいや集団適応、内服・塗布薬／等）を共有することができる。また、平成26年の開設より使用している健康調査票は毎年確認し、現在は感染症の情報等も記入する（警察にも様式を共有）。

iv. 子どもの権利擁護に関する取組について

○ひまわりの会

- ・児童相談所職員全体による自発的な組織で、職員向けの研修を年数回行っている。その中でも立場の違う職員が事例検討を通じてお互いの権利意識を話し合うことで、児童相談所及び一時保護所の多職種が参加するリフレーミングの機会となっている。
- ・平成27年に一時保護所で子どもへの不適切な対応があり、児童相談所全体で権利擁護を考える「子ども人権プロジェクト」が発足した。3年間実施し、その後権利擁護推進委員会の通称を「ひまわりの会」として児童相談所全体に委員を募り、取組を継続している。
- ・啓発活動として「ひまわり教室（子ども自身に権利があることを伝える取組）」を行っているほか、この取組がハード面・環境面の改善（洗面台に台を付けて子どもが使いやすくする、児童相談所内の壁紙を飾る等）にもつながっている。令和3年度は、職員同士の支え合いを目的に、「ピカリほっと（ヒヤリハットの反対の意）」として好事例をホワイトボードに書き込む新たな企画を実施している。
- ・職員のボトムアップで取組を推進することにより、協力し合いながら子どもと向き合えるようになることや、良い取組を互いに認め合うことでモチベーションを高める空気感を醸成することが重要だと考えている。

○その他

- ・一時保護所職員の提案で、職員が子どもの個室での生活を体験したり、浴室を実際に使ってみたりするなど、子どもの気持ちを感じとるための工夫が自主的に行われるようになった。子どもを指導する立場ではなく、子どもの立場に立って考えることで、職員に気づきが生まれている。
- ・児童養護施設に職員を派遣し、ユニットに入って子どもと過ごす取組もしている。子どもと触れ合うことで、施設職員がどのような気持ちで子どもと関わり、どのようなことに気を付けているかを体験できたこともあった。
- ・子どもが中心となって司会進行を行う「子ども会議」がある。また令和3年度から、子ども本人と一時保護所職員、児童福祉司、児童心理司が参加し、今後の生活について話し合う「応援ミーティング」を始めた。これまでに2名の子どもに実施し、一時保護所内での目標を見つけられるよう取組んでいる。
- ・意見箱は見えやすい場所に設置されているため、場所の変更や複数設置を検討している。
- ・施設に措置している児童に渡している権利ノートに付属する「相談カード」は、子どもが記入し、投函すると子ども家庭課に届く仕組み。社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談所措置部会で委員に意見をいただき、対応する。

v. 一時保護所職員の育成について

- ・一時保護所内で研修体系を作成し、階層別研修や、先輩職員によるチェックシート式の学びを取り入れている。また、職員でグループSVを企画し、「入所時に大切にしたいこと」「職員と子どもの距離感」などをテーマに話し合っている。
- ・平成27年に発生した前述の事案を機に近隣大学の学識者による外部SVを行っており、これが職員

の支えになっている面もあると感じている。

- ・任用前後の研修はアカデミックなものも必要だが、職員が業務に慣れてから研修をした方がよい内容もある。集合型の研修は参加の調整が困難なため、子どもの対応等について動画やDVDの教材が用意されていると大変有り難い。

② 今後の展開

- ・社会資源が少なく一時保護が長期化する傾向にあるため、一時保護の受け入れ先を確保する必要がある。一時保護所の定員増加、一時保護の地域分散化を理想の姿としている。
- ・現場の職員は日々努力しているが、推進計画の策定から時間が経過し、状況も変化したため、全体を見直さなければならないと考えている。
- ・中高生の一時保護は、既存の児童養護施設等では対応が難しいという所感を持っており、NPO等と連携できないものか。

(10) 三重県子ども・福祉部子育て支援課（施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組）

① 現状と課題

i. 児童養護施設・乳児院の小規模かつ地域分散化に向けた取組

○子ども数の見込みの推計と関係機関との合意形成

- ・推進計画策定にあたっては平成31年3月～令和2年3月、施設関係者（乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター、里親会、ファミリーホーム、子育て支援NPO、母子生活支援施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム）、市町、学識経験者が参加する推進計画策定検討会議を計8回開催。
- ・これとは別途、実働組織として、学識経験者及び児童養護施設、里親会、子育て支援NPOの代表者各1名が参加する作業部会を3回開催するとともに、児童養護施設・里親家庭出身者のヒアリングを1回実施した。
- ・推進計画には施設定員等に関する具体的な計画数値を掲げているが、計画策定に向けた合意形成は難しく、特に里親委託数については策定要領において高い数値目標が示されていたが、関係者が合意を得られる数値とした。

○推進するための貴県による取組・工夫

- ・前身の家庭的養護推進計画より、児童養護施設等のユニット化を推進してきた。平成27年度から県の単独事業として児童養護施設は地域小規模児童養護施設に、乳児院は小規模グループケアに移行するための補助金を交付した。具体的には配置定数を満たし、児童指導員・保育士を加配する場合に1ユニットあたり225万円を上限として補助を行う（乳児院のみ現在も継続）。
- ・令和2年度、3年度には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業を活用し、感染拡大防止を図るため児童養護施設等の個室化改修を推進した。

ii. 児童養護施設・乳児院の高機能化および多機能化・機能転換推進に向けた取組

○直接処遇職員や専門的職員の加配

- ・毎月の三重県児童養護施設協会の施設長会に参加して情報交換を行っているほか、年に1回、同協会と予算要望等に関する意見交換会を行っており、令和3年度は心理職の配置要件緩和や自立支援コーディネーターの配置希望等、専門的職員の加配について意見をいただいた。
- ・現在、心理担当職員は13施設中8施設に、自立支援担当職員は、13施設中1施設に配置（令和2年度）。自立支援コーディネーターは、令和4年度から配置を行う。
- ・専門的職員の配置が進まない要因として、配置要件や施設の体制の問題が挙げられる。心理担当職員や自立支援担当職員には中堅職員を充てたいが、中堅職員は直接処遇の中核でもあるため異動が難しく、まずは処遇を優先したいという施設の意向もある。ただ、施設においても自立支援の重要

性を認識されており、配置に対して前向きであるため、令和4年度には自立支援担当職員の配置を進めたい。

○ケアニーズが非常に高い子どもの受入れ促進

- ・県内3か所の乳児院では、近隣の児童相談所及び三重県立総合医療センター等と連携してケアニーズが非常に高い子どもの受入れを行っている。
- ・乳児院等多機能化推進事業を活用し、令和4年度から乳児院に医療機関等連絡調整員（看護師等）の配置を推進する。

○一時保護専用施設の整備

- ・次世代育成支援対策施設整備交付金を活用し、平成29年度に乳児院と児童養護施設各1か所、令和元年度に児童養護施設1か所、令和2年度に児童養護施設1か所で一時保護専用施設を整備。なお、これは移動等の利便性を考え、施設側の要望も踏まえ、計画通りに進捗している。児童相談所に併設の一時保護所は、北勢に1か所（定員20名）、中勢に1か所（定員15名）の計35名定員で、今のところ児童の人数が定員を超えることはない。

○児童家庭支援センターの設置

- ・県内6か所の児童相談所管内毎に児童家庭支援センターの配置を進めてきて、令和2年度に県内6か所目を開設し、推進計画前期はこれで終了を予定している。今後は、人口が多いところや面積が広いところについて、要望があれば設置支援をしていきたいと考えている。

○フォスタリング機関立上げの伴走支援

- ・令和2年度に2か所、令和3年度に1か所フォスタリング機関を設置した。最終的に4～6か所の設置を目標としている。
- ・法人の規模や状況を鑑みて、県による委託の働きかけも行っている。県単独での財政支援はなく、国の補助金を活用し、設置を支援してきた。
- ・設置済みの機関については、県職員や児童相談所職員等が支援を行うことで、これまで委託が進んできた。今後新たに委託する施設についても、初めから全ての業務を委託するのではなく、例えば里親の普及啓発業務は委託し、マッチング業務は児童相談所が行う等、地域や施設の状況に応じて分担し、委託先が経験を積んだ後に包括的な委託をしたい。
- ・委託先は全て乳児院及び児童養護施設で、特に令和2年度から委託を行っている施設は、以前から民間助成金を受けてフォスタリング業務に取り組んでおり基盤ができていた。
- ・これまでに設置した北勢、伊賀地域には各1法人しか施設がなかったが、令和3年度に設置した津市には複数の施設があるため、今後協議が必要だと認識している。
- ・県内には、6か所の児童相談所を取りまとめ、専門性の向上を図り、一体的、地域横断的なマネジメントを行うために設置された児童相談センター（1か所）がある。この児童相談センターは各児童相談所に対して人的・技術的支援を行っており、里親専任職員計3名（正規職員2名、会計年度任用職員1名）を配置している。6か所の児童相談所のうち、北勢及び中勢児童相談所では里親専任職員を配置しているが、それ以外の児童相談所では兼務職員のため、児童相談センターの職員が技術的支援を行い、フォスタリング機関業務の一部を一緒に担当している。
- ・将来的にはフォスタリング業務の包括的な実施体制の構築を進め、県は後方支援を行う形としたい。

iii. 母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホームの取組

- ・県立国児学園は、平成29年に中長期の構想を行うためのあり方検討会を実施し、引き続き夫婦小舎制の運営を行う方針。30～40年前の建物を使用しているため、今後は建て替えを含めた整備を進めていく。

② 今後の展開

- ・コロナの状況や、児童養護施設の年齢制限撤廃等を踏まえ、中間期には計画の見直しが必要だと考えている。現在の推進計画では、本体施設の小舎制を解消し、オールユニット化を進めるとして

るが、施設には難しい実情もあることを認識している。

- ・各児童養護施設が抱える課題や役割認識は多様である。国の方針を踏まえ、里親委託を推進しているため、今後施設委託は減少傾向となることも予想され、各施設は将来に対する不安を抱えているのではないかと思う。
- ・フォスタリング機関を設置し、新プランに基づいて児童相談所には里親養育支援児童福祉司も配置予定となっているため、里親委託は進むだろう。しかし、里親の力量形成、障がいを持つ児童の委託先確保の問題等もあることを認識している。
- ・令和4年度は、前期の中間年にあたるため、社会状況も踏まえ、適宜施設等にも意見を聞き、見直しを予定している。
- ・推進計画の進行管理のため、これまでの社会福祉審議会児童福祉専門分科会の里親審査部会を令和2年度から里親審査・施設機能強化部会と名称変更し、里親の審査と推進計画の進行管理を行っている。

③ 推進計画に対する意見

- ・推進計画の策定にあたっては、10年間の計画を立てることの難しさがあつたと察する。
- ・推進計画の中間期に内容の見直しを行うことは必要だが、施設の立場に立つと、施設の整備や人材確保も進んでいることから、ある程度当初の計画を担保する必要があると考えている。県として必要な支援を行わなければならないと考えている。

(11) 長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課（パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組）

① 現状と取組の効果

i. 「にんしん SOS ながの」による取組の推進

- ・平成31年3月より、産前・産後母子支援事業として、0歳児における虐待死の防止及び特別養子縁組の推進を目的とする「にんしん SOS ながの」の取組を開始した。本事業はうへだみなみ乳児院への事業委託により実施しており、産科医療機関、各市町村、学校等と連携して予期せぬ妊娠等に対する相談業務を行っている（電話やメール、LINE等）。
- ・相談件数は令和元年度190件、令和2年度210件。そのうち令和元年度は10件を、令和2年度は8件を市町村につないだ。相談内容は妊娠不安が多い。
- ・個人が特定できずに電話相談のみで終了となるケースも多いが、特定ができ、相談者の方が了承した場合は関係機関と連携し支援を行う。当該乳児院が直接支援を行うより、相談者の居住地である市町村等につなぐケースの方が多い。
- ・初年度はにんしん SOS の取組が全国的に認知されておらず、市町村や産科医療機関からの理解が得づらい状況にあった。そこで初年度は市町村への通知を行うとともに、支援を行う上での課題を把握し、取組の周知や改善を行うため、当該乳児院、産科医療機関、市町村、学識経験者、民間あっせん機関（一般社団法人ベアホープ。事業立上げ時から事業への助言を実施）が参加するワーキンググループを2回開催した。

○産科医療機関との連携の円滑化

- ・予期せぬ妊娠については、産科医療機関が相談者と最初に関わりを持つケースも多いことから、その理解を得るために、令和2年10月に信州産婦人科連合会（長野県内の産婦人科医師による研究、情報交換組織）にて事業説明と協力依頼を行い、連携強化に努めた。
- ・各産科医療機関においても、これまで予期せぬ妊娠への対応は独自に行っていたが、産科医療機関共通の取組みにはなっていなかった。そこで、県から改めて取組について説明し、産科医療機関からも意見を伺った。
- ・事業開始から2年目以降は、当該乳児院も相談対応の経験を積むことで産科医療機関との信頼関係

が構築でき、支援が充実するようになった。

○市町村との連携の円滑化

- ・相談の中には、相談者の居住地である市町村と連携した支援が必要なケースもあるが、県内の市町村数が多いため、当該乳児院と顔の見える関係性が構築できていないこともある。また、初年度には当該乳児院と連携する際の担当窓口が明確になっていない市町村もあった。例えば保健師、福祉部門、労働部門等、市町村内で連携部署が複数あるため、当該乳児院もアプローチ先を悩んでいた。
- ・そこで、県が市町村ごとの担当者名簿を作成し、当該乳児院との連携がスムーズになるよう支援を行った（市町村には趣旨を文書で説明し、窓口部署と担当者名を記載）。
- ・子育て世代包括支援センターは全市町村に設置されているが、子ども家庭総合支援拠点は一部の設置にとどまっているため、窓口となるのは要保護児童対策地域協議会の担当部署が多い。小規模な町村の場合は2～3名の保健師が支援を行っていることもある。

○取組の周知支援

- ・相談の性質上、オンラインや SNS 経由での相談が主流となっており、SNS を入り口として電話相談につながるケースもある。相談者側からするとハードルが下がっているとも言える。
- ・潜在化している相談者に、どうアプローチするかが設置時からの課題だった。初年度の連絡会議の中で、産婦人科の医療機関から、ドラッグストアに本取組を周知するカードを置けないかという提案があった。当初は産婦人科の医療機関に置いていたが、妊娠初期に初めから医療機関を訪れることはないため、ドラッグストアに置く方が有効だとして、薬剤師会に依頼をした。薬剤師会に加盟している調剤薬局には置いてもらえたが、チェーン展開のドラッグストアは加盟しておらずカードの設置が実現しなかった。
- ・その後当該乳児院から、女性が気軽に見られるようにと、本取組を記載したあぶらとり紙を配布し周知するというアイデアをいただき、実現した。

○教育委員会との連携による若年層への啓発活動

- ・「にんしん SOS ながの」には若年層からの相談が多く未然予防も重要であることから、学校へのアプローチが必要だとして、令和2年度より県内の高校で出張授業を実施。テーマは予期せぬ妊娠や、本事業の支援内容等である。
- ・令和3年度は県教育委員会の養護関係部署とも連携し、県内の高校・大学で本事業の趣旨や子どもの権利等について伝える実践授業を行っている。高校により方針が異なるため、当該乳児院と協働しながら個別にアプローチを行い、理解を得ながら授業の実施先を拡げたいと考えている。
- ・これまでに高校5校、大学3校で授業を実施した（東信地域6校、南信地域2校、北信地域1校）。高校に対する本取組の周知については、県が通知を作成し、教育委員会を通じて行った。
- ・「にんしん SOS ながの」に寄せられる相談から特別養子縁組の成立につながるのは年間で1件程度だが、当該乳児院には民間あっせん機関との連携実績もあることから、学校現場で子どもの相談に応じている養護教諭への支援にも寄与すると考え取組を進めている。

ii. 児童相談所単位の里親委託等推進委員会の設置

- ・県内に5か所の児童相談所があり、管轄区域ごとに里親委託率や連携体制のばらつきがある。東信地域や佐久市方面では委託率が高く、低い地域とは1.5～2倍程度の差が生じている。
- ・推進計画においても各区域に一律の委託率を設定することは難しいため、県からも方針は示しつつ、具体的な内容や計画数値は管轄区域ごとに検討を行った。その検討過程が里親委託推進体制の構築にも寄与したことから、令和2年度、児童相談所単位の里親委託等推進委員会の設置へと発展した。また、児童相談所単位で定めた計画数値の合計を県の計画数値としたことで、関係者において目標に対する推進の意識が高まった。
- ・本推進委員会は児童福祉施設、ファミリーホーム、地区里親会、市町村等の関係者を構成員とし、年度計画の検討や進捗確認を行う。令和2年度は各児童相談所単位で2回ずつ実施したほか、別途

部会を設けている推進委員会もある。

- ・同じく令和2年度より設置している長野県里親委託等推進委員会は年2回、児童相談所単位の推進委員会の代表が出席し、全県における情報共有や好事例の発表等を行っている。具体的な実行内容については児童相談所単位の推進委員会で検討し、県の推進委員会で報告する仕組み。各推進委員会が相互に連携し里親委託を推進している。
- ・今後、本推進委員会で特別養子縁組のケースを扱う可能性もあるが、実親の同意取得等において課題もある。そのため、まずは里親委託の体制を充実させた上で、段階的に推進したいと考えている。

iii.特別養子縁組の推進

- ・特別養子縁組成立件数（令和3年度はまだ年度途中につき未集計）：
平成30年度：11件（うち児童相談所関与8件）、令和元年度：16件（うち児童相談所関与13件）、令和2年度：調査中（うち児童相談所関与18件）
- ・児童相談所の里親担当者数（5児童相談所の合計）：計17人
専任：10人（うち会計年度任用職員2人）、兼任：7人（うち会計年度任用職員0人）
- ・子どもの最善の利益を鑑み、積極的に特別養子縁組を選択肢として考慮すべきだと考え、推進計画に目標数値を定めた（児童相談所が関与した県内の特別養子縁組の成立件数…令和6年度：12件、令和11年度：18件）。県内の特別養子縁組数については、近年10件弱で推移しているところであるが、国等において全国的な目標値等がないことから、現状等を踏まえ、5年後を1.5倍、10年後は5年後の1.5倍を指標とした。
- ・県内に民間あっせん機関はなく、ケースの状況に応じて各機関と連携する。「にんしん SOS ながの」の取組では、特別養子縁組の対象となるケースが発生した際、児童相談所の関与によるあっせんを含め様々な民間あっせん機関に依頼する選択肢があることを伝えて支援しており、実際に県内で実績のある民間あっせん機関（一般社団法人ベアホープ）につながったケースが2件ある。
- ・民間あっせん機関については、各機関に特徴があることは理解しているが、その全容を掴むまでに至っておらず、積極的な連携ができていない。

② 推進計画に対する意見

- ・計画策定の過程では様々な意見があり、集約に苦労した。今年で2年目となり、ようやく各児童相談所においても理解が進み、計画が前進してきた印象がある。国の方では、今後も権利擁護等の新たな項目を設定されるのだと思うが、あまり大きく変えずに腰を据えて継続して支援していただきたい。
- ・里親委託・施設地域分散化等加速化プランについては令和4年度から実施を予定している。里親制度の普及啓発に関しても、本プランで予算を確保し、県民にPRする事業を実施したいと考えている。
- ・令和3年度はコロナの影響があった。里親登録者研修が中止となって登録者数が伸び悩んだり、委託に向けた交流が止まったりする等の影響があった。外的要因のためやむを得ないが、目標数値だけを追い求めるのではなく、現場の状況を踏まえ財政的支援を長期で実施していただきたい。

(12) 岐阜県健康福祉部子ども家庭課（施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組／社会的養護自立支援の推進に向けた取組）

① 記載項目「⑦施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」に関する現状と課題

i.推進計画の策定及び見直しに関連する取組

○推進計画の策定

- ・令和元年度に学識経験者、児童養護施設等関係者、里親関係者、市町村、児童相談所の代表から構成される岐阜県社会的養育推進会議を設置し、推進計画を策定した。

- ・児童養護施設担当者の中には里親等委託率を上げることに對して、環境整備ができるか懸念の声があったが、子どもの権利擁護と適切な養育を考えれば、施設養育を中心とした状況が継続することには課題感もあり、10年かけて計画を推進していくことで理解が得られた。
- ・児童養護施設等の多機能化については、新たな社会的養育ビジョンが提示された頃から児童養護施設側においても意識されており、今回の推進計画の内容に唐突な印象はなかったようである。推進計画の策定を契機に補助金や措置費を活用し徐々に運営体制を整えているところである。

○推進計画の見直し

- ・推進計画の策定時に、計画は作成して終わりにせず進捗管理をしっかり行ってほしいとの意見があり、令和2年度以降も岐阜県社会的養育推進会議と同じ委員で秋期と年度末の年2回、進捗管理会議を実施している。
- ・秋期の会議は翌年度の予算要求と事業方針の合意形成、年度末の会議では1年間の振り返りと翌年度の事業予定についての説明を目的に実施。
- ・推進計画に記載されている指標については各年度の数値を、具体的な取組については対応する県の事業や各施設の取組を会議内で報告し、丁寧に関係者の理解を得ている。
- ・都道府県社会的養育推進計画策定要領に則った計画の見直しを進める予定だが、前期の中間年度は計画策定から年数が浅い。そのため現在取組んでいる年2回の進捗管理の作業が基本的に後期の見直しに反映される予定である。

○当事者の意見の反映

- ・社会的養育推進会議の下部部会である専門部会の一つに社会的養育自立支援部会があり、社会的養育経験者1名が委員となっている。
- ・児童養護施設に入所している子ども20人程度にもヒアリングを行い、その意見を推進計画に反映している。

ii. 児童養護施設・乳児院の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換推進に対する取組

○児童家庭支援センターの取組

- ・児童家庭支援センターと児童相談所は県内5つの圏域にそれぞれ1か所ずつ設置し、協働できめ細やかな里親支援を行っている。児童家庭支援センターは5か所のうち4か所は児童養護施設が、1か所は児童心理治療施設を運営する社会福祉法人が設置している。
- ・令和2年度から、フォスタリング事業を児童家庭支援センター5か所に委託する形で進めており、児童養護施設が運営する児童家庭支援センターではレスパイトケアにも対応している。
- ・フォスタリング事業において、児童家庭支援センターに市町村コーディネーターを配置。市町村からのショートステイの要望について、児童家庭支援センターを介することで対応が進んでいる。
- ・その他の機能として、児童相談所の指導委託を令和2年度は22件実施している。

○市町村コーディネーターについて

- ・市町村コーディネーターはフォスタリング事業の推進を担う職員のひとりで、里親リクルートやショートステイの促進等を担う。
- ・令和4年度より、各児童家庭支援センターに市町村コーディネーターを1名ずつ配置する予定。それに先立ち令和3年度、3か所の児童家庭支援センターに配置した。今後、市町村との連携を深めながら里親のリクルート、ショートステイの利用促進を行う予定である。
- ・市町村コーディネーターの財源は里親委託加速化プランの実施に付随する。フォスタリング事業において国庫補助率は1/2が基本だが、国による里親委託加速化プランの採択により、2/3となる。
- ・市町村が里親に直接ショートステイを任せるとは難しいため、市町村コーディネーターのいる児童家庭支援センターを通じて、里親へのショートステイを進めている。実際に市町村コーディネーターを配置した圏域では、市町村との連携が進んだ。
- ・これまで市町村のショートステイ先は各地の児童養護施設であったため、市町村と児童養護施設の

間には連携の実績がある。その意味でも、今後同一法人において児童養護施設を運営する児童家庭支援センターがショートステイの調整を行うことでスムーズに連携が進むと考えている。

○施設の高機能化・多機能化・機能転換推進の取組推進のプロセス

- ・国の補助金を活用しながら実施。県内の児童養護施設が加盟している岐阜県児童福祉協議会が主催する研修への協力も行っている。

iii. 児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設に対する取組

○実施状況

- ・児童養護施設に入所する児童の中には、障害を持つ子どもが一定の割合で増えてきているため、児童心理治療施設や母子生活支援施設との連携も高めていく必要があると考え、推進計画に記載した。

② 記載項目「⑨社会的養護自立支援の推進に向けた取組」に関する現状と課題

i. 社会的養護自立支援事業の検討状況

○施設退所者等の状況把握及び自立支援に関する取組

- ・施設退所者の把握は、各施設の自助努力で行われてきた。児童養護施設退所者への対応は各児童養護施設に配置されているアフターケア担当職員と、各児童の担当職員が行っている。
- ・県で一律の状況把握は行っていないが、今後児童養護施設退所者等アフターケア事業（以下アフターケア事業）の委託をしている社会福祉法人と検討したいと考えている。
- ・国の補助事業とは別に、県の単独事業で退所者の自立支援の補助金を設けており、児童養護施設が退所者のアフターケアを実施した場合、年間 30 万円ほどを限度に職員の交通費等の経費を補助している。
- ・退所児童等アフターケア事業を社会福祉法人に委託しており、退所児童等に加えて、入所児童等の自立に向けた相談支援も実施している。

○支援コーディネーターの配置

- ・支援コーディネーターは未配置。アフターケア事業を委託している社会福祉法人と共に、今後配置を検討していきたいと考えている。

○継続支援計画の作成

- ・継続支援計画については、退所者全員に対して作っているわけではない。社会的養護自立支援事業において居住費や生活費の支援をする場合には、各児童相談所等施設関係者と児童養護施設のアフターケア担当職員が協働して継続支援計画の作成を行っている。

ii. 県の独自事業

○児童養護施設等サポーター制度

- ・児童養護施設をサポートする企業・団体のサポーター制度であり、推進計画策定以前の平成 26 年 2 月から実施。
- ・令和 4 年 1 月時点で 94 社・団体の登録があり、県内の企業が多い。
- ・サポーター制度への登録の申し込みは、県ホームページや、児童養護施設、アフターケア事業を委託している社会福祉法人を通じて行われることが主である。
- ・サポーター登録をした企業・団体には、2 か月に 1 度メールマガジンを送付している。内容は児童養護施設の紹介やボランティア活動、寄付等各施設からの要望であり、県で取りまとめて配信している。
- ・退所児童の離職率が高いことが課題であるため、中学生以上の入所児童を対象として、夏休みにサポーター企業において、インターンとして 2 日～1 週間程度、職場体験を実施している。子どもに社会生活や退所後の生活のイメージを持ってもらうための取組である。
- ・インターンは県が主導し、年間約 10 社程度の実績がある。コロナ禍のため、令和 2・3 年度の実施は見送った。
- ・具体的なボランティアと寄付の状況は各児童養護施設にて把握しているため、県では直接把握して

いないが、各児童養護施設ともにサポーター企業・団体から定期的な支援がある。

○ぎふ職親プロジェクト

- ・平成 31 年 2 月から実施。
- ・退所児童の就労上の課題のひとつである住居の確保方策として、就職先探しとセットで住居提供が行われるよう、企業・団体等によるネットワークを構築することを目的とした事業である。
- ・アフターケア事業を委託している社会福祉法人の発案のもと、県が入って制度化したものである。
- ・全 56 社の登録があり、業種は建設系が多い。これまでに 16 人の退所児童が 12 社の登録企業へ就職している。
- ・県の役割としては企業の登録と情報共有である。アフターケア事業を委託している社会福祉法人を中心に、児童の希望に沿って調整を行い、登録企業の受入れに繋げている。
- ・県からぎふ職親プロジェクトの費用は支出していない。

iii.体制整備

○自立支援担当職員・職業指導員の配置状況

- ・自立支援担当職員は国の措置費の中で、令和 2 年度から新設されたものである。措置費の中で自立支援担当職員を 2 か所の児童養護施設に、それ以外の 2 施設には職業指導員を配置。
- ・措置費における自立支援担当職員加算の活用を促進するため、措置費に上乗せできるよう県単補助金の制度見直しを行った。これにより各児童養護施設のアフターケア担当職員を自立支援担当職員として再配置できるよう促し、各施設のアフターケアを手厚く支援していきたいと考えている。

③ 推進計画に対する意見

- ・施設の多機能化や地域貢献を念頭に置いた意見として、国の施策として実施すべきものについては、措置費を検討してほしい。
- ・各児童養護施設等や企業・団体は厚意でサポートをしてくれているため、一度立てた計画はしっかり実行することが大切だと考えている。その計画実現のため、活用しやすい制度設計や財政支援を求めたい。

(13) 大阪府福祉部子ども室家庭支援課（市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組）

① 取組と効果

i.市町村の相談支援体制について

○大阪府子ども家庭センターと市町村（家庭児童相談室、要保護児童対策地域協議会）との連携

- ・大阪府子ども家庭センター（以下、「子ども家庭センター」）は、府内に 6 ヶ所あり、各子ども家庭センターにおいて、管内市町村児童福祉主管課との連絡会を実施し、子ども家庭センターとの連携や、各市町村における課題等の情報共有を行っている。また、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会においてアセスメントシートの記入に関する研修や事例を用いた研修等を実施している。

○各種研修（特に市町村職員受入れ研修）による市町村の人材育成支援

- ・市町村の相談対応力の強化、児童相談所と市町村の役割分担の理解及び連携の強化のために「市町村職員受入れ研修」を平成 27 年度より実施している。対象は、児童福祉主管課、母子保健主管課において相談業務経験 1 年以上の職員としている。研修期間は 1 週間程度で、5 つの研修メニュー（A：SV・組織判断力の強化、B：アセスメント力の強化、C：虐待相談対応力の強化、D：児童家庭相談の強化、E：地域支援の強化）から市町村職員の希望をふまえて研修プログラムを組んでいる。
- ・研修に参加した市町村職員の感想としては、「通告受理後の受理会議や援助方針会議においてスピード感をもって組織的対応しているとわかった」、「面接に同席し保護者等への指導内容について学んだ」、「一時保護や施設入所について知ることができ、市町村での未然防止や重症化を防ぐ支援が

重要であると感じた」、等が挙げられている。

- ・子ども家庭センターからは、「どのような情報をもとにアセスメントし、組織として対応を決定しているかを市町村職員に知ってもらうことができた」、「一時保護中の児童や保護者との面接について知ってもらうことができ、一時保護解除時の援助方針を共有しやすくなった」等の効果について報告があった。
- ・研修を受けた職員が短期間で別の部署に異動する場合があるなど、市町村が組織として研修の効果を蓄積することが難しいという課題はあるが、本研修を継続的に実施することにより市町村の児童家庭相談体制強化を支援していく。

○市町村支援担当児童福祉司の役割・取組

- ・平成 30 年度より、各市町村の児童相談体制や要保護児童対策地域協議会の運営状況などを踏まえて、府として必要な助言及び適切な援助を行うため、各子ども家庭センターに市町村支援担当児童福祉司を配置。具体的な業務としては、市町村へ事案送致するケースや指導委託するケースについて市町村と調整を行ったり、各市町村の要保護児童対策地域協議会への出席や連絡会議の実施、市町村へのヒアリングを通じて課題を共有したりするなど、各市町村における児童家庭相談や連携の充実を図っている。市町村支援担当児童福祉司が配置されていることで、子ども家庭センターが組織として各市町村の状況を把握することができ、後方支援について検討がしやすくなっている。また、各センターの市町村支援担当児童福祉司は月 1 回程度の情報共有を行っており、府内市町村で共通する課題を把握したり、他子ども家庭センターで行っている有効な取組を取り入れたりする等、府全体の市町村支援にも活かしている。

○その他

- ・平成 29 年度より要保護児童対策調整機関の調整担当者研修に兼ねて、従来より実施していた市町村児童家庭相談担当者向けの研修を、より実践的な知識及び援助技術を習得するための内容に充実させ、「市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修」として実施している。併せて、令和元年度からは、さらなる組織対応力の向上のため、各市町村児童福祉主管課において指導者としての役割を担う職員（スーパーバイザー）等を対象に「大阪府市町村スーパーバイザー研修」を実施している。
- ・各市町村では、大阪府新子育て支援交付金の活用による保護者支援プログラムや啓発活動等が実施されている。なお、市町村によっては民間機関へ委託する等取組みが実施されている。

ii. 子ども家庭総合支援拠点の設置・活用

○計画策定（令和 2 年 3 月）以降の未設置市町村の検討状況

- ・子育て世代包括支援センターは令和 2 年度末までに 41/41 自治体に設置完了している。
- ・子ども家庭総合支援拠点は、令和 3 年 12 月時点で 29/41 自治体が設置済みで、令和 4 年度中に 7 自治体での開設が予定されている。今後、課題についてヒアリングを行うなどしながら、引き続き設置促進を行っていく。

○子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた市町村に対する財政的・技術的支援

- ・令和 2 年度は、全市町村へのアンケートを行い、一部市町村へは個別にヒアリングを実施して、その結果をもとに好事例や取組について、市町村児童福祉主管課長会議において共有した。令和 3 年度もアンケートを行っており、好事例や具体的な取組を共有し、引き続き設置を働きかける予定。

iii. 母子生活支援施設の活用

○虐待の発生予防等に関する市町村の理解や活用の促進 等

- ・大阪府社会福祉協議会母子施設部会が、母子生活支援施設の活用促進を目的にプロジェクトチームを立ち上げ、平成 30 年度中に同チームが府内全福祉事務所を訪問した。
- ・上記訪問活動の中で、各福祉事務所が母子生活支援施設へ措置することに対し感じている疑義等が判明した。これらの疑義等への回答に加え、複雑で多様な困難を抱える母子家庭に福祉事務所等と母子生活支援施設が共同してより良い支援が行えるよう、令和元年度に学識経験者を講師に招聘し、

研修会を開催した。大阪府は、同チームと協力し、府内福祉事務所へ研修会の開催案内とともに、参加への勧奨を行った。研修会には福祉事務所職員及び府職員の行政関係者 18 名と施設職員等 17 名の合計 35 名が参加し、事例検討を通して問題解決に向けたグループワークを行い、福祉事務所職員等と母子生活支援施設職員の相互理解と協働体制の構築を図った。

- ・研修会を終えた後のアンケートでは、行政関係者からは「各施設の特徴がわかった」「様々な視点から母子を支えていく必要性を感じた」「他市の課題がわかった」「顔の見える関係性が重要と感じた」などの意見があった。また、施設職員からは「今回共有できた内容を支援に活かしたい」「福祉事務所が抱える問題を知ることができた」「顔の見える関係がとても大切と感じた」などの意見があった。
- ・困難ケースの課題や各福祉事務所が抱える課題及び情報等について、関係者間の共有が図れたことに加え、それぞれが顔を合わせて意見することで、関係性を築くことができたことが一番の効果であったと思われる。
- ・研修会を通じ、定期的な情報交換会の開催を望む意見が多く寄せられたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、第 2 回目の開催にまだ至っておらず、現在、令和 4 年度に開催すべく同チームと大阪府の関係者で準備を進めているところである。

② 子ども家庭センターにおけるその他の取組

○ 子ども家庭センターと民間機関との連携

- ・子ども家庭センターでは、保護者支援や虐待の再発を防止するため、民間機関へ委託し、MY TREE ペアレンツプログラム、CRC 教育プログラムに加え、令和 2 年度からは安心感の輪子育てプログラムを行っている。

2. 都道府県等向けシンポジウム パネル討論報告資料

(1) 山梨県子育て支援局子ども福祉課児童養護・発達障害担当副主査 清水愛氏

県の働きかけによる 市町村のネットワークづくりと 家庭支援体制の強化【山梨県】



山梨県子育て支援局 子ども福祉課
児童養護・発達障害担当 副主査 清水愛

山梨県の状況について



- ▶ 人口：809,974人 (R2国勢調査)
- ▶ 市町村数：27市町村
- ▶ 児童相談所数：2カ所 (中央児童相談所、都留児童相談所)
- ▶ 児童虐待相談対応件数：2,108件 (R2年度)
- ▶ 措置児童数：292人 [里親委託数：98人 (33.6%)] (R4.2.1時点)
- ▶ 児童入所施設数：児童養護施設7、乳児院2、児童自立支援施設1、児童心理治療施設1、自立援助ホーム1、FH4
- ▶ 登録里親数：296人 (177世帯) (R4.3.1時点)

市町村と連携した子ども家庭支援体制の概要

- 市町村の支援体制 (R3年度)
 - ・子育て世代包括支援センター：24/27市町村
 - ・子ども家庭総合支援拠点：8/27市町村
- 要対協の状況
 - ・実務者会議：年4回
 - ・個別ケース会議：ケースの状況に応じて必要な期間を市町村が招集
- 指導委託の状況 (R3年度)
 - ・市町村への指導委託：1件
 - ・児童家庭支援センターへの指導委託：12件
- 児童家庭支援センター：1カ所 (子ども家庭支援センター・テラ)

施策① 県による要対協の設置 (R2年度～)

- 令和2年11月「子どもを守る山梨ネットワーク会議」(県版要対協)を設置
- ▶ 委員：医療・教育・福祉・行政・司法等の代表者 (約50名)
- ▶ 内容：要保護児童家庭等への適切な支援を図るため、各機関における情報交換及び支援に関する協議を行う。
- ▶ 部会：①市町村部会 ②ヤングケアラー支援ネットワーク会議

効果

- ✓ 市町村部会の定期開催により、市町村が主体的に助言し合う関係を構築。
- ✓ 間接的な子ども家庭総合支援拠点の設置促進。
- ✓ ヤングケアラー支援の検討等、子ども家庭に係る関係機関との支援体制を構築しやす。



第1回「子どもを守る山梨ネットワーク会議」の様子 (R2.11)

施策② 児童家庭支援センターの強化 (R4～R5年度予定)

- 県東部 (郡内地域) への児童家庭支援センター新規設置
- これまで、児童センが県中西部 (国中地域) のみで、郡内地域への支援が行き届いておらず、協議していない市町村もあり。
- 児童センがないことで、比較的軽微なケースも郡内の児相へ送致。
- 社会資源確保の必要性を重視し、県が郡内地域に所在する児童養護施設に、児童セン設置の働きかけを実施。
- 市町村の課題やニーズを踏まえた支援メニューを用意できるよう、意見交換会等の機会を設ける。
- 特に、郡内ではショートステイ実施施設がなく、需要も高いことから導入を進めたい。



展望

- ・来年度は、児童セン指導委託を推進し、児相の業務負担軽減に繋げたい。
- ・児童セン指導委託は、間接的な市町村の人材育成にもなると考えている。

課題・今後の取組方針

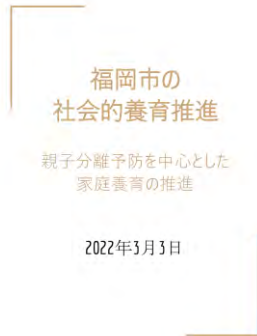
- ▶ 県版要対協の取り組みを通じ、市町村同士が直接関われる関係づくりを目指す。
- ▶ 県版要対協の市町村部会では、市町村から主体的に課題を提起する場としても運営する考え。
- ▶ 市町村への児童家庭支援センターの周知。(ショートステイの活用等)

市町村が主体的に関わり、協働できる体制の構築に向け、県が支援

市町村における子ども家庭支援体制の強化

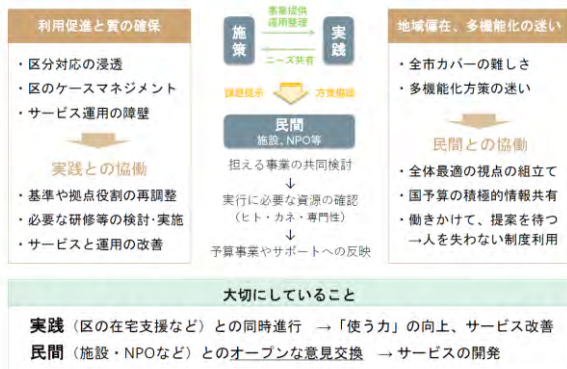
(2) 福岡市子ども未来局子ども部子ども家庭課子ども福祉係長 福井充氏

計画策定段階（平成30年度～令和元年度）



最適配置や指標化の難しさ	庁内のコンセンサス	予測や約束の限界
<ul style="list-style-type: none"> 領域と関係者の広範さ 関係者それぞれの思い 指標の重要性和非代表性 	<ul style="list-style-type: none"> 方針決定権者の理解 本体計画への反映 財政部門の壁 	<ul style="list-style-type: none"> 必要量の予測の限界 予算事業化の規模や時期、担い手などの確約困難
<ul style="list-style-type: none"> 「家庭養育」の共通理解 →関係者それぞれの強みを活かす展望の盛り込み 仕組/体制/メニューのつながりと具体策の記述 	<ul style="list-style-type: none"> 全体像の提示、視覚化 財政的利益とストーリー 先進事例分析と差別化 子ども像・家族像の共有 	<ul style="list-style-type: none"> 制度理念や子ども視点でポジショントークを回避 予測がずれた場合の対応の協議 多機能化イメージの共有
質量		
<ul style="list-style-type: none"> *実践の先行 →ニーズの具体的共有 (ex. 在宅サービス、妊娠相談、里親支援)、機能転換の誘因 *行政からの課題発信、各キーマンとの積極的意見交換 →関係者全体の前向きな展望 		

計画実行段階（令和2～3年度）



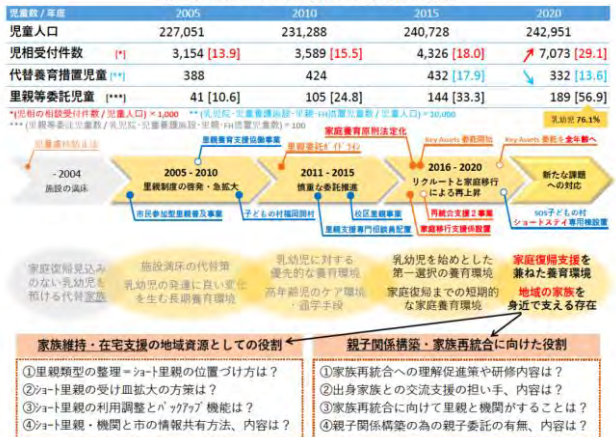
現在のチャレンジ
(令和3～4年度)

- * 研究との協働
 - ・ケースマネジメントの改善、評価
 - ・支援メニューの開発、評価
 - ・里親養育の質的向上
- * メニュー拡大と予算確保に向けて
 - ・民間助成活用によるサービス開発、担い手養成、エビデンス収集
 - ・積極的な報道発表
→市民の理解や支持の獲得
- * 当事者参加に向けた取組み
 - ・民間主催の研究会参加によるアドボカシーシステムの構築
 - ・意見表明支援の事業化
 - ・個別支援における家族参加

今後に向けて
(令和5～6年度)

- * 施設多機能化の本格化
 - ・乳児院と母子生活支援施設の改築後のランニング（下記メニュー）等
- * さらなるメニュー拡大・アクセス向上
 - ・既存メニュー（訪問相談、育児・家事ヘルパー、子ども訪問相談、ショートステイ、妊娠相談、親子入所）の偏在解消
 - ・新規メニュー（訪問型・通所型の親子関係形成、里親による親子支援、親子ショートステイ、日常的な居場所づくり等）
- * 早期支援の体制・メニューの構築
 - ・要対協受理以前の早期サポートを
にうマネジメント部門とメニュー
 - ・R6改正法施行に向けた試行実施

福岡市における里親養育の役割変化と課題



学校法人早稲田大学 研究院総合研究機構

早稲田大学社会的養育研究所

都道府県社会的養育推進計画の好事例集作成と自治体向けシンポジウム

(都道府県社会的養育推進計画の実践に向けた調査研究) 報告書

2022 (令和4) 年3月
